

[illegible]

	番号番号ポートビリティを実現するため、第一種指定加入者交換機において、リテ第一種指定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号により、他の電気通信事業者が設置する交換等設備に直接収容された固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。）又は当該他の電気通信事業者が設置する交換等設備を識別する機能	加入特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する換機第一種指定中継系伝送路専用設備等を第一種指定加入トラ者交換機に収容する装置シクにおいて、当該第一種指ポー定中継系伝送路設備等をト機介して伝送される信号を能編集する機能	加入第一種指定加入者交換機者と交と第一種指定中継交換機との間に設置される第一共用種指定中継系伝送路設備トラ等（特定の電気通信事業シク者に係る通信を専ら伝送ポーするものを除く。）を第一ト機種指定加入者交換機に収容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能	三 削除	三の二 第一種指定市内交換局に光信号電気信号変換装置設置される光信号電気信号変換装置により光信号（第一種指定信号変と電気信号との変換を行う市内交換局に設置されるものに限る。） 三の三 第一種指定市内交換局に光信号分離装置
--	--	---	--	---------	---

[illegible]

り、かつ、今後相当の需要の増加が見込まれるものである場合

二 前号以外の場合であつて、接続料の急激な変動を緩和する必要があるとき。

3 特別法定機能に係る接続料の原価及び利潤は、当該特別法定機能と同等の機能を用いて提供される電気通信役務に関する料金から、当該電気通信役務に関する料金の原価（営業費、減価償却費、諸税及び報酬に相当する費用に限る。以下この項において同じ。）に対して営業費から接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載される費用に相当するものを差し引いたものが占める比率を当該電気通信役務に関する料金に乘じた額を差し引いて算定するものとする。ただし、他の電気通信事業者の選択により、事業者が、当該他の電気通信事業者との間における接続の申込受付及び故障対応に関する連絡調整の業務を行う場合にあつては、算定して得た額に、当該業務に係る費用の料金の原価に占める比率を当該電気通信役務に関する料金に乘じた額を合算して算定することができる。

（第一種指定設備管理運営費の算定）

第九条 一般法定機能に係る第一種指定設備管理運営費は、第四条の表の上欄に掲げる機能の区分ごとに、その対象設備等に係る費用の額を基礎として算定するものとする。ただし、他の電気通信事業者が設置する設備を利用して当該機能を提供する場合においては、当該設備の利用に必要な費用の総額を加えるものとする。

2 前項の費用は、法第三十三条第五項機能に係るものにあつては別表第五の設備区分別費用明細表に記載された費用とし、その他の一般法定機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用とする。ただし、前条第二項ただし書の規定に基づき接続料の原価及び利潤を算定する場合における一般法定機能に係る第一種指定設備管理運営費は、同表様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用の額及び通信量等の実績値を基礎として、合理的な将来の予測に基づき算定するものとする。

（第一種指定設備管理運営費の算定の特例）

第十条 前条の規定にかかわらず、対象設備等が法第三十三条第五項機能に係る設備以外の設備である場合であつて、当該対象設備等が帰属する設備区分が接続会計規則別表第二様式第四の

設備区分別費用明細表において独立した設備区分として整理されていないときは、第一種指定設備管理運営費の額は、次に掲げる式により計算することができる。この場合において、対象設備等が法定耐用年数経過後において更改されていないときは、当該対象設備等の取得固定資産価額から残存価額を減じた差額を法定耐用年数で除して得た額を控除するものとする。

（注）この式において、
① 取得固定資産価額とは、取得した固定資産の原価に、取得時の減価償却累計額を控除した額をいう。
② 残存価額とは、取得した固定資産の原価に、取得時の減価償却累計額を控除した額をいう。
③ 法定耐用年数とは、当該固定資産の法定耐用年数をいう。

2 前項の取得固定資産価額は、合理的な予測に基づき算定された対象設備等の購入価格又はそれに相当する額及び設置工事費等とする。

3 第一項の類似機能に係る第一種指定設備管理運営費の算定の対象となる設備の取得固定資産価額は、接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の取得価額を基礎として算定された額とする。

（他人資本費用）

第十一条 一般法定機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

他人資本費用Ⅱ当該一般法定機能に係るレートベースⅡ×他人資本比率×他人資本利率
一般法定機能に係るレートベースの額は、次に掲げる式により計算する。

2 当該一般法定機能に係るレートベースⅡ（対象設備等の正味固定資産価額×（1＋繰延資産比率＋投資等比率＋貯蔵品比率）＋運転資本）×原価及び利潤の算定期間

3 前項の対象設備等の正味固定資産価額は、法第三十三条第五項機能に係るものにあつては別表第三様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の一般法定機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として、算定された額とする。ただし、第八条第二項ただし書の規定に基づき接続料の原価及び利潤を算定する場合における一般法定機能の対象設備等の正味固定資産価額は、同表様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額及び通信量等の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定された額とする。

4 第二項の繰延資産比率、投資等比率及び貯蔵品比率は、それぞれ、接続会計規則別表第二様

式第二に記載された第一種指定設備管理部門の電気通信事業固定資産の額に対する繰延資産及び投資その他の資産（第一種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものに限る。）の額の占める比率並びに電気通信事業会計規則別表第二様式第一に記載された固定資産の額から同表様式第一に記載された投資その他の資産の額を除いた額に対する貯蔵品の額の占める比率の実績値を基礎として算定する。

5 第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。ただし、法第三十三条第五項機能に係る同式の適用については、同式中「対象設備等の第一種指定設備管理運営費（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）」とあるのは、「対象設備等の第一種指定設備管理運営費（第六条第一項に規定する新たに構成するものとした場合に用いることとなる電気通信設備の管理運営に必要な費用を含み、減価償却費、通信設備使用料及び固定資産税相当額を除く。）」とする。

6 第一項の他人資本比率は、負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値を基礎として算定する。

7 第一項の他人資本利率は、社債、借入金及びリース債務（以下「有利子負債」という。）に対する利率並びに有利子負債以外の負債に対する利率相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したものである。

8 前項の有利子負債に対する利率は、有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るものの額の比率の実績値を基礎として算定する。

9 第七項の有利子負債以外の負債に対する利率相当率は、当該負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値とする。

（自己資本費用）
第十二条 一般法定機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

自己資本費用Ⅱ当該一般法定機能に係るレートベースⅡ×自己資本比率×自己資本利率
前項の自己資本比率は、一から前条第一項の他人資本比率を差し引いたものとする。

3 第一項の自己資本利率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利率の過去三年間（リスク（通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下この条において同じ。）の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。）の平均値又は主要企業の平均自己資本利益率の過去五年間の平均値のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。

期待自己資本利益率Ⅱリスクの低い金融商品の平均金利Ⅱ×（主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利）

4 前項のⅡは、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、他産業における同様の値を勘案した合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に代えて株式価格を採用することを妨げない。

5 第三項の規定にかかわらず、第一種指定設備管理運営費の額が第十条第一項に掲げる式により計算される場合（対象設備等を撤去した際の残存価額相当額の支払いを要する場合に限る。）においては、第一項の自己資本利率は過去三年間のリスクの低い金融商品の平均金利の平均値又は主要企業の平均自己資本利益率の過去五年間の平均値のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。

（調整額）

第十二条の二 一般法定機能に係る調整額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める式により計算する。

一 当期算定方式が第一号将来原価等方式である場合

調整額Ⅱ 0

二 当期算定方式が第二号長期将来原価方式である場合 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める式

イ 前期算定方式が第一号将来原価等方式である場合

調整額Ⅱ 0

ロ 前期算定方式及び前々期算定方式が実績原価等方式である場合

- ハ 前期算定方式及び前々期算定方式が第二号長期将来原価方式又は実績原価等方式である場合（ロに掲げる場合を除く。）
調整額Ⅱ前期費用収入間予測差額＋前々期差額実績予測間差分
ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合
調整額Ⅱ前期費用収入間予測差額
三 当期算定方式が実績原価等方式である場合、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める式
イ 前期算定方式が第一号将来原価等方式である場合
調整額Ⅱ 〇
ロ 前期算定方式が第二号長期将来原価方式である場合であつて、前々期算定方式が第一号将来原価等方式であるとき
調整額Ⅱ前期費用収入間予測差額
ハ 前期算定方式が第二号長期将来原価方式である場合（ロに掲げる場合を除く。）
調整額Ⅱ前期費用収入間予測差額＋前々期差額実績予測間差分
ニ 前期算定方式が実績原価等方式である場合であつて、前々期算定方式が第一号将来原価等方式であるとき
調整額Ⅱ 〇
ホ 前期算定方式が実績原価等方式である場合であつて、前々期算定方式が第二号長期将来原価方式であるとき
調整額Ⅱ前々期差額実績予測間差分
ヘ イからホまでに掲げる場合以外の場合
調整額Ⅱ前々期費用収入間差額
前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 第一号将来原価等方式 第八条第二項第一号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき接統料の原価及び利潤を算定する方式又は第六条の規定により整理された第一種指定電気通信設備の資産及び費用に基づき接統料の原価及び利潤を算定する方式をいう。
二 第二号長期将来原価方式 第八条第二項第二号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき接統料の原価及び利潤を算定する方式であつて、当該原価及び利潤の算定期間が一年を超えるものをいう。
三 実績原価等方式 接統料の原価及び利潤を算定する方式であつて、前二号に掲げる方式以外のものをいう。

- 四 当期算定方式 前項の規定により計算しようとする調整額がその原価及び利潤に算入される接統料が設定方式の種類のいう。
 - 五 前々期算定方式 前期算定期間（前号に規定する算定期間の直前の算定期間をいう。以下この項において同じ。）において設定される接統料の算定方式の種類のいう。
 - 六 前々期算定期間 前々期算定期間（前期算定期間の直前の算定期間をいう。第九号において同じ。）において設定される接統料の算定方式の種類のいう。
 - 七 前期費用収入間予測差額 前期算定期間における費用の額（前年度の費用（第一種指定設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額であつて、前項の規定により調整額を算定する機能に係るもの）をいう。次号及び第九号において同じ。）は、合理的な予測に基づき計算するものとする。）と前期算定期間における接統料の原価及び利潤に算入された調整額との合計額から、前期算定期間における接統料収入の額（前年度の需要は、合理的な予測に基づき計算するものとする。）を減じた額をいう。
 - 八 前々期差額実績予測間差分 前々期算定期間における費用（実績値に基づくものとする。次号において同じ。）の額から前々期算定期間における接統料収入（実績値に基づくものとする。次号において同じ。）の額を減じた額から、前々期算定期間における費用（前期算定期間において設定された接統料の原価及び利潤に算入された調整額の計算に用いられたものとする。）の額から前々期算定期間における接統料収入（前期算定期間において設定された接統料の原価及び利潤に算入された調整額の計算に用いられたものとする。）の額を減じた額をいう。
 - 九 前々期費用収入間差額 前々期算定期間における費用の額と前々期算定期間における接統料の原価及び利潤に算入された調整額との合計額から、前々期算定期間における接統料収入の額を減じた額をいう。
- 第十三条** 一般法定機能に係る利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。
- 利益対応税Ⅱ（自己資本費用÷当該一般法定機能に係るレートベース×他人資本比率×有

- 2 前項の他人資本比率は、第十一条第一項の他人資本比率とする。
 - 3 第一項の有利子負債以外の負債比率は、有利子負債以外の負債の額が負債の額に占める比率の実績値を基礎として算定する。
 - 4 第一項の利益対応税率は、法人税、事業税及びその他所得に課される税の税率の合計を基礎として算定された値とする。
- 第五章 接続料設定**
- （接続料設定の原則）
- 第十四条** 接続料は、一般法定機能ごとに、当該接続料に係る収入が当該接続料の原価及び利潤の合計額に一致するように定めなければならない。
- 1 前項の接続料に係る収入は、当該接続料を算定する一般法定機能ごとの通信量等（当該一般法定機能に対応した設備等に関し、他の電気通信事業者との間で事業者が電気通信事業法施行規則第二十三条の四第二項第十号の四に規定する方式を採用するときは、第一種指定電気通信設備と当該他の電気通信事業者の電気通信設備との間の通信量等を含む。以下この項において同じ。）の直近の実績値に当該接続料を乗じて算定した額とする。ただし、第八条第二項ただし書又は第十条の規定に基づき接続料の原価を算定した場合は、通信量等の直近の実績値に代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いるものとする。
- 2 接続料の体系は、当該接続料に係る第一種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、回線数、通信回数、通信量、距離等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。
- （利用者料金との比較による接続料の水準の調整）
- 第十四条の二** 接続料の水準は、当該接続料に係る特定接続がある場合には当該特定接続に関し事業者が取得すべき金額も考慮して、当該事業者が提供する電気通信役務（卸電気通信役務を除く。）に関する料金の水準との関係により、当該事業者の設置する第一種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとする方法により設定するものとする。ただし、利用者料金の水準が不当な競争を引き起こすもの

- である場合等、当該方法によつては接続料の水準を設定することが困難な場合（第三条ただし書の規定により総務大臣の許可を受ける場合を除く。）は、この省令の他の規定（同条ただし書の規定を除く。）により接続料の水準を最も低いものとなるように設定すれば足りる。
- 第十五条** 第四条の表二の項の機能（メタル回線収容機能、加入者交換機能及び信号制御交換機能に限る。）及び五の項の中継交換機能の接続料は、少なくとも、通信路を設定する機能及び通信路を保持する機能の別に、それぞれの機能に関連する部分の費用が対象設備等の費用に対して占める比率等を勘案して設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りでない。
- 2 前項の場合において、通信路を設定する機能の接続料は通信回数単位として、通信路を保持する機能の接続料は通信時間を単位として、それぞれ設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、通信ビット数その他の単位を組み合わせで定めることができる。
- 3 第四条の表二の項の一般収容ルータ優先パケット識別機能に係る接続料は、契約数を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りでない。
- （番号ポータビリティ機能の接続料）
- 第十五条の二** 第四条の表二の項の番号ポータビリティ機能の接続料は、当該機能により通信路が変更された通信の回数を単位として設定するものとする。ただし、固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を事業者に支払うことに合理的な理由があり、その支払いが確保される場合には、当該回数に代えて、当該機能に係る第一種指定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号の数を単位として設定することができる。
- （市内伝送機能等の接続料）
- 第十六条** 第四条の表二の項の機能（加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能

能に限る。）、六の項の機能（中継伝送専用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び六の二の項の一般中継系ルータ接続伝送機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせることで定めることができる。（端末回線伝送機能等の接続料）

第十七条 第四条の表一の項の機能（帯域分割端末回線伝送機能、光信号端末回線伝送機能、総合デジタル通信端末回線伝送機能及びその他端末回線伝送機能に限る。次項において同じ。）、三の二の項の機能、三の三の項の機能、六の項の機能（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。次項において同じ。）及び六の三の項から七の項までの機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせることで定めることができる。

第十八条 第四条の表一の項の機能（帯域透過端末回線伝送機能、光信号端末回線伝送機能、総合デジタル通信端末回線伝送機能及びその他端末回線伝送機能に限る。次項において同じ。）、三の二の項の機能、三の三の項の機能、六の項の機能及び七の項の機能については、回線容量にあつては少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、光信号伝送用の回線数にあつては芯線数ごとに、それぞれ細分化して設定するものとする。

第十九条 第四条の表一の項の機能（帯域透過端末回線伝送機能に限る。）、接続料は、回線数を単位として設定するものとする。

第二十条 第四条の表一の項の機能（帯域透過端末回線伝送機能に限る。）、接続料は、回線数を単位として設定するものとする。

第二十一条 第四条の表一の項の機能（帯域透過端末回線伝送機能に限る。）、接続料は、回線数を単位として設定するものとする。

を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りでない。

第二章 第四節 第四項の機能（一般中継系ルータ交換伝送機能に係る接続料は、データ伝送業務に関するものについては回線容量を単位として、音声伝送業務に関するものについては通信量を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。）

第二十三条 第四項の機能（データ伝送業務に関するものについては回線容量を単位として、音声伝送業務に関するものについては通信量を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。）

第二十四条 第四項の機能（データ伝送業務に関するものについては回線容量を単位として、音声伝送業務に関するものについては通信量を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。）

第二十五条 第四項の機能（データ伝送業務に関するものについては回線容量を単位として、音声伝送業務に関するものについては通信量を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。）

第二十六条 第四項の機能（データ伝送業務に関するものについては回線容量を単位として、音声伝送業務に関するものについては通信量を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。）

第二十七条 第四項の機能（データ伝送業務に関するものについては回線容量を単位として、音声伝送業務に関するものについては通信量を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。）

第二十八条 第四項の機能（データ伝送業務に関するものについては回線容量を単位として、音声伝送業務に関するものについては通信量を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。）

第二十九条 第四項の機能（データ伝送業務に関するものについては回線容量を単位として、音声伝送業務に関するものについては通信量を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。）

第三十条 第四項の機能（データ伝送業務に関するものについては回線容量を単位として、音声伝送業務に関するものについては通信量を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。）

第三十一条 第四項の機能（データ伝送業務に関するものについては回線容量を単位として、音声伝送業務に関するものについては通信量を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。）

第三十二条 第四項の機能（データ伝送業務に関するものについては回線容量を単位として、音声伝送業務に関するものについては通信量を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。）

第三十三条 第四項の機能（データ伝送業務に関するものについては回線容量を単位として、音声伝送業務に関するものについては通信量を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。）

第三十四条 第四項の機能（データ伝送業務に関するものについては回線容量を単位として、音声伝送業務に関するものについては通信量を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。）

第三十五条 第四項の機能（データ伝送業務に関するものについては回線容量を単位として、音声伝送業務に関するものについては通信量を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。）

第三十六条 第四項の機能（データ伝送業務に関するものについては回線容量を単位として、音声伝送業務に関するものについては通信量を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。）

第三十七条 第四項の機能（データ伝送業務に関するものについては回線容量を単位として、音声伝送業務に関するものについては通信量を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。）

第三十八条 第四項の機能（データ伝送業務に関するものについては回線容量を単位として、音声伝送業務に関するものについては通信量を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。）

第三十九条 第四項の機能（データ伝送業務に関するものについては回線容量を単位として、音声伝送業務に関するものについては通信量を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。）

優先電気通信事業者の電気通信設備を識別する電気通信番号を指定加入者交換機に登録し、当該指定加入者交換機により、加入者回線ごとにあらかじめ指定された電気通信事業者の電気通信設備に優先的に接続するため、その登録した電気通信番号を識別する機能
--

第四十条 第四項の機能（データ伝送業務に関するものについては回線容量を単位として、音声伝送業務に関するものについては通信量を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。）

（経過措置）

（施行期日）

（附則）

（再計算）

（再計算）

開始する事業年度の接統料（前条の規定にかかわらず平成11年4月1日以後に開始する事業年度の通信量等を用いて算定する）とした場合の平成14年4月1日以後に開始する事業年度の接統料）×50%、（平成14年4月1日以後に開始する事業年度の接統料）

二 前号の期間に、法第三十八条の二第四項の機能（第四条の表五の項及び六の項（中継伝送共用機能に限る。）の機能を除く。）に係る接統料が次に掲げる式により計算する上限値を超えないこと

上限値Ⅱmax〔平成11年4月1日以後に開始する事業年度の接統料－（平成11年4月1日以後に開始する事業年度の接統料－前条の規定にかかわらず平成11年4月1日以後に開始する事業年度の通信量等を用いて算定する）とした場合の平成14年4月1日以後に開始する事業年度の接統料）×80%〕、（平成14年4月1日以後に開始する事業年度の接統料）

四 前号の期間に、法第三十八条の二第四項の機能（第四条の表五の項及び六の項（中継伝送共用機能に限る。）の機能を除く。）に係る接統料が次に掲げる式により計算する上限値を超えないこと

上限値Ⅲmax〔平成11年4月1日以後に開始する事業年度の接統料－（平成11年4月1日以後に開始する事業年度の接統料－前条の規定にかかわらず平成11年4月1日以後に開始する事業年度の通信量等を用いて算定する）とした場合の平成14年4月1日以後に開始する事業年度の接統料）×80%〕、（平成14年4月1日以後に開始する事業年度の接統料）

三 平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの期間に、第四条の表五の項及び六の項（中継伝送共用機能に限る。）の機能に係る接統料が次に掲げる式により計算する上限値を超えないこと

上限値Ⅳmax〔平成11年4月1日以後に開始する事業年度の接統料－（平成11年4月1日以後に開始する事業年度の接統料－前条の規定にかかわらず平成11年4月1日以後に開始する事業年度の通信量等を用いて算定する）とした場合の平成14年4月1日以後に開始する事業年度の接統料）×45%〕、（平成14年4月1日以後に開始する事業年度の接統料）

の接続料（平成11年4月1日以後に開始する事業年度の接続料）前条の規定にかかわらず平成11年4月1日以後に開始する事業年度の通信量等を用いて算定するとした場合の平成14年4月1日以後に開始する事業年度の接続料）×70%、（平成14年4月1日以後に開始する事業年度の接続料）

第九条 事業者は、その経営に及ぼす影響を緩和するため必要がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の施行の際法第三十八条の二第二項の規定により現に認可を受けている接続料に定める接続料であつて、第四条の表の二の項に規定する加算者交換機能に係る接続料に統合されることになるものを平成十四年四月一日までの期間で段階的に廃止することができる。

第十条 事業者は、事業者が附則第六条第二項の規定に基づいて申請し、法第三十八条の二第二項の規定により認可を受けた接続料に定める接続料を、平成十二年四月一日から適用することができる。

第十一条 この省令の施行の際現にされている法第三十八条の二第二項の申請に係る接続料に定める接続料については、この省令の規定は適用せず、なお従前の例による。

第十二条 この省令の施行の際現に法第三十八条の二第二項の認可を受けている接続料に定める接続料の精算については、第二十二條の規定は適用せず、旧原価算定規則第十五條の規定はなお効力を有する。この場合において、旧原価算定規則第十五條中「接続料を再計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは」とあるのは「接続料を変更したときは」と、「省令で定める機能」とあるのは「接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第四条に規定する機能」と、「変更前後」とあるのは「変更前の額と接続料を廃止前の指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則（平成九年郵政省令第九十二号）の規定により算定するものとした場合の額」と読み替へるものとする。

第十三条 事業者は、法第三十八条の二第二項の規定により接続料の変更をするに際しては、第十九条で定めるところにより通信量等を記録することができるところの間は、これらに代えて、事業者が現に記録している通信量等を用いることとする。

第十四条 第四条の表十三の項の機能のうち専用
役務の提供に当たって用いられるものと同等の
機能に係る接続料（電気通信事業を営む者の電
気通信設備との接続に関するものに限る。）以
外のものについては、当分の間は、第八条第三
項及び第十八条の規定は適用せず、なお従前
の例による。

第十五条 この省令の施行の日から平成十二年
十二月三十日までの間は、第五条中「二の項
（加 入者交換機能のうち番号ポータビリティ
を実現するため、指定端末系伝送路設備を識
別するための電気通信番号により、他の電気
通信事業者の固定端末系伝送路設備を識別す
る機能及び優先接続機能を除く。）」とある
のは、「二の項」とする。

（検討）

第十六条 事業者は、この省令の施行後二年
を目途として総務大臣が行うこの省令の規
定についての見直し結果に基づいて、必要
な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二年九月二七日郵政省令
第六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正
する法律（平成十一年法律第八十八号）の
施行の日（平成十三年一月六日）から施行
する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前の様式又は
書式により調製した用紙は、この省令の施
行後においても当分の間、使用することが可
い。この場合、改正前の様式又は書式によ
り調製した用紙を補修して、使用すること
がある。

附 則（平成二三年四月六日総務省令第
六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年六月一日総務省令
第八五号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 電気通信事業者は、この省令の施行の際
電気通信事業法（以下「法」という。）第
三十八条の二第二項の規定により現に認可
を受けているところに接続料について、この
省令の定めるところに合致させるため、この
省令の施行の日から速やかに同項の規定に
基づく変更の申請をしなければならない。

- 3 前項の申請に基づく認可に関する処分があるまでの間は、現に認可を受けている接続約款は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則及び接続料規則の定めるところに合致しているものとみなす。
- 4 第二項の規定に基づく申請に基づく処分があるまでの間は、法第三十八条の第二項の申請に係る接続約款については、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則及び接続料規則の規定は適用しない。

附則（平成一三年一月二九日総務省令第一五三号）

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十二号）の施行の日（平成十三年十一月三十日）から施行する。

附則（平成一三年二月一日総務省令第一六五号）

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）
- 2 この省令による改正後の接続料規則（以下「新規則」という。第四条の表備考二への規定（第五条において引用する場合を含む。）は、平成十六年三月三十一日までの間は、適用しない。
- 3 事業者は、この省令の施行の際電気通信事業法第三十八条の第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、この省令の定めるところに合致させるため、この省令の施行の日から二月以内に同項の規定に基づく変更の申請をしなければならない。
- 4 現に認可を受けている接続約款は、前項の申請に基づき認可に関する処分があるまでの間、新規則の定めるところに合致しているものとみなす。

附則（平成一四年二月二〇日総務省令第一四号）

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）
- 2 この省令による改正後の接続料規則（以下「新規則」という。第八条第三項ただし書の規定は、平成十四年六月三十日までの間は、適用しない。
- 3 事業者は、この省令の施行の際電気通信事業法第三十八条の第二項の規定により現に認可

2 事業者は、この省令の施行の際電気通信事業法第三十八条の二第二項の規定により現に認可

を受けている接続料規約について、この省令による改正後の接続料規約（次項において「新規規則」という。）の規定に合致させるため、この省令の施行の日から速やかに、同項の規定に基づく変更の申請をしなければならない。

3 現に認可を受けている接続料規約は、前項の申請に基づく認可に関する処分があるまでの間は、新規規則の規定に合致しているものとみなす。

附 則（平成一五年九月二六日総務省令第一一八号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十五年四月十一日から適用する。

附 則（平成一六年三月二二日総務省令第四四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成一六年四月一日総務省令第七九号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年二月一四日総務省令第四四号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項から第四項までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 総務大臣は、この省令の施行後速やかに、この省令による改正後の接続料規約（以下「新規規則」という。）第六条第一項の規定による通知を行うものとする。

3 事業者は、新規規則の施行の際電気通信事業法（以下「法」という。）第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続料規約について、新規規則の規定に合致させるため、新規規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

4 総務大臣は、前項の申請が新規規則の規定に適合している場合は、新規規則の施行前においても当該申請を認可することができる。

5 附則第三項に規定する申請に対する認可の処分の日が平成十七年四月一日後となる場合において、新規規則の施行の際現に認可を受けている

接続料規約は、当該処分の日までの間は、新規規則の規定に合致しているものとみなす。

6 事業者は、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「規則」という。）第四条の表二の項の加入者交換機能の接続料を変更する場合には、その原価及び利潤は規則別表第一の一第一表に掲げる第一種指定加入者交換機に係る設備のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤を控除して算定するものとする。

7 前項の規定にかかわらず、事業者は、令和六年十二月三十一日までの間、その提供する電気通信業務に関する料金に及ぼす影響を緩和するため、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤の一部を加入者交換機能の接続料の原価及び利潤に加算することができる。

8 前項の加算は、次の要件を確保するものでなければならぬ。

一 平成十七年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の五分の四を超えない額を加算するものであること

二 平成十八年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の五分の三を超えない額を加算するものであること

三 平成十九年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の五分の二を超えない額を加算するものであること

四 平成二十年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの（き線点遠隔収容装置から加入者交換機設置局間、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）との接続に関する接続料の原価の五分の一を超えない額（第一種指

定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機設置局間、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の二を超えない額）を加算するものであること

五 平成二十一年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機設置局間、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価の五分の三を超えない額を加算するものであること

六 平成二十二年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機設置局間、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価の五分の四を超えない額を加算するものであること

七 平成二十三年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機設置局間、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価を超えない額を加算するものであること

八 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機設置局間、局設置簡易遠隔収容装置設置局又は局設置遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔収容装置から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤を超えない額を加算するものであること。

9 事業者は、規則第四条の表十二の項の機能に係る接続料を変更する場合には、その原価及び

利潤は、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤（公衆電話機（電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第十四条第二号の二に掲げる電気通信業務で用いる電話機を除く。）から発信される通信に係るものに限る。次項において同じ。）の全部又は一部を加算して算定することができる。

10 前項の加算は、令和六年十二月三十一日までの間、次の要件を確保するものでなければならぬ。

一 平成十九年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の五分の三を超えない額を加算するものであること。

二 平成二十年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの（き線点遠隔収容装置から加入者交換機設置局間、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）との接続に関する接続料の原価の五分の四を超えない額（第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機設置局間、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の三を超えない額）を加算するものであること。

三 平成二十一年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機設置局間、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の二を超えない額を加算するものであること。

四 平成二十二年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、

き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の一を超えない額を加算するものであること。

五 平成二十三年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、加算しないものであること。

六 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔収容装置から加入者交換機設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔収容装置から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤については、加算しないものであること。

11 附則第八項第四号から第七号まで及び前項第二号から第五号までのき線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの並びに附則第八項第八号及び前項第六号のき線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局又は局設置遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔収容装置から加入者交換機設置局間に設置するものについては、現に事業者が設置する局設置遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置されているものに限る。

12 事業者は、法第三十三条第五項の総務省令で定める機能に係る接続料の変更に際し、当該機能に係る通信量等については、令和六年十二月三十一日までの間、規則第十九条の規定により記録された通信量等に代えて、当該変更が適用される年度の前年度の下半年と当該変更が適用される年度の上半期の通信量等の合算値を用いることができる。

13 事業者は、前項の合算値を用いる場合において、規則第十九条の規定により記録された通信

量等が存在しない場合には、これに代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いるものとする。

14 前項の予測値を用いる場合には、事業者は、当該予測値を得るために必要な各月の通信量等を記録しておくなければならない。ただし、この項で定めるところにより通信量等を記録することができるとの間は、これらに代えて、事業者が現に記録している通信量等を用いることとする。

15 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する都道府県の区域（当該事業者が固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。）を設置する都道府県の区域に限る。）以外の都道府県の区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）の四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）の六の項の機能（中継伝送専用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものとして合算して算定するものとする。

16 事業者は、その第一種指定電気通信設備と接続する電気通信事業者の負担の増加を緩和させるため必要がある場合には、第四条の表二の項（加入者交換機専用トランクポート機能に限る。）及び五の項（中継交換機専用トランクポート機能に限る。）の機能に係る接続料について、新規規則の規定にかかわらず適切な方法で段階的に実施することができる。

17 現に法第三十三条第二項の認可を受けている接続約款に定める第四条の表二の項（加入者交換機専用トランクポート機能に限る。）の四の項、五の項（中継交換機専用トランクポート機能に限る。）及び六の項（中継交換機接続伝送専用機能に限る。）の機能に係る接続料については、平成十八年三月三十一日までの間は、

新規規則に基づき適切な方法で算定された接続料とみなす。

附則（平成一七年九月八日総務省令第一三八号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の接続料規則（以下「新規規則」という。）の機能に関する第五章の規定の適用については、平成十九年一月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3 事業者は、新規規則の施行の際電気通信事業法第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規規則の規定に合致させるため、この省令の施行の日から速やかに同項の規定に基づく変更の申請をしなければならない。

4 現に認可を受けている接続約款は、前項の申請に対する処分があるまでの間は、新規規則の規定に合致しているものとみなす。

附則（平成一八年二月九日総務省令第一八号）

1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

2 総務大臣は、この省令の公布後速やかに、改正後の接続料規則（以下「新規規則」という。）第六条第一項の規定による通知を行うものとする。

3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、新規規則の施行の際電気通信事業法第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規規則の規定に合致させるため、新規規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができ。

4 総務大臣は、前項の申請が新規規則の規定に適合している場合は、新規規則の施行前においても当該申請を認可することができる。

5 附則第三項の規定による申請に対する認可の日が平成十八年四月一日後となる場合において、新規規則の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規規則の規定に合致しているものとみなす。

附則（平成一九年二月七日総務省令第九号）

1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

2 総務大臣は、この省令の公布後速やかに、この省令による改正後の接続料規則（以下「新規規則」という。）の機能に関する通知を行うものとする。

3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、新規規則の施行の際電気通信事業法第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規規則の規定に合致させるため、新規規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができ。

4 総務大臣は、前項の申請が新規規則の規定に適合している場合は、新規規則の施行前においても当該申請を認可することができる。

5 附則第三項の規定による申請に対する認可の日が平成十九年四月一日後となる場合において、新規規則の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規規則の規定に合致しているものとみなす。

附則（平成一九年二月七日総務省令第一〇号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年七月六日総務省令第二八号）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二十二条を削る改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この省令による改正後の接続料規則（以下「新規規則」という。）第十二条の二の規定にかかわらず、新規規則の施行の際現に認可を受け、又は平成二十年四月一日前に開始する事業年度に適用する接続料の原価に加える調整額は、零とする。

3 事業者は、新規規則の規定にかかわらず、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第三十三条第十三項及び第十四項の規定により、平成十九年度（平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの期間をいう。以下この項において同じ。）の事

- 業年度の会計を整理し、接続料（新規則第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能に係るもの並びに法第三十三条第五項の機能に係るものを除く。以下この項において同じ。）を再計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、新規則第四条に規定する機能ごとに、当該機能に係る算定に用いる期間が平成十九年度の事業年度より前である原価により定めた接続料の変更前後の差額に当該機能に対する需要の実績値を乗じて得た額の二分之一に相当する額を、第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者と精算するものとする。ただし、新規則第八条第二項ただし書及び新規則第十条の規定に基づき当該機能に係る接続料の原価を算定した場合は精算することを要しない。
- 4 新規則の施行の際現に認可を受けている接続料又は新規則の施行後に認可を受け、かつ、平成二十年四月一日前に開始する事業年度に適用する接続料を変更して定める接続料は、新規則第十二条の二の規定の適用については、新たに設定する接続料とみなす。
- 附則（平成二〇二年二月八日総務省令第九号）**
（施行期日）
1 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。
（総務大臣による通知）
2 総務大臣は、この省令の公布後速やかに、この省令による改正後の接続料規則（以下「新規則」という。）第六条第一項の規定による通知を行うものとする。
（経過措置）
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、新規則の施行の際電気通信事業法第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に合致させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。
4 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても当該申請を認可することができる。
5 附則第三項の規定による申請に対する認可の日が平成二十年四月一日後となる場合において、新規則の施行の際現に認可を受けている接

- 続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に合致しているものとみなす。
- 附則（平成二〇二年二月八日総務省令第一〇号）**
この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成二〇二年三月二日総務省令第二七号）抄
（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成二〇二年七月七日総務省令第八〇号）
（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日までの間は、適用しない。
一 第二条中接続料規則第四条の表六の二の項（特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能に係る部分を除く。）の改正規定 平成二十一年三月三十一日
二 第二条中接続料規則第四条の表六の二の項の次に一項を加える改正規定 平成二十二年三月三十一日
（検討）
第二条 総務大臣は、この省令の施行後における接続料の原価算定に必要な配賦基準に関する状況及び第四条に規定する機能の利用の動向等を勘案し、必要があると認めるときは、この省令による改正後の接続料規則について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
附則（平成二二年二月三日総務省令第五号）
（施行期日）
1 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。
（総務大臣による通知）
2 総務大臣は、この省令の公布後速やかに、この省令による改正後の接続料規則（以下「新規則」という。）第六条第一項の規定による通知を行うものとする。
（経過措置）
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、新規則の施行の際電気通信事業法第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

- 4 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても当該申請を認可することができる。
5 附則第三項の規定による申請に対する認可の日が平成二十一年四月一日後となる場合において、新規則の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。
附則（平成二二年二月三日総務省令第六号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成二二年五月二日総務省令第五一号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成二二年一月八日総務省令第三号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成二二年二月二日総務省令第六号）
（施行期日）
1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。
（総務大臣による通知）
2 総務大臣は、この省令の公布後速やかに、この省令による改正後の接続料規則（以下「新規則」という。）第六条第一項の規定による通知を行うものとする。
（経過措置）
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、新規則の施行の際電気通信事業法第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。
4 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても当該申請を認可することができる。
5 附則第三項の規定による申請に対する認可の日が平成二十二年四月一日後となる場合において、新規則の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。
附則（平成二三年二月一日総務省令第一号）
（施行期日）
1 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

- （総務大臣による通知）
2 総務大臣は、この省令の公布後速やかに、この省令による改正後の接続料規則（以下「新規則」という。）第六条第一項の規定による通知を行うものとする。
（経過措置）
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、新規則の施行の際電気通信事業法第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。
4 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても当該申請を認可することができる。
5 附則第三項の規定による申請に対する認可の日が平成二十四年四月一日後となる場合において、新規則の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。
附則（平成二三年二月一日総務省令第二号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成二四年一月三〇日総務省令第七号）
（施行期日）
1 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。
（総務大臣による通知）
2 総務大臣は、この省令の公布後速やかに、この省令による改正後の接続料規則（以下「新規則」という。）第六条第一項の規定による通知を行うものとする。
（経過措置）
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、新規則の施行の際電気通信事業法第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。
4 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても当該申請を認可することができる。
5 附則第三項の規定による申請に対する認可の日が平成二十四年四月一日後となる場合において、新規則の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。
附則（平成二三年二月一日総務省令第二号）
この省令は、公布の日から施行する。

いる接続約款は、当該処分の日までの間は、新規の規定に適合しているものとみなす。

行期日)

(総務大臣による通知)

(經過措置)

4 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に

5 附則第三項の規定による申請に対

6 平成二十五年四月一日以降に開始する事

びに規則別表第一の一第一表に掲げる監視設備

7 前項の控除は、次

平成二十六年四月一日以降に開始する事業

平成二十七年四月一日以降に開始する事業

附則（平成二五年八月三〇日総務省令

行期目)

經過措置)

ついでに、この「一般中

当該事業者以外の電気通信事業者から当該事

日に開始する事業年度に適用する一般中継ル

行期日)

(総務大臣による通知)

(經過措置)

4 総務大臣は、前項の申請が新規則

5 附則第三項の規定による申請に対

附則（平成二七年一月一五日総務

行期目)

（準備行為）

3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信

4 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適

令の施行の

附則（平成二八年一

行期日)

(準備行為)

3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信

4 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適

附則（平成二八年三月二九日総務省令

行期日)

附則（平成二八年五月二三日総務省令

この省令は、

附 則（平成二八年二月一六日総務省令第九七号）

（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年一月四日総務省令第一号）

（施行期日）
1 この省令は、平成二九年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第五項までの規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）
2 総務大臣は、この省令の施行の日前において、この省令による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新規則」という。）に適合する手順を定める、第一種指定電気通信設備接続料規則第六条第一項の規定による通知を行うことができる。

3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令の施行の際現に認可を受けている電気通信事業法第三十三条第二項の規定による接続約款（附則第五項において「接続約款」という。）について、新規則の規定に適合させるため、この省令の施行の日前においても同条第二項の規定に基づく変更の認可申請をすることができる。

4 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、この省令の施行の日前においても、当該申請を認可することができる。

（経過措置）
5 附則第三項の申請に対する認可の日がこの省令の施行の日後となる場合における接続約款は、当該認可の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

附 則（平成三〇年一月一〇日総務省令第二号）

（施行期日）
1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第五項までの規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）
2 総務大臣は、この省令の施行の日前においても、この省令による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新規則」という。）に適合する手順を定める、第一種指定電気通信設備接続料規則第六条第一項の規定による通知を行うことができる。

3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令の施行の際現に認可を受け

ている電気通信事業法第三十三条第二項の規定による接続約款（附則第五項において「接続約款」という。）について、新規則の規定に適合させるため、この省令の施行の日前においても同条第二項の規定に基づく変更の認可申請をすることができる。

4 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、この省令の施行の日前においても、当該申請を認可することができる。

（経過措置）
5 附則第三項の申請に対する認可の日がこの省令の施行の日後となる場合における接続約款は、当該認可の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

附 則（平成三〇年二月二六日総務省令第六号）

（施行期日）
1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第六項までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則及び第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新接続料規則」という。）（以下これを「新規則」と総称する。）の施行の際電気通信事業法第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

3 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても当該申請を認可することができる。

4 前項の規定による申請に対する認可の処分の日が平成三十年四月一日後となる場合において、新規則の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

5 事業者は、当分の間、新接続料規則第十四条第二項ただし書の規定に基づき、通信量等の直近の実績値に代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いた場合であつて、その実績値が判明したときは、新接続料規則第四条の表に規定する次に掲げる機能を利用する電気通信事業者（事業者を除く。）ごとに当該機能ごとの実績値に基づく接続料を計算し、当該電気通信事業者と精算することができる。

一 同表二の項に規定する端末系ルータ交換機能

二 同表二の項に規定する一般収容ルータ優先パケット識別機能

三 同表五の項に規定する関門系ルータ交換機能

四 同表五の二の項に規定する音声パケット変換機能

五 同表六の二の項に規定する一般中継系ルータ交換伝送機能

六 同表九の項に規定するSIPサーバ機能
事業者は、当分の間、総務大臣の許可を受けて、新接続料規則第四条の表五の項に規定する関門系ルータ交換機能（インターネットへの接続を可能とする電気通信役務の提供に当たつて用いられるものに限り。）に係る接続料に相当する金額を当該機能の利用を停止した他の電気通信事業者から取得することができる。

附 則（平成三一年三月五日総務省令第一三三号）

（施行期日）
第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）
第二条 総務大臣は、この省令の施行の日前においても、第一条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新規則」という。）第六條第一項に規定する手順を定める通知及び附則第四条第一項第一号に規定する条件を定める通知を行うことができる。

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令の施行の際現に認可を受けている接続約款について、新規則等規定（新規則の規定、第二条の規定による改正後の接続料規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第十四号。以下「新平成十七年改正省令」という。）附則第六項から第八項まで及び第十二項から第十五項までの規定並びに附則第四条から第六条までの規定をいう。次項及び次条において同じ。）に適合させるため、この省令の施行の日前においても電気通信事業法（以下「法」という。）第三十三条第二項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

3 総務大臣は、前項の申請が新規則等規定に適合していると認めるときは、この省令の施行の日前においても、当該申請を認可することができる。

（経過措置）
第三条 前条第二項の申請があつた場合において、当該申請に対する処分の日がこの省令の施行の日後となるときは、この省令の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則等規定に適合しているものとみなす。

（接続料算定の特例）
第四条 次に掲げる場合における法第三十三条第四項第一号ロの総務省令で定める機能（以下この項において「法定機能」という。）については、新規則第四条の規定（同条の表二の項（加入者交換機能（同表備考二のイに掲げる機能を除く。）、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機専用トランクポート機能に係る部分に限る。）の四の項、五の項（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に係る部分に限る。）の六の項（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に係る部分に限る。）及び八の項に係る部分に限る。）は、適用しない。この場合において、法定機能は、同条に定める機能（同条の表一の項の機能、二の項の機能（端末系ルータ交換機能、一般収容ルータ優先パケット識別機能、加入者交換機能のうち同表備考二のイに掲げる機能、信号制御交換機能、優先接続機能及び番号ポータビリティ機能に限る。）の三の項から三の三の項までの機能、五の項の関門系ルータ交換機能、五の二の項の機能、六の項の機能（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。）並びに六の二の項から七の項まで及び九の項から十四の項までの機能に限る。）のほか、附則別表第一の機能の区分の欄及び内容の欄に定める機能とする。

一 新規則の規定（新平成十七年改正省令附則第六項から第八項まで及び第十二項から第十五項までの規定並びに接続料規則及び接続料規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成二十五年総務省令第一号。以下「平成二十五年改正省令」という。）附則第六項及び第七項を含む。）を適用することとしたならば算定されることとなる法第三十三条第五項機能（法第三十三条第五項の総務省令で定める機能をいう。以下同じ。）に係る接続料の水準が、電気通信役務（卸電気通信役務を除く。）に関する料金の水準との関係を

勘案し、より高度で新しい電気通信技術を利用して設備を構成するものとして接続料を算定することが必要であるものとして総務大臣が通知する条件に該当する場合（次号に掲げる場合を除く。）

二 算定しようとする接続料の原価及び利潤の算定期間（以下この号において「算定期間」という。）の直前の算定期間（次条第二項第三号において「前算定期間」という。）において同条第一項に規定する方法（同条第二項第一号において「特例算定方法」という。）により法第三十三条第五項機能に係る接続料を算定した場合

三 令和四年三月三十一日までの間において、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第一種指定電気通信設備を設置する単位指定区域（電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の二第二項に規定する単位指定区域をいう。以下この号において同じ。）以外の単位指定区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の電気通信事業者が存在する場合において、当該他の電気通信事業者の設置する第一種指定電気通信設備の機能（法第三十三条第五項機能に限る。次条第二項第二号において「他地域設備機能」という。）に係る接続料の水準が第一号に規定する条件に該当する場合（前二号に掲げる場合を除く。）

二 前項各号に掲げる場合における新規則第五条及び別表第六の規定の適用については、同条中「前条の表二の項の機能（加入者交換機能（同表備考二のイに掲げる機能を除く。）、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機専用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能」とあるのは「第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号。以下「平成三十一年改正省令」という。）附則別表第一の機能の区分の欄及び内容の欄に定める機能」と、同表様式第二の第五表中「中継伝送専用機能」とあるのは「加入者交換機専用トランクポート中継伝送専用機能」と、同表様式第二の第六表中「中継伝

送共用機能に係る回線数」とあるのは「第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間の中継伝送に係る回線数（加入者交換機専用トランクポート中継伝送専用機能に係るものを除く。）とする。

三 第一項各号に掲げる場合における法第三十三条第五項機能に関する資産及び費用の整理、原価及び利潤の算定並びに接続料の設定については、新規則第三章から第五章までの規定（第十四条の二の規定を除く。）は、適用しない。

第五 前条第一項各号に掲げる場合における法第三十三条第五項機能に係る接続料は、附則別表第一の機能の区分の欄及び内容の欄に定める機能ごとに、単位費用（附則別表第一の二又は附則別表第一の三の部分機能の区分の欄及び内容の欄に定める部分機能（附則別表第一の機能の区分の欄に定める機能となる機能をいう。以下同じ。）について附則別表第一の二又は附則別表第一の三の対象設備の欄に定める対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）に係る費用の額を用いて算定された当該部分機能の原価及び利潤の総額を当該部分機能に係る需要で除したものをいう。以下同じ。）の総額（以下「単位費用総額」という。）であつて附則別表第一の単位費用総額の算定方法（一）の欄に定める方法により算定したものに一から特定比率を減じた比率を乗じることにより算定した額に、単位費用総額であつて附則別表第一の単位費用総額の算定方法（二）の欄に定める方法により算定したものに特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定するものとする。

二 前項において、特定比率は、五分の一、五分の二、五分の三、五分の四又は五分の五のいずれかの比率であつて、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 その比率を用いて特例算定方法によることとしたならば算定されることとなる法第三十三条第五項機能に係る接続料の水準が前条第一項第一号の条件に該当しないこと。

二 全ての法第三十三条第五項機能（令和四年三月三十一日までの間においては、前条第一項第三号に該当する場合における他地域設備機能を含む。）について同一であること。

三 前条第一項第二号に掲げる場合にあつては、前算定期間に用いた比率よりも低くないものであること。

第六 新規則第三章から第五章までの規定（第六条、第七条、第八条（第一項及び第二項本文に限る。）、第九条（第一項及び第二項本文に限る。）、第十一条（第三項ただし書を除く。）、第十二条（第五項を除く。）、第十二条の二（第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第十三条、第十四条（第二項ただし書を除く。）、第十五条（第三項を除く。）並びに第十六条から第十七条までの規定に限る。）及び別表第一の一から別表第五までの規定並びに平成十七年改正省令附則第六項から第八項まで及び第十二項から第十五項までの規定並びに平成二十五年改正省令附則第六項及び第七項の規定は、附則別表第一の二の部分機能の区分の欄及び内容の欄に定める部分機能に係る単位費用の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

新規則第六項第一項	場合の当該第一種指定電気通信設備（新に構成するものとした場合に用いることとなる電気通信設備を含む。以下この項及び次項、次条、第十二条の二第二項第一号並びに別表第一の一において同じ。）	当該通知において定められる当該手順の適用の日	申請の日
新規則第六項第二項	適用の日	申請の日	
新規則第六項第三項	新規則第四項の対象設備	第一種指定電気通信設備接続料規則等（平成三十一年総務省令第十三号。以下「平成三十一年改正省令」という。）附則第五条第一項の対象設備等（平成三十一年改正省令附則別表第一の二の対象設備	

新規則 第八項	第一種指定設備管理運営費	の欄に定めるものに限る。）
新規則 第九項	第四条の表の上欄	平成三十一年改正省令附則別表第一の二の部分機能の区分の欄
新規則 第二項	費用とし、その他は接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用	
新規則 第十一項	別表第三様式第二	、別表第三様式第二
新規則 第十一項	基礎として、その他一般法定機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として、	基礎として
新規則 第十一項	減価償却費	第六条第一項に規定する新たに構成するものとした場合に用いることとなる電気通信設備の管理運営に必要な費用を含み、減価償却費
新規則 第十二項	次の各号	第一号
第一項		同号

[illegible]

部 換 交 系 末 端 1		部 換 交 系 中 継 2	
加入加入者交換機により通加入者交換機（端者交換の交換を行う部分機末系伝送路設備、交換部能（この項の加入者交中継系伝送路設備交換専用トランクポート等及び信号用伝送ト部及び加入者交換機装置とのそれぞれ共用トランクポート部に設置される（を除く。）伝送装置等を含む。）	加入特定の電気通信事業者者交に係る通信を専ら伝送交換機する中継系伝送路設備専用等を加入者交換機に収トラ容する装置において、ンク当該中継系伝送路設備ポー等を介して伝送されるト部信号を編集する部分機能	加入加入者交換機と中継交者交換機との間に設置され交換機の中継系伝送路設備等共用（特定の電気通信事業トラ者に係る通信を専ら伝ンク送するものを除く。）ポーを加入者交換機に収容ト部する装置において、当該中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する部分機能	中継中継交換機により通中継交換機（中継交換の交換を行う部分機能系伝送路設備等及専用トランクポート部とのそれぞれの間及び中継交換機共用トに設置される伝送ランクポート部を除装置等を含む。）
中継加入者交換機と中継交換機との間に設置され			中継特定の電気通信事業者交換に係る通信を専ら伝送機専する中継系伝送路設備用ト等の中継交換機に収容ランする装置において、当クボ該中継系伝送路設備等ートを介して伝送される信号を編集する部分機能

[illegible]

4 信号用伝送路設備及び信号用伝送路設備 号伝送信号用中継交換機により及び信号用中継交 部り信号を伝送交換する換機 部分機能		1 端末系交換機 部交換機		2 中継系交換機 部交換機		3 中継系交換機 部交換機	
附則別表第1の3（附則第5条関係）部分機能 の区分		対象設備		共用コアルータ		中継系交換機（この項の中継系 交換機）と交換機との間に設置さ れる伝送装置等 を含む。）	
1 端末系交換機 部交換機		中継系交換機 部交換機		中継系交換機 部交換機		中継系交換機 部交換機	
中継系交換機（この項の中継系 交換機）と交換機との間に設置さ れる伝送装置等 を含む。）		中継系交換機（この項の中継系 交換機）と交換機との間に設置さ れる伝送装置等 を含む。）		中継系交換機（この項の中継系 交換機）と交換機との間に設置さ れる伝送装置等 を含む。）		中継系交換機（この項の中継系 交換機）と交換機との間に設置さ れる伝送装置等 を含む。）	

4 信号用伝送路設備及び信号用伝送路設備 号伝送信号用中継交換機により及び信号用中継交 部り信号を伝送交換する換機 部分機能		1 端末系交換機 部交換機		2 中継系交換機 部交換機		3 中継系交換機 部交換機	
附則別表第1の3（附則第5条関係）部分機能 の区分		対象設備		共用コアルータ		中継系交換機（この項の中継系 交換機）と交換機との間に設置さ れる伝送装置等 を含む。）	
1 端末系交換機 部交換機		中継系交換機 部交換機		中継系交換機 部交換機		中継系交換機 部交換機	
中継系交換機（この項の中継系 交換機）と交換機との間に設置さ れる伝送装置等 を含む。）		中継系交換機（この項の中継系 交換機）と交換機との間に設置さ れる伝送装置等 を含む。）		中継系交換機（この項の中継系 交換機）と交換機との間に設置さ れる伝送装置等 を含む。）		中継系交換機（この項の中継系 交換機）と交換機との間に設置さ れる伝送装置等 を含む。）	

4 信号用伝送路設備及び信号用伝送路設備 号伝送信号用中継交換機により及び信号用中継交 部り信号を伝送交換する換機 部分機能		1 端末系交換機 部交換機		2 中継系交換機 部交換機		3 中継系交換機 部交換機	
附則別表第1の3（附則第5条関係）部分機能 の区分		対象設備		共用コアルータ		中継系交換機（この項の中継系 交換機）と交換機との間に設置さ れる伝送装置等 を含む。）	
1 端末系交換機 部交換機		中継系交換機 部交換機		中継系交換機 部交換機		中継系交換機 部交換機	
中継系交換機（この項の中継系 交換機）と交換機との間に設置さ れる伝送装置等 を含む。）		中継系交換機（この項の中継系 交換機）と交換機との間に設置さ れる伝送装置等 を含む。）		中継系交換機（この項の中継系 交換機）と交換機との間に設置さ れる伝送装置等 を含む。）		中継系交換機（この項の中継系 交換機）と交換機との間に設置さ れる伝送装置等 を含む。）	

音声1 音声収容ルータの設置基準 収容収容局であつて、収容回線に光地域IP回線が含まれないもの又はコア局との間の伝送（離島設備の適用区間に限る。）を無線伝送装置又は衛星通信設備により行うものには、音声収容ルータを設置する。 2 設備量の算定 (1) 音声収容ルータ設置局ごとに、次のアからウまでに求めたユニット数のうち最大のものを当該局の音声収容ルータユニット数とする。 ア 音声1Gポート数、ADSL地域IP1Gポート数及び音声収容ルータPTN（パケット伝送装置をいう。以下同じ。）対向1Gポート数の合計を音声収容ルータ収容率で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を音声収容ルータインタフェース数とし、これを音声収容ルータ1ユニット当たり最大インタフェース数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。） イ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁時呼量帯域（最繁時呼量に1接続当たり音声帯域及び音声パケット優先係数を乗じたものをいう。以下同じ。）並びにADSL地域IPサービスの最繁時呼量帯域の合計を音声収容ルータの最繁時呼量帯域とし、これを音声収容ルータ収容率及び音声収容ルータ1ユニット当たり最大処理最繁時呼量帯域で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。） ウ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁時呼量パケット数（最繁時呼量に1接続1秒当たり音声パケット数及び音声パケット優先係数を乗じたものをいう。以下同じ。）並びにADSL地域IPサービスの最繁時呼量パケット数の合計を音声収容ルータの最繁時呼量パケット数とし、これを音声収容ルータ収容率及び音声収容ルータ1ユニット当たり最大処理最繁時呼量帯域比により算定するもの（最繁時呼量帯域比により算定するもの）	音声1 音声収容ルータの設置基準 収容収容局であつて、収容回線に光地域IP回線が含まれないもの又はコア局との間の伝送（離島設備の適用区間に限る。）を無線伝送装置又は衛星通信設備により行うものには、音声収容ルータを設置する。 2 設備量の算定 (1) 音声収容ルータ設置局ごとに、次のアからウまでに求めたユニット数のうち最大のものを当該局の音声収容ルータユニット数とする。 ア 音声1Gポート数、ADSL地域IP1Gポート数及び音声収容ルータPTN（パケット伝送装置をいう。以下同じ。）対向1Gポート数の合計を音声収容ルータ収容率で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を音声収容ルータインタフェース数とし、これを音声収容ルータ1ユニット当たり最大インタフェース数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。） イ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁時呼量帯域（最繁時呼量に1接続当たり音声帯域及び音声パケット優先係数を乗じたものをいう。以下同じ。）並びにADSL地域IPサービスの最繁時呼量帯域の合計を音声収容ルータの最繁時呼量帯域とし、これを音声収容ルータ収容率及び音声収容ルータ1ユニット当たり最大処理最繁時呼量帯域で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。） ウ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁時呼量パケット数（最繁時呼量に1接続1秒当たり音声パケット数及び音声パケット優先係数を乗じたものをいう。以下同じ。）並びにADSL地域IPサービスの最繁時呼量パケット数の合計を音声収容ルータの最繁時呼量パケット数とし、これを音声収容ルータ収容率及び音声収容ルータ1ユニット当たり最大処理最繁時呼量帯域比により算定するもの（最繁時呼量帯域比により算定するもの）
---	---

共同利用 収容ルータ	1 共用収容ルータの設置基準 音声収容ルータを設置しない収容局には、 共用収容ルータを設置する。	（1） 共用収容ルータ設置局ごとに、次のアからエまでにより求めた共用収容ルータのユニット数のうち最大のものを当該局の共用収容ルータユニット数とする。 ア 共用収容ルータ1Gインタフェース数（音声1Gポート数）及びADSL地域1P1Gポート数の合計、共用収容ルータ1Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする）。を共用収容ルータ1Gボード数とし、これを共用収容ルータ1ユニット当たり最大1Gボード数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする）。
	2 設備量の算定	イ 共用収容ルータ10Gインタフェース数（光地域1P10Gポート数、共用収容ルータCDM（波長分割多重装置を用いたCDM））に対する1Gポート数（当

該局が収容局兼コア局以外の場合に限る。）、共用収容ルータ共用コアルータ対向10Gポート数（当該局が収容局兼コア局の場合に限る。）及び共用収容ルータ間渡り10Gポート数の合計）を共用収容ルータ10Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を共用収容ルータ10Gボード数とし、これを共用収容ルータ1ユニット当たり最大10Gボード数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

ウ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁時呼量帯域並びにADSL地域IPサービス及び光地域IPサービス（共用収容ルータに収容するものに限る。）の最繁時呼量帯域の合計を共用収容ルータの最繁時呼量帯域とし、これを共用収容ルータ収容率及び共用収容ルータ1ユニット当たり最大処理最繁時呼量帯域で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

エ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁時呼量パケット数並びにADSL地域IPサービス及び光地域IPサービス（共用収容ルータに収容するものに限る。）の最繁時呼量パケット数の合計を共用収容ルータの最繁時呼量パケット数とし、これを共用収容ルータ収容率及び共用収容ルータ1ユニット当たり最大処理最繁時呼量パケット数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

（2）（1）アの音声1Gボード数を冗長化考慮したもの（音声系冗長化後共用収容ルータ1Gインタフェース数とする。）

（3）（1）アの共用収容ルータ1Gボード数を冗長化考慮したもの（当該局の冗長化後共用収容ルータ1Gボード数とし、ADSL地域IPサービスに係るもの（ポート数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後共用収容ルータ1Gボード数とする。）

（4）（1）イの共用収容ルータ10Gインタフェース数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数とし、これから光地域IP10Gポート数相当分を減じ、ADSL地域

[illegible]

	線数が2万回線以上の場合には、当該回線数から2万を減じた後、1万で除したものと(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)に2を加えた値とする。当該局の収容回線に他の単位料金区域における消防警察トランク設置収容局の収容回線が含まれる場合は、当該他の単位料金区域における消防警察トランク設置収容局1局につき消防警察トランク数を1加算する。さらに、当該局の収容回線に異行政収容回線が含まれる場合は、消防警察トランク数を1加算する。
	(2) 消防警察トランク設置収容局ごとに、(1)の消防警察トランク数を消防警察トランク搭載架最大搭載数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の消防警察トランク架数とする。
2 投資額の算定	次の算定式により局ごと消防警察トランク投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、消防警察トランク投資額を算定する。
局ごと消防警察トランク投資額	
Ⅱ消防警察トランク数×消防警察トランク単価	
+消防警察トランク架数×消防警察トランク搭載架単価	
警察1 設備量の算定	
消防警察消防用回線集約装置の割付対象として指定された収容局ごとに、以下の手順で警察消防用回線集約装置の台数を算定する。	
装集回防察	
(1) 受付台収容局に設定された専用線回線を、当該受付台収容局に対する割付対象として指定された消防警察トランク設置収容局ごとに、必要となる専用線回線数を算定して割付処理を行い、割り付けられた専用線回線数を当該割付対象局の総割付回線数とする。	
(2) 割付対象局の警察消防用回線集約装置数は、当該割付対象局の消防警察トランク数が総割付回線数以下の場合には0とし、総割付回線数を超える場合には、当該割付対象局の総割付回線数を警察消防用回線集約装置最大収容回線数で除したものと(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)とする。	

(3) (2) の割付対象局の警察消防用回線集約装置数を警察消防用回線集約装置搭載架最大搭載数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該割付対象局の警察消防用回線集約装置架数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により割付対象局ごと警察消防用回線集約装置投資額を求め、全ての対象局について当該投資額を合算し、警察消防用回線集約装置投資額を算定する。 割付対象局ごと警察消防用回線集約装置投資額 警察消防用回線集約装置数×警察消防用回線集約装置単価 警察消防用回線集約装置架数×警察消防用回線集約装置搭載架単価	き 点 隔 置 容 装 収 遠 線 1 回線数の算定 国勢調査の調査区ごとの各サービスの回線架数を次により算定する。なお、各(県、調査区)につき、世帯自県案分率、就業者自県案分率を算定する。県境の調査区以外では、自県案分率は1となる。 世帯自県案分率(県、調査区) = 世帯数(県、調査区) ÷ 総世帯数(調査区) 就業者自県案分率(県、調査区) = 就業者数(県、調査区) ÷ 総就業者数(調査区) (1) 住宅用加入電話回線数 局ごと住宅用加入電話契約回線数 ÷ 調査区ごと世帯数の局ごと合計 調査区ごとの世帯数 × 世帯自県案分率 (2) 事務用加入電話回線数 局ごと事務用加入電話契約回線数 ÷ 調査区ごと就業者数の局ごと合計 調査区ごとの就業者数 × 就業者自県案分率 (3) 住宅用第一種総合デジタル通信サービス回線数 単位料金区域別住宅用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数 調査区ごと世帯数の単位料金区域別合計 × 調査区ごとの世帯数 × 世帯自県案分率 (4) 事務用第一種総合デジタル通信サービス回線数 単位料金区域別事務用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計 × 調査区ごとの就業者数 × 就業者自県案分率
--	---

(5) 第二種総合デジタル通信サービス回線数

Ⅱ 単位料金区域別第二種総合デジタル通信サービス契約回線数

Ⅲ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率

(6) 第一種公衆電話回線数

Ⅱ 単位料金区域別第一種公衆電話実績回線数

Ⅲ 単位料金区域内調査区数×世帯自県案実績回線数

(7) 第一種デジタル公衆電話回線数

Ⅱ 単位料金区域別第一種デジタル公衆電話実績回線数

Ⅲ 単位料金区域内調査区数×世帯自県案実績回線数

(8) 第二種公衆電話回線数

Ⅱ 単位料金区域別第二種公衆電話実績回線数

Ⅲ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計

(9) 第二種デジタル公衆電話回線数

Ⅱ 単位料金区域別第二種デジタル公衆電話実績回線数

Ⅲ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計

(10) 低速専用線二線式回線数

Ⅱ 単位料金区域別低速専用線実績回線数

Ⅲ (県別低速専用線二線式実績回線数×県別低速専用線四線式実績回線数)

Ⅳ 小調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率

(11) 低速専用線四線式回線数

Ⅱ 単位料金区域別低速専用線実績回線数

Ⅲ (県別低速専用線二線式実績回線数×(県別低速専用線二線式実績回線数+県別低速専用線四線式実績回線数))

Ⅳ 小調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率

(12) 高速メタル専用線回線数

Ⅱ 単位料金区域別高速専用線実績回線数

× (県別高速メタル専用線実績回線数・(県別高速メタル専用線実績回線数・県別高速メタル専用線実績回線数)・調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業者数×就業率)自県案分率 (13) 高速光専用線回線数 Ⅱ 単位料金区域別高速専用線実績回線数×(県別高速光専用線実績回線数・(県別高速メタル専用線実績回線数+県別高速光専用線実績回線数)・調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業者数×就業率)自県案分率 2 き線点×収容局間伝送路経路の選択 収容局ごとに、当該局の収容区域内の需要の存在する調査区ごとにき線点を設定するものとし、き線点×局間伝送路経路は、次の基準により決定する。 (1) 局を起点とし、東西南北の四方に向けて敷設する。 (2) 局を起点とし、H45. の傾きの範囲ごとに収容する。 (3) H45. の線上に存在する調査区については、局を中心に反時計回りに境界線を設定する。 (4) 局を中心に東西南北に敷設する伝送路と、これと直交して調査区の中心を通るように敷設する伝送路を設置する。 (5) 伝送路経路選択においては、道路密度・道路延長データを考慮し、道路沿いの経路を選択する。 (6) 調査区ごとの回線数を考慮し、伝送路経路は適宜集約化する。 3 設備構成選択 き線点×収容局間伝送路ごとに、次の組合せの中から設備管理運営費(減価償却費及び施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。)が最も低くなるものを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送距離制限により選択不可能なものを除く。 (1) 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。 (2) 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。 (3) 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。	× (県別高速メタル専用線実績回線数・(県別高速メタル専用線実績回線数・県別高速メタル専用線実績回線数)・調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業者数×就業率)自県案分率 (13) 高速光専用線回線数 Ⅱ 単位料金区域別高速専用線実績回線数×(県別高速光専用線実績回線数・(県別高速メタル専用線実績回線数+県別高速光専用線実績回線数)・調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業者数×就業率)自県案分率 2 き線点×収容局間伝送路経路の選択 収容局ごとに、当該局の収容区域内の需要の存在する調査区ごとにき線点を設定するものとし、き線点×局間伝送路経路は、次の基準により決定する。 (1) 局を起点とし、東西南北の四方に向けて敷設する。 (2) 局を起点とし、H45. の傾きの範囲ごとに収容する。 (3) H45. の線上に存在する調査区については、局を中心に反時計回りに境界線を設定する。 (4) 局を中心に東西南北に敷設する伝送路と、これと直交して調査区の中心を通るように敷設する伝送路を設置する。 (5) 伝送路経路選択においては、道路密度・道路延長データを考慮し、道路沿いの経路を選択する。 (6) 調査区ごとの回線数を考慮し、伝送路経路は適宜集約化する。 3 設備構成選択 き線点×収容局間伝送路ごとに、次の組合せの中から設備管理運営費(減価償却費及び施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。)が最も低くなるものを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送距離制限により選択不可能なものを除く。 (1) 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。 (2) 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。 (3) 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。
---	---

装置	終局通ダ総	端線内信ジ合
(4) 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。 4 設備量の算定 (1) き線点遠隔収容装置を設置するき線点ごとに、アからウまでにより求めたユニット数のうち最大のものを当該き線点のき線点遠隔収容装置ユニット数とする。 ア メタル電話回線数をき線点遠隔収容装置最大収容電話回線数で除したもののイ 低速専用線回線数をき線点遠隔収容装置最大収容低速専用線回線数で除したもののウ 高速メタル専用線回線数をき線点遠隔収容装置最大収容高速メタル専用線回線数で除したもの (2) 収容局ごとに、当該局に収容されるき線点ごとに(1)で算定したき線点遠隔収容装置ユニット数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置ユニット数とし、当該き線点ごとのき線点遠隔収容装置回線数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置回線数とする。 5 投資額の算定 次の算定式(1)及び(2)により求めた局ごときき線点遠隔収容装置投資額のうちいずれか小さいものを当該局のき線点遠隔収容装置投資額とし、全ての局について当該投資額を合算し、き線点遠隔収容装置投資額を算定する。 (1) 局ごときき線点遠隔収容装置投資額 Ⅱ (き線点遠隔収容装置ユニット数×き線点遠隔収容装置ユニット単価+専用線収容装置ユニット数×専用線ユニット単価) × き線点遠隔収容装置回線数 Ⅲ (き線点遠隔収容装置回線数+専用線遠隔収容装置回線数) (2) 局ごときき線点遠隔収容装置投資額 Ⅱ (き線点遠隔収容装置ユニット数×き線点遠隔収容装置ユニット単価+専用線収容装置ユニット数×専用線ユニット単価) × き線点遠隔収容装置回線数 Ⅲ (き線点遠隔収容装置回線数+専用線遠隔収容装置回線数)	(4) 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。 4 設備量の算定 (1) き線点遠隔収容装置を設置するき線点ごとに、アからウまでにより求めたユニット数のうち最大のものを当該き線点のき線点遠隔収容装置ユニット数とする。 ア メタル電話回線数をき線点遠隔収容装置最大収容電話回線数で除したもののイ 低速専用線回線数をき線点遠隔収容装置最大収容低速専用線回線数で除したもののウ 高速メタル専用線回線数をき線点遠隔収容装置最大収容高速メタル専用線回線数で除したもの (2) 収容局ごとに、当該局に収容されるき線点ごとに(1)で算定したき線点遠隔収容装置ユニット数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置ユニット数とし、当該き線点ごとのき線点遠隔収容装置回線数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置回線数とする。 5 投資額の算定 次の算定式(1)及び(2)により求めた局ごときき線点遠隔収容装置投資額のうちいずれか小さいものを当該局のき線点遠隔収容装置投資額とし、全ての局について当該投資額を合算し、き線点遠隔収容装置投資額を算定する。 (1) 局ごときき線点遠隔収容装置投資額 Ⅱ (き線点遠隔収容装置ユニット数×き線点遠隔収容装置ユニット単価+専用線収容装置ユニット数×専用線ユニット単価) × き線点遠隔収容装置回線数 Ⅲ (き線点遠隔収容装置回線数+専用線遠隔収容装置回線数) (2) 局ごときき線点遠隔収容装置投資額 Ⅱ (き線点遠隔収容装置ユニット数×き線点遠隔収容装置ユニット単価+専用線収容装置ユニット数×専用線ユニット単価) × き線点遠隔収容装置回線数 Ⅲ (き線点遠隔収容装置回線数+専用線遠隔収容装置回線数)	(1) 設備量の算定 総合デジタル通信回線収容交換機の設定量の算定において求めた総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数を局ごとの総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数とする。 (2) 収容局ごとに、当該局が収容するき線点ごとの第一種総合デジタル通信サービス回線数の合計を当該局のき線点遠隔収容

部収回局ロア	容線内グナ
1 設備量の算定 (1) 音声収容装置の設備量の算定において求めた音声収容装置シェルフ数を局ごとの音声収容装置シェルフ数とする。 (2) 収容局ごとに、当該局が収容するき線点ごとのアナログ電話回線数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置収容アナログ電話回線数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごとアナログ局内回線収容部投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、アナログ局内回線収容部投資額を算定する。 (1) 音声収容装置(ソフトウェア回線収容部相当)投資額 Ⅱ (音声収容装置シェルフ数×音声収容装置ソフトウェア単価) × 音声収容装置(回線収容部)投資額 Ⅲ (音声収容装置(回線収容部)投資額+音声収容装置(ソフトウェア回線収容部相当)投資額)	装置収容総合デジタル通信サービス回線数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を算定する。 (1) 総合デジタル通信回線収容交換機(ソフトウェア回線収容部相当)投資額 Ⅱ (総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数×総合デジタル通信回線収容交換機ソフトウェア単価) × 総合デジタル通信回線収容交換機(回線収容部)投資額 Ⅲ (総合デジタル通信回線収容交換機(回線収容部)投資額+総合デジタル通信回線収容交換機(ソフトウェア回線収容部相当)投資額) (2) 局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額 Ⅱ (き線点遠隔収容装置収容総合デジタル通信サービス回線数) × 総合デジタル通信回線収容交換機(回線収容部)投資額 Ⅲ (総合デジタル通信回線収容交換機(回線収容部)投資額+総合デジタル通信回線収容交換機(ソフトウェア回線収容部相当)投資額)

部共回タデグロア	部共回タデグロア	部共回タデグロア
1 設備量の算定 (1) 局ごとに、当該局に直接メタル回線で収容される回線数及びき線回線率で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げたものとする。 (2) 局ごとに、当該局の主配線盤端子数とし、専用線サービスに係るもの(回線数比により算定するものとする)を控除したもの(回線数比により算定するものとする)を当該局の音声系主配線盤端子数とする。 (3) (1)の主配線盤端子数を主配線盤架当たり回線数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。 (4) 当該局の主配線盤架数とし、専用線サービスに係るもの(回線数比により算定するものとする)を控除したもの(回線数比により算定するものとする)を当該局の音声系主配線盤架数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと主配線盤投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、主配線盤投資額を算定する。 局ごと主配線盤投資額	1 設備量の算定 (1) 局ごとに、当該局に直接メタル回線で収容される回線数及びき線回線率で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げたものとする。 (2) 局ごとに、当該局の主配線盤端子数とし、専用線サービスに係るもの(回線数比により算定するものとする)を控除したもの(回線数比により算定するものとする)を当該局の音声系主配線盤端子数とする。 (3) (1の主配線盤端子数を主配線盤架当たり回線数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。 (4) 当該局の主配線盤架数とし、専用線サービスに係るもの(回線数比により算定するものとする)を控除したもの(回線数比により算定するものとする)を当該局の音声系主配線盤架数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと主配線盤投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、主配線盤投資額を算定する。 局ごと主配線盤投資額	(2) 局ごとアナログ局内回線収容部投資額 Ⅱ (き線点遠隔収容装置収容アナログ電話回線数×き線点遠隔収容装置アナログ電話回線単価) × 音声収容装置(回線収容部)投資額 Ⅲ (音声収容装置(ソフトウェア回線収容部相当)投資額)

(大)型) 心線数を光ケーブル成端架残り心線数を加えるものとする。

(5) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(中型)に収容する場合には、光ケーブル成端架(小型)架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(中型)心線数とする。

(6) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型2)に収容する場合には、光ケーブル成端架(小型1)架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型2)心線数とする。

(7) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型1)に収容する場合には、光ケーブル成端架(小型1)架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型1)心線数とする。

(8) (1)から(7)までにより求めた架数及び心線数から、階梯ごとにデータ系サービスに係るもの(心線数比により算定されるものとする。)を控除したものをそれぞれ当該の階梯ごと及び種別ごと音声系光ケーブル成端架架数及び音声系光ケーブル成端架心線数とする。

2 投資額の算定

次の算定式により局ごとに階梯ごと光ケーブル成端架投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、光ケーブル成端架投資額を算定する。

階梯ごと光ケーブル成端架投資額
Ⅱ当該階梯音声系光ケーブル成端架(大型)架数×光ケーブル成端架(大型)架数
Ⅲ当該階梯音声系光ケーブル成端架(中型)架数×光ケーブル成端架(中型)架数
Ⅳ当該階梯音声系光ケーブル成端架(小型)架数×光ケーブル成端架(小型)架数
Ⅴ当該階梯音声系光ケーブル成端架(小型2)架数×光ケーブル成端架(小型2)架数
以上を合計して、当該局の光ケーブル成端架投資額を求める。これを全線の光ケーブル成端架投資額とす。

	(3)	(2)の共用コアルータユニット数から1を減じたものを共用コアルータ渡り10Gインタフェース数とし、これを共用コアルータ10Gインタフェース数に加える。
	(4)	(1) から(3)までにより求めた共用コアルータ10Gインタフェース数、共用コアルータ10Gボード数及び共用コアルータユニット数のそれぞれについて冗長化考慮した後、データ系に係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものをそれぞれ当該局の音声系冗長化後共用コアルータ10Gインタフェース数、音声系冗長化後共用コアルータ10Gボード数及び音声系冗長化後共用コアルータユニット数とする。
	2	投資額の算定 次の算定式により、局ごと共用コアルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、共用コアルータ投資額を算定する。 局ごと共用コアルータ投資額 ＝音声系冗長化後共用コアルータユニット数×共用コアルータユニット単価 ＋音声系冗長化後共用コアルータ10Gボード数×共用コアルータ10Gボード単価 ＋音声系冗長化後共用コアルータ10Gインタフェース数×共用コアルータ10Gインタフェース単価 ＋音声系冗長化後共用コアルータユニット数×共用コアルータソフトウェア単価
コ ア ル タ 局 用 L 2 S W	1	設備量の算定 （1） コア局ごとに、PTN1Gポート数、CS1Gポート数、MGW1Gポート数、SGW1Gポート数及びMGC1Gポート数の合計をコア局用L2SW1Gインタフェース数とし、共用コアルータにおけるコア局用L2SW対向10Gインタフェース数をコア局用L2SW10Gインタフェース数とする。 （2） （1）のコア局用L2SW1Gインタフェース数及びコア局用L2SW10Gインタフェース数の合計をコア局用L2SW1ユニット当たり最大収容インタフェース数で除したもの（1に満たない端数は、

(2) (1)のCWD高速インタフェース波長数をCWD高速インタフェース最大波長数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の

(2) の CWD M ユニット数を冗長化考慮したもの、これを光地域 I P 装置 (音声非共用分に限る。) 及び専用線装置に係るもの (波長数比により算定するもの) の CWD M ユニット数を冗長

(4) ①のCWD M低速10Gカード数及びCWD M10Gインタフェース数についてそれぞれ冗長化考慮したものを当該局の冗長化後CWD M低速10Gカード数及び冗長化後CWD M10Gインタフェー

するものとする。）を控除したものをそれぞれ当該局の音声系冗長化後 C W D M 低速 1 0 G カード数及び音声系冗長化後 C W D M 1 0 G インタフェース数とする。

4 コア局設置 C W D M の設備量算定

てそれぞれデータ系控除後に合計したものを音声系収容局対向C W D M 10 G インタフェース数、音声系収容局対向C W D M 低速10 G カード数及び音声系収容局対向C W D M ユニット数とする。

信サービス、ADSL地域IPサービス及び光地域IPサービスの最繁時呼量帯域から定まるコア局渡りCWD M 10 Gインタフェース数をCWD M 低速 10 Gカード当たり最大収容インタフェース数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)をコア局渡りCWD M 低速 10 Gカード数とする。

(4) 及び (3) で算定したコア局
渡り C W D M 低速 10 G カード数及びコア
局渡り C W D M 低速 S T M - 1 カード数の
合計に 2 を乗じたものをコア局渡り C W D
M 高速インタフェース波長数とし、これを

(5) (2) 及び (4) で算定したコア局
渡り C W D M 10 G インタフェース数、コ
ア局渡り C W D M 低速 10 G カード数及び
コア局渡り C W D M ユニット数からそれぞ
れデータ系に係るもの（インタフェース数

(6) 局ごとに、(1) 及び (5) で算定した音声系 C W D M 10 G インタフェース数、音声系 C W D M 低速 10 G カード数及び音声系 C W D M ユニット数についてそれぞれ合計したものを当該局の音声系冗長化

後CWD M10Gインタフェース数、音声系冗長化後CWD M低速10Gカード数及び音声系冗長化後CWD Mユニット数とする。

(1) コア局ごとに、加入者交換機接続回線数に0.5を乗じたもの及び中継交換機接続回線数の合計を当該局のIC接続回線数とし、これをチャネル切上単位(52M)、伝送装置収容率及びXCM1ユニット当たり52Mbps数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局のXCMユニット数とする。

次の算定式により局ごとPTN投資額、局ごとCWD M投資額及び局ごとXCM投資額を求め、全ての局についてそれら投資額を合算し、PTN投資額、CWD M投資額及びXCM投資額を算定する。

+	音声系冗長化後PTN2	4G高速インタフェースポート単価
N	ユニット単価	

C W D M ユニット単価
+ 音声系冗長化後 C W D M 低速 1 0 G カード単価
ド数 × C W D M 低速 1 0 G カード単価
+ 音声系冗長化後 C W D M 1 0 G インタフェース
ユニット単価
+ 音声系冗長化後 C W D M 1 0 G インタフェース
ユニット単価

$$\frac{\text{局ごとXCM投資額}}{\text{単価}} \times (1 + \text{クロック供給装置投資額加算率})$$

Ⅱ XCM基本架数×XCM基本架単価 + XCM接続架数×XCM接続架単価 + XCM局内156Mインタフェース数×XCM局内156Mインタフェース単価 + XCM局間52Mインタフェース数×XCM局間52Mインタフェース単価 + XCM局間156Mインタフェース数×XCM局間156Mインタフェース単価 + XCM増設リンク数×XCM増設リンク単価 + XCM空間スイッチユニット数×XCM空間スイッチユニット単価 + XCMユニット数×XCMユニット単価	Ⅲ 収容局とコア局間に設置するCWDM用中間中継伝送装置の設備量の算定 ×CWDMを設置する収容局ごとに、収容局局間中継伝送装置の設備量の算定 ×CWDMの伝送距離をCWDM用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。) ×音声系冗長化後CWDMユニット数を乗じたものを当該局の音声系冗長化後CWDM用中間中継伝送装置ユニット数とする。 ×CWDM用中間中継伝送装置の設備量の算定 ×CWDMを設置するコア局間の区間ごとに、コア局間の伝送距離をCWDM用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。) ×音声系コア局渡りCWDMユニット数を乗じたものを当該区間の音声系CWDM用中間中継伝送装置ユニット数とし、当該区間の両端に位置するコア局のうち片側の局に設置するものとみなす。 ×P-TN用中間中継伝送装置の設備量の算定 ×P-TNを設置するループごとに、ループ延長をP-TN用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。) ×当該ループのP-TNリング心線数(音声系に係るものに限り)を乗じたものを当該ループの音声系P-TN用中間中継伝送装置ユニット数とし、当該ループ内のP-TN局のうち収容回線数が最も多い局に設置するものとみなす。
---	---

メ ル	4 中間中継伝送装置の設備量の算定 1 から3 までにより求めた中間中継伝送装置ユニット数の局ごとの合計を当該局の音声系中間中継伝送装置ユニット数とする。
	5 投資額の算定 次の算定式により局ごと中間中継伝送装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、中間中継伝送装置投資額を算定する。
ル	局ごと中間中継伝送装置投資額 Ⅱ 音声系中間中継伝送装置ユニット数×中間中継伝送装置ユニット単価
	メ タ ケ ル の 設 備 量 の 算 定 ブ (1) き線点から先の配線設備の算定に当たっては、回線需要の分布を基にあらかじめ準備された配線パターンの中から最も適切なものを選択し、配線メタルケーブルの亘長 k m を算定する。ケーブルの対数及び条数は、回線需要数を勘案して算定する。当該ケーブル対数及び条数を用いて、必要となるメタルケーブルの延長 k m 及び対 k m を算定する。
ル	(2) 架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長 k m 及び対 k m は、局ごとに与えられた配線地下比率により算定する。ただし、2 (3) において全てのき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。
	(3) ビル引込ケーブルについて、回線の需要密度を勘案して算定する。
メ ル	(4) 局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長 k m 及び対 k m のそれぞれの合計からデータ系に係るものを控除したものを当該局の種別ごとの音声系架空メタルケーブル対 k m、音声系架空メタルケーブル延長 k m、音声系地下メタルケーブル対 k m 及び音声系地下メタルケーブル延長 k m とする。
	2 き線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定 (1) 収容局からき線点までの間のき線設備の算定に当たっては、需要の分布に合わせて適切なき線亘長 k m を算定する。 (2) (1) によりき線亘長 k m を算定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から設

備管理運営費（減価償却費及び施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。）が最も低くなるものを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により選択不可能なものを除く。

架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。

イ 架空光ケーブル及びき線点遠隔收容装置を設置する。

ウ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。

エ 地下光ケーブル及びき線点遠隔收容装置を設置する。

(3) 局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える。置換えを行うケーブルは、收容局から近いものであり、かつ、敷設条数が多いものを優先する。

(4) (3) により、架空ケーブルから地下ケーブルに置き換えられたケーブルについては、当該区間をメタルケーブル又は光ケーブルのいずれを使用する方が設備管理運営費がより低くなるかを比較し、より安価なものを選択する。

(5) 伝送路の各区間において需要数を勘案して必要対数及び条数を算定し、それらを用いてメタルケーブル延長 k m 及び対 k m を算定する。

(6) 局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長 k m 及び対 k m のそれぞれの合計からデータ系に係るものを控除したものを当該局の種別ごとの音声系架空メタルケーブル対 k m、音声系架空メタルケーブル延長 k m、音声系地下メタルケーブル対 k m 及び音声系地下メタルケーブル延長 k m とする。

3 投資額の算定

次の算定式により局ごとのメタルケーブル投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、メタルケーブル投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。

局ごと種別ごとのメタルケーブル投資額

Ⅱ 当該種別音声系架空メタルケーブル対 k m × 当該種別架空メタルケーブル対 k m 単価

Ⅲ 当該種別音声系架空メタルケーブル延長 k m × 当該種別架空メタルケーブル延長 k m 単価

単価 当該種別音声系地下メタルケーブル対 k m$\times$ 当該種別地下メタルケーブル対 k m 十 当該種別音声系地下メタルケーブル延長 k m$\times$ 当該種別地下メタルケーブル延長 k m 単価	加入光量の算定 1 配線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定 （1） き線点から先の配線設備の算定に当たっては、あらかじめ準備された配線パターンを適用し、配線光ケーブルの亘長 k m を算定する。ケーブルの心数及び条数は、回線需要数を勘案して算定する。当該ケーブル心数及び条数を用いて、光ケーブルの延長 k m 及び心 k m を算定する。 （2） 架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長 k m は、収容局ごとに与えられた配線地下比率により算定する。ただし、2（3）において全てのき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。 2 き線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定 （1） 収容局からき線点までの間のき線設備の算定に当たっては、需要の分布に合わせ適切なき線亘長 k m を算定する。 （2） （1）によりき線亘長 k m を算定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から設備管理運営費（減価償却費及び施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。）が最も低くなるものを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により選択不可能なものを除く。 ア 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。 イ 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。 ウ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。 エ 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。 （3） 局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える。置換えを行うケーブルは、当該局か
--	---

ら近いものであり、かつ、敷設条数が多いものを優先する。 (4) (3)により、架空ケーブルから地下ケーブルに置き換えられたケーブルについては、当該区間をメタルケーブル又は光ケーブルのいずれを使用する方が設備管理運営費がより低くなるかを比較し、より安価なものを選択する。 (5) 伝送路の各区間において需要数を勘案して必要心数及び条数を算定し、それらを用いて光ケーブル延長 k m 及び心 k m を算定する。 (6) 局ごとに、架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長 k m 及び心 k m のそれぞれの合計からデータ系に係るものを控除したものを当該局の種別ごとの音声系架空光ケーブル心 k m、音声系架空光ケーブル延長 k m、音声系地下光ケーブル心 k m 及び音声系地下光ケーブル延長 k m とする。 3 投資額の算定 次の算定式により局ごとの光ケーブル投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、光ケーブル投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと光ケーブル投資額 Ⅱ 音声系加入系架空光ケーブル心 k m × 加入系架空光ケーブル心 k m 単価 + 音声系加入系架空光ケーブル延長 k m × 加入系架空光ケーブル延長 k m 単価 + 音声系加入系地下光ケーブル心 k m × 加入系地下光ケーブル心 k m 単価 + 音声系加入系地下光ケーブル延長 k m × 加入系地下光ケーブル延長 k m 単価 1 設備量の算定 (1) 収容局ごとに、収容局とコア局間の伝送で經由する全てのループについて、冗長化後 C W D M ユニット数に C W D M 1 ユニット当たり心線数及び 0.5 を乗じた心線数を算定する。 (2) コア局渡りごとに、コア局間の伝送で經由する全てのループについて、コア局渡り C W D M ユニット数に C W D M 1 ユニット当たり心線数及び 0.5 を乗じた心線数を算定する。 (3) ループごとに、(1) 及び (2) で算定した心線数を合計したものを当該ループの C W D M 心線数とする。	中継光ケーブル
--	----------------

(4) ループごとに、PTNリング数にPTN高速インタフェース当たり心線数を乗じたものを当該ループのPTNリング心線数とし、これら心線数と、PTNを共有しないデータ系心線数、(3)のCWDM心線数、中継ダークファイバ分の心線数及び光予備心線数を合計したものを当該ループの必要心線数とする。 (5) (4)の必要心線数を光ケーブル最大規格心線数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を光ケーブル条数とする。光ケーブル条数から1を減じたものに光ケーブル最大規格心線数を乗じ、これと(4)の必要心線数との差分である余り心線数から選定される直近上位の規格心線数を加えたものを光ケーブル心線数とする。 (6) ループごとに、(5)の光ケーブル心線数及び光ケーブル条数にそれぞれループ延長kmを乗じたものを当該ループの光ケーブル心km及び光ケーブル延長kmとする。 (7) (6)の光ケーブル心km及び光ケーブル延長kmからそれぞれ離島設備に係るものを控除し、設備中継線路架空比率により架空と地下に割り当てたものを中継系架空光ケーブル心km、中継系架空光ケーブル延長km、中継系地下光ケーブル心km及び中継系地下光ケーブル延長kmとする。 (8) ループごとに、(7)の中継系架空光ケーブル心km、中継系架空光ケーブル延長km、中継系地下光ケーブル心km及び中継系地下光ケーブル延長kmからそれぞれデータ系に係るもの(心線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループの音声系中継系架空光ケーブル心km、音声系中継系架空光ケーブル延長km、音声系中継系地下光ケーブル心km及び音声系中継系地下光ケーブル延長kmとする。 2 投資額の算定 次の算定式によりループごと光ケーブル投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、光ケーブル投資額を算定する。 ループごと光ケーブル投資額

海底ケーブル	光ケーブル
Ⅱ 音声系中継系架空光ケーブル心 $k \text{ m} \times$ 中継系架空光ケーブル心 $k \text{ m}$ 単価 + 音声系中継系架空光ケーブル延長 $k \text{ m} \times$ 中継系架空光ケーブル延長 $k \text{ m}$ 単価 + 音声系中継系地下光ケーブル心 $k \text{ m} \times$ 中継系地下光ケーブル心 $k \text{ m}$ 単価 + 音声系中継系地下光ケーブル延長 $k \text{ m} \times$ 中継系地下光ケーブル延長 $k \text{ m}$ 単価	Ⅰ 設備量の算定 (1) 区間設備として海底光ケーブルが指定されている区間の里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離を超える場合には、当該区間是有中継海底光ケーブルを使用する。当該区間における通信量を勘案して算定した必要心線数を有中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を有中継海底光ケーブル条数とし、これに有中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じたものを有中継海底光ケーブル心線数とする。
(2) (1)の有中継海底光ケーブル心線数及び有中継海底光ケーブル条数のそれぞれに区間距離を乗じたものを当該区間の有中継海底光ケーブル心 $k \text{ m}$ 及び有中継海底光ケーブル延長 $k \text{ m}$ とする。	
(3) 区間の里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離以下の場合には、当該区間は無中継海底光ケーブルを使用する。当該区間における通信量を勘案して算定した必要心線数を無中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を無中継海底光ケーブル条数とする。	
(4) (3)の無中継海底光ケーブル条数から1を減じたものに無中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じ、これと(3)の必要心線数との差分である無中継海底光ケーブル余り心線数から選定される直近上位の規格心線数を加えたものを無中継海底光ケーブル心線数とする。	
(5) (3)及び(4)で算定した無中継海底光ケーブル心線数及び無中継海底光ケーブル条数のそれぞれに区間距離を乗じたものを当該区間の無中継海底光ケーブル心 $k \text{ m}$ 及び無中継海底光ケーブル延長 $k \text{ m}$ とする。	

海底	1 設備量の算定	(6) ループごとに、(2) 及び(5)で算定した有中継海底光ケーブル心k m、有中継海底光ケーブル延長k m、無中継海底光ケーブル心k m及び無中継海底光ケーブル延長k m(それぞれ当該ループが属する全ての区間について合計したもの。)からそれぞれデータ系に係るもの(心線数比により算定するものとする。)(を控除したものを当該ループの音声系有中継海底光ケーブル心k m、音声系有中継海底光ケーブル延長k m、音声系無中継海底光ケーブル心k m及び音声系無中継海底光ケーブル延長k mとする。
	2 投資額の算定	次の算定式によりループごと海底光ケーブル投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、海底光ケーブル投資額を算定する。 ループごと海底光ケーブル投資額 Ⅱ 音声系有中継海底光ケーブル心k m ×(有中継海底光ケーブル心k m当たり単価+海底光ケーブル心k m当たり漁業補償費) +音声系有中継海底光ケーブル延長k m ×有中継海底光ケーブル延長k m当たり単価 +音声系無中継海底光ケーブル心k m ×(無中継海底光ケーブル心k m当たり単価+海底光ケーブル心k m当たり漁業補償費) +音声系無中継海底光ケーブル延長k m ×無中継海底光ケーブル延長k m当たり単価
中継	1 設備量の算定	(1) 区間設備として海底光ケーブルが指定されている区間では有中継海底光ケーブルを使用する場合に区間里程を海底中間に継伝送装置最大中継距離で除したものの(1に満たない端数は、切り捨てたものとする。を区間中継数とし、これに有中継海底光ケーブル条数を乗じたものを当該区間の海底中間中継伝送装置数とする。
伝送装置	(2) ループごとに、(1)の海底中間中継伝送装置数(当該ループが属する全ての区間について合計したもの。)からデータ系に係るもの(心線数比により算定するもの	

のとする。)を控除したものを当該ループの海底中間中継伝送装置数とする。 (3) (1)の場合の区間の両端の局に海底中間中継伝送装置用給電装置を1ずつ設置し、これを当該局の海底中間中継伝送装置用給電装置数とする。 (4) 局ごとに、(3)の海底中間中継伝送装置用給電装置数(当該局が属する全てのループについて合計したもの。)からデータ系に係るもの(心線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系海底中間中継伝送装置用給電装置数とする。 2 投資額の算定 次の算定式によりループごと海底中間中継伝送装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、海底中間中継伝送装置投資額を算定する。また、局ごと海底中間中継伝送装置用給電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、海底中間中継伝送装置用給電装置投資額を算定する。 ループごと海底中間中継伝送装置投資額 II 音声系海底中間中継伝送装置数×海底中間中継伝送装置単価 局ごと海底中間中継伝送装置用給電装置投資額 II 音声系海底中間中継伝送装置用給電装置数×海底中間中継伝送装置用給電装置単価		無線伝送装置 1 設備量の算定 (1) 区間設備として無線伝送装置が指定されている区間の両端の局ごとに、当該局間の通信量を勘案して求められた52Mパス数を、変復調回線切替装置1ユニット当たり最大収容52Mパス数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。 (2) 局ごとに、(1)の変復調回線切替装置ユニット数(それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。)を変復調回線切替装置当たりユニット数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を変復調回線切替装置
架数とし、(1)の無線送受信装置ユニット数(それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。)を無線送受信装置架当たりユニット数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。 (3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定した変復調回線切替装置ユニット数、変復調回線切替装置架数、無線送受信装置ユニット数及び無線送受信装置架数からそれぞれデータ系に係るもの(最繁時呼量帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系変復調回線切替装置ユニット数、音声系変復調回線切替装置架数、無線送受信装置ユニット数及び無線送受信装置架数を合算し、無線送受信装置架数を算定する。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと無線送受信装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線送受信装置投資額を算定する。 局ごと無線送受信装置投資額 II 音声系変復調回線切替装置ユニット数×変復調回線切替装置単価 + 音声系変復調回線切替装置架数×変復調回線切替装置架単価 + 音声系無線送受信装置ユニット数×無線送受信装置架数×無線送受信装置架単価		交換ステーション 1 設備量の算定 (1) 区間設備として無線伝送装置又は通信衛星設備が指定されている区間の両端の局ごとに、当該局間の通信量を勘案して求められた52Mパス数を、変復調回線切替装置1ユニット当たり最大収容52Mパス数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。 (2) 局ごとに、(1)のインタフェース変換装置ユニット数(それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。)をインタフェース変換装置架当たりユニット数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。 (3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したインタフェース変換装置ユニット数及びインタフェース変換装置架数
数(それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。)からそれぞれデータ系に係るもの(最繁時呼量帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系インタフェース変換装置ユニット数及び音声系インタフェース変換装置架数を合算し、無線送受信装置架数を算定する。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごとインタフェース変換装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、インタフェース変換装置投資額を算定する。 局ごとインタフェース変換装置投資額 II 音声系インタフェース変換装置ユニット数×インタフェース変換装置架単価 + 音声系インタフェース変換装置架数×インタフェース変換装置架単価		無線アンテナ 1 設備量の算定 (1) 区間設備として無線伝送装置が指定されている区間の両端の局ごとに、無線伝送装置が指定されている経路数の合計に1経路当たりアンテナ数を乗じたものを当該局の無線アンテナ数とする。 (2) 局ごとに、(1)の無線アンテナ数(当該局が属する全てのループについて合計したもの。)からデータ系に係るもの(最繁時呼量帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系無線アンテナ数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと無線アンテナ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線アンテナ投資額を算定する。 局ごと無線アンテナ投資額 II 音声系無線アンテナ数×アンテナ単価
数(それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。)からそれぞれデータ系に係るもの(最繁時呼量帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系インタフェース変換装置ユニット数及び音声系インタフェース変換装置架数を合算し、無線送受信装置架数を算定する。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごとインタフェース変換装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、インタフェース変換装置投資額を算定する。 局ごとインタフェース変換装置投資額 II 音声系インタフェース変換装置ユニット数×インタフェース変換装置架単価 + 音声系インタフェース変換装置架数×インタフェース変換装置架単価		無線鉄塔 1 設備量の算定 (1) 区間設備として無線伝送装置が指定されている区間の両端の局ごとに、無線アンテナ数(当該局が属する全てのループについて合計したもの。)を最大アンテナ搭載数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。 (2) 局ごとに、(1)の無線アンテナ数(当該局が属する全てのループについて合計したもの。)を当該局が無線鉄塔に該当する場合は当該局の地上設置用鉄塔数とし、当該局が無線併設局に該当する場合は当該局の屋上設置用鉄塔数とする。
(2) (1)の地上設置用無線鉄塔数及び屋上設置用無線鉄塔数からそれぞれデータ系に係るもの(最繁時呼量帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系地上設置用無線鉄塔数及び音声系屋上設置用無線鉄塔数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと無線鉄塔投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線鉄塔投資額を算定する。 局ごと無線鉄塔投資額 II 音声系地上設置用無線鉄塔数×地上設置用鉄塔単価 + 音声系屋上設置用無線鉄塔数×屋上設置用鉄塔単価		衛星通信設備 1 設備量の算定 (1) 区間設備として衛星通信設備が指定されている区間の両端の局ごとに、当該局間の通信量を勘案して求められた52Mパス数にチャネル切上単位(52M)を乗じたものを地球局必要回線数とする。 (2) (1)の地球局必要回線数を、1トランスポンダ当たり最大接続可能回線数で除したものを必要トランスポンダ数、時分割多元接続装置(この項において「TDM A装置」という。)架当たり最大収容回線数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。 (3) TDM A装置架数、衛星送受信装置架当たり最大収容回線数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。 (4) 局ごとに、(1)から(3)までに求めた必要トランスポンダ数、TDM A装置架数、衛星送受信装置架数、衛星アンテナ数及び衛星回線制御装置架数(それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。)からそれぞれデータ系に係るもの(最繁時呼量帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系トランスポンダ数、音声系TDM A装置架数、音声系衛星送受信装置架数、

電力1 設備量の算定 ト単価	十音声系整流器ユニット数×整流器ユニット （直流数に警察消防用回線1回線当たりの消費電 変換流を乗じたもの及び警察消防用回線共通部 電 源の電流の合計を当該局の警察消防用回線所 要電流値とする。） （2）の警察消防用回線所要電流値 を直流変換電源装置1架最大電流で除した もの（1に満たない端数は、切り上げるも のとする。）を当該局の音声系直流変換電 源装置架数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと直流変換電源装置 投資額を求め、全ての局について当該投資 額を合算し、直流変換電源装置投資額を算 定する。 局ごと直流変換電源装置投資額 Ⅱ音声系直流変換電源装置架数×直流変換 電源装置架当たり単価	電力1 設備量の算定 （交流の交流100Vを要する設備の交流100 無停V所要容量の合計を交流無停電源装置 電（100V用最大規格）の規定容量で除し 装したもの（1に満たない端数は、切り捨てる ものとする。）を当該局の交流無停電源 装置（100V）台数とする。また、それ によって生じた交流100V所要容量の余 りから選定される交流無停電源装置（1 00V用直近上位規格）台数を交流無停電 電源装置（100V）台数に加える。 （2）大規模局ごとに、当該局に設置され る交流200Vを要する設備の交流200 V所要容量の合計を交流無停電源装置 （200V用最大規格）の規定容量で除し たもの（1に満たない端数は、切り捨てる ものとする。）を当該局の交流無停電源 装置（200V）台数とする。また、それ によって生じた交流200V所要容量の余 りから選定される交流無停電源装置（2 00V用直近上位規格）台数を交流無停電 電源装置（200V）台数に加える。 （3）（1）及び（2）で算定した交流無 停電電源装置（100V）台数及び交流無 停電電源装置（200V）台数からそれぞ
電力1 設備量の算定 （蓄電池） （1）局ごとに、当該局に設置される整流 装置の所要電流値の合計に大規模局整流装 置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当 該局の整流装置用蓄電池容量とする。 （2）局ごとに、当該局に設置される交流 無停電源装置（100V）の所要電流値 の合計に大規模局交流無停電源装置用蓄 電池容量算出係数を乗じたものを当該局の 交流無停電源装置（100V）用蓄電池 容量とする。また、当該局に設置される交 流無停電源装置（200V）の所要電流 値の合計に大規模局交流無停電源装置用 蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局 の交流無停電源装置（200V）用蓄電 池容量とする。 （3）種別ごとに、（1）及び（2）で算 定した蓄電池容量を蓄電池（種別ごと最大 規格）の規定容量で除したものを（1に満た ない端数は、切り捨てるものとする。）を 当該局の種別ごと蓄電池（最大規格）組数 とする。また、それによって生じた蓄電池 容量の余りから選定される蓄電池（種別ご と直近上位規格）組数を種別ごと蓄電池組 数に加える。 （4）種別ごとに、（3）の蓄電池組数か らデータ系に係るもの（当該局の電力容量 比により算定するものとする。）を控除し たものを当該局の種別ごと音声系蓄電池組 数とする。 2 小規模局（大規模局以外の局をいう。 以下同じ。）に設置する場合の設備量の算 定	電力1 設備量の算定 （蓄電池） （1）局ごとに、当該局に設置される小規 模局用電源装置用蓄電池の所要電流値の合 計に小規模局用電源装置用蓄電池容量算出 係数を乗じたものを当該局の小規模局用電 源装置用蓄電池容量とする。 （2）（1）の小規模局用電源装置用蓄電 池容量を整流装置用蓄電池（最大規格）の 規定容量で除したものを（1に満たない端数 は、切り捨てるものとする。）を当該局の 小規模局用電源装置用蓄電池（最大規格） 組数とする。また、それによって生じた蓄 電池容量の余りから選定される蓄電池（整 流装置用直近上位規格）組数を蓄電池組数 に加える。 （3）（2）の蓄電池組数からデータ系に 係るもの（当該局の電流比により算定する ものとする。）を控除したものを当該局の 音声系小規模局用電源装置用蓄電池組数と する。 3 投資額の算定 次の算定式により局ごとに種別ごと蓄電池 投資額を求め、全ての局について当該投資 額を合算し、蓄電池投資額を算定する。 種別ごと蓄電池投資額 Ⅱ当該種別音声系蓄電池組数×当該種別蓄 電池単価	電力1 設備量の算定 （受電装置） （1）大規模局ごとに、当該局に設置され る整流装置の所要電流値の合計に整流装置 電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したも のを整流装置受電容量とする。 （2）大規模局ごとに、当該局に設置され る交流無停電源装置（100V）の所要 容量及び交流無停電源装置（200V） の所要容量の合計を交流無停電源装置総 合効率で除したものを交流無停電源装置 容量とする。 （3）大規模局ごとに、当該局に設置され る空調設備の種別ごと電力容量の合計を空 調設備電力容量とする。 （4）大規模局ごとに、当該局の建物付帯 設備面積に単位面積当たり建物付帯設備受 電容量を乗じたものを建物付帯設備受電容 量とする。 （5）（1）から（4）までにより求めた 電力容量の合計を当該局の受電装置所要容 量とし、これを受電装置（最大規格）の規
電力1 設備量の算定 （発電装置） （1）大規模局ごとに、当該局に設置され る整流装置のユニット数の合計に整流器1 を乗じ、整流装置総合効率で除したものを 整流装置発電容量とする。 （2）大規模局ごとに、当該局に設置され る交流無停電源装置（100V）の所要 容量及び交流無停電源装置（200V） の所要容量の合計を交流無停電源装置総 合効率で除したものを交流無停電源装置 容量とする。 （3）大規模局ごとに、当該局に設置され る空調設備の種別ごと電力容量の合計を空 調設備電力容量とする。 （4）大規模局ごとに、当該局の建物付帯 設備面積に単位面積当たり建物付帯設備発 電容量を乗じたものを建物付帯設備発電容 量とする。 （5）（1）から（4）までにより求めた 電力容量の合計を当該局の発電装置所要容 量とし、これを発電装置（最大規格）の規 定容量で除したものを（1に満たない端数 は、切り捨てるものとする。）を当該局の 発電装置（最大規格）台数とする。また、 それによって生じた発電装置所要容量の余 りから選定される受電装置（直近上位規 格）台数を受電装置台数に加える。 （6）（1）から（5）までにおいて、音 声相当分のユニット数及び所要容量により	電力1 設備量の算定 （発電装置） （1）大規模局ごとに、当該局に設置され る整流装置のユニット数の合計に整流器1 を乗じ、整流装置総合効率で除したものを 整流装置発電容量とする。 （2）大規模局ごとに、当該局に設置され る交流無停電源装置（100V）の所要 容量及び交流無停電源装置（200V） の所要容量の合計を交流無停電源装置総 合効率で除したものを交流無停電源装置 容量とする。 （3）大規模局ごとに、当該局に設置され る空調設備の種別ごと電力容量の合計を空 調設備電力容量とする。 （4）大規模局ごとに、当該局の建物付帯 設備面積に単位面積当たり建物付帯設備発 電容量を乗じたものを建物付帯設備発電容 量とする。 （5）（1）から（4）までにより求めた 電力容量の合計を当該局の発電装置所要容 量とし、これを発電装置（最大規格）の規 定容量で除したものを（1に満たない端数 は、切り捨てるものとする。）を当該局の 発電装置（最大規格）台数とする。また、 それによって生じた発電装置所要容量の余 りから選定される受電装置（直近上位規 格）台数を受電装置台数に加える。 （6）（1）から（5）までにおいて、音 声相当分のユニット数及び所要容量により	電力1 設備量の算定 （発電装置） （1）大規模局ごとに、当該局に設置され る整流装置のユニット数の合計に整流器1 を乗じ、整流装置総合効率で除したものを 整流装置発電容量とする。 （2）大規模局ごとに、当該局に設置され る交流無停電源装置（100V）の所要 容量及び交流無停電源装置（200V） の所要容量の合計を交流無停電源装置総 合効率で除したものを交流無停電源装置 容量とする。 （3）大規模局ごとに、当該局に設置され る空調設備の種別ごと電力容量の合計を空 調設備電力容量とする。 （4）大規模局ごとに、当該局の建物付帯 設備面積に単位面積当たり建物付帯設備発 電容量を乗じたものを建物付帯設備発電容 量とする。 （5）（1）から（4）までにより求めた 電力容量の合計を当該局の発電装置所要容 量とし、これを発電装置（最大規格）の規 定容量で除したものを（1に満たない端数 は、切り捨てるものとする。）を当該局の 発電装置（最大規格）台数とする。また、 それによって生じた発電装置所要容量の余 りから選定される受電装置（直近上位規 格）台数を受電装置台数に加える。 （6）（1）から（5）までにおいて、音 声相当分のユニット数及び所要容量により

監視設備（收容局設備）	対投資額比率
監視設備（コア局設備）	投資額
設備Ⅱ（共用コアルータ投資額＋コア局用L2（コアSW投資額＋CS投資額）	
局設＋MGW投資額＋MGC投資額＋XCM設備）	投資額＋SGW投資額
×監視設備（コア局設備）	対投資額比率
監視設備（伝送無線機械）	投資額
設備Ⅱ（伝送装置投資額＋中間中継伝送装置投資額＋無線伝送装置投資額	
（伝送投資額＋無線伝送装置投資額＋無線＋インタフェース変換装置投資額＋無線ア	
機械）	ンテナ投資額＋無線鉄塔投資額＋衛星通信設備投資額
×監視設備（伝送無線機械）	対投資額比率
監視設備（市外線路）	投資額
設備Ⅱ市外線路投資額（中継系光ケーブル、海	
（市外底光ケーブル、海底中間中継伝送装置及び	
線路）	中継系電柱の投資額の合計
×監視設備（市外線路）	対投資額比率
監視設備（市内線路）	投資額
設備Ⅱ市内線路投資額（加入系光ケーブル、メ	
（市内タルケーブル及び加入系電柱の投資額の合	
計）	
×監視設備（市内線路）	対投資額比率
共通共用建物投資額	
用建Ⅱネットワーク設備投資額合計×共通用建	
物	物対投資額比率
共通共用土地投資額	
用土Ⅱネットワーク設備投資額合計×共通用土	
地	地対投資額比率×共通用土地単価補正係数
構築物投資額	
物Ⅱ（機械室建物投資額＋共通用建物投資	
額）×構築物対投資額比率	
機械及び装置投資額	
及Ⅱネットワーク設備投資額合計×機械及び	
装置	装置対投資額比率
車両投資額	
Ⅱネットワーク設備投資額合計×車両対投	
資額比率	
工具、器具及び備品投資額	
器具Ⅱネットワーク設備投資額合計×工具、器	
及Ⅱ器具及び備品対投資額比率	
備品	

項目		数値	単位
無形・無形固定資産投資額 固定ネットワーク設備投資額合計×無形固定資産比率			
附則別表第3の2（附則第6条関係）正味固定資産価額算定に用いる数値			
メタルケーブル（小）	規格対数	5	対
メタルケーブル（小）	規格対数	10	対
メタルケーブル（小）	規格対数	20	対
メタルケーブル（小）	規格対数	30	対
メタルケーブル（小）	規格対数	50	対
メタルケーブル（小）	規格対数	100	対
メタルケーブル（小）	規格対数	200	対
メタルケーブル（小）	規格対数	400	対
メタルケーブル（小）	規格対数	600	対
メタルケーブル（小）	規格対数	800	対
メタルケーブル（小）	規格対数	1,000	対
メタルケーブル（小）	規格対数	1,000	対
メタルケーブル（小）	規格対数	1,000	対
メタルケーブル（小）	規格対数	1,000	対
メタルケーブル（小）	規格対数	1,000	対
メタルケーブル（小）	規格対数	1,000	対
メタルケーブル（小）	規格対数	1,000	対
メタルケーブル（小）	規格対数	1,000	対
メタルケーブル（小）	規格対数	1,000	対
メタルケーブル（中）	規格対数	5	対

メタルケーブル（中）	規格対数	10	対
メタルケーブル（中）	規格対数	20	対
メタルケーブル（中）	規格対数	30	対
メタルケーブル（中）	規格対数	50	対
メタルケーブル（中）	規格対数	100	対
メタルケーブル（中）	規格対数	200	対
メタルケーブル（中）	規格対数	400	対
メタルケーブル（中）	規格対数	600	対
メタルケーブル（中）	規格対数	800	対
メタルケーブル（中）	規格対数	1,000	対
メタルケーブル（中）	規格対数	1,200	対
メタルケーブル（中）	規格対数	1,500	対
メタルケーブル（大）	規格対数	2,000	対
メタルケーブル（大）	規格対数	3,000	対
メタルケーブル（大）	規格対数	5,000	対
メタルケーブル（大）	規格対数	10,000	対
メタルケーブル（大）	規格対数	20,000	対
メタルケーブル（大）	規格対数	40,000	対
メタルケーブル（大）	規格対数	60,000	対
メタルケーブル（小）	最大規格対数	3,000	対
メタルケーブル（中）	最大規格対数	1,200	対

IPデータ系Mbps当たりパケット数	177	pps
音声収容装置ラインカード当たり最大収容回線数	32	回線
音声収容装置シェルフ当たり最大収容ラインカード数	16	カード
音声収容装置架当たり最大収容シェルフ数	4	シェルフ
音声収容装置回線収容率	1	架
音声収容装置用L2SW1ユニット当たり最大処理Mbps数	48	Mbps
音声収容装置用L2SW冗長化係数	714	ユニット
音声収容装置用L2SW設置不要最大音声収容装置シェルフ数	24	シェルフ
音声収容装置用L2SW収容率	0.8	ユニット
音声収容装置用L2SWポート収容率	1	ポート
音声収容装置用L2SW冗長化係数	2	ユニット
総合デジタル通信サービス（ISDN64）ボード当たり最大収容回線数	4	回線
総合デジタル通信サービス（ISDN1500）ボード当たり最大収容回線数	1	回線
総合デジタル通信サービス（ISDN64）ボード当たり占用スロット数	1	スロット

総合デジタル通信サービス（ISDN1500）ボード当たり占有スロット数	3	スロット
総合デジタル通信回線収容交換機1ユニット当たりスロット数	48	スロット
架当たり最大収容総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数	2	ユニット
総合デジタル通信回線収容交換機回線収容率	1	架
内蔵L2SW収容率	1	架
総合デジタル通信回線収容交換機内蔵L2SW当たり最大収容総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数	7	ユニット
総合デジタル通信回線収容交換機用DB1ユニット当たり最大処理最繁時呼数	1080, 000	ユニット
総合デジタル通信回線収容交換機用DB収容率	0.8	ユニット
総合デジタル通信回線収容交換機用DB冗長化係数	2	ユニット
音声収容ルータ1ユニット当たり最大インタフェース数	26	ユニット
音声収容ルータ1ユニット当たり最大処理BHMpps	44, 000	Mbps
音声収容ルータ1ユニット当たり最大処理BHMpps	65	Mbps
音声収容ルータ収容率	0.9	ユニット

音声収容ルータ冗長化係数	2	ユニット
共用収容ルータ1Gボード当たり最大収容インタフェース数	26	ユニット
共用収容ルータ10Gボード当たり最大収容インタフェース数	2	ユニット
共用収容ルータ1ユニット当たり最大10Gボード数	1	ユニット
共用収容ルータ1ユニット当たり最大処理BHMpps	44, 000	Mbps
共用収容ルータ1ユニット当たり最大処理BHMpps	65	Mbps
共用収容ルータ収容率	0.8	ユニット
信号区域間リンク分散数	2	ユニット
信号用中継交換機収容率	1	ユニット
信号用中継交換機当たり最大リンク数	1, 060	リンク
信号用中継交換機対当たり渡りリンク数	8	リンク
信号用中継交換機当たり処理信号数	56, 320	信号
専用6Mbps収容回線数（低速）	96	回線

専用6Mbps収容回線数（高速メタル）	48	回線
専用6Mbps収容回線数（高速光）	4	回線
中間中継伝送装置平均距離（CWD M）	80	km
中間中継伝送装置平均距離（PT N）	80	km
コア局用L2SW1ユニット当たり最大収容インタフェース数	48	ユニット
コア局用L2SW冗長化係数	2	ユニット
共用コアルータ10Gボード当たり最大収容インタフェース数	18	ユニット
共用コアルータ1ユニット当たり最大10Gボード数	4	ユニット
共用コアルータ1ユニット当たり最大処理BHMpps	240, 000	Mbps
共用コアルータ1ユニット当たり最大処理BHMpps	180	Mbps
共用コアルータ収容率	0.8	ユニット
共用コアリンク当たり信号数	240	信号
SGW1ユニット当たり最大リンク数	128	リンク

土地単価時点補正係数（富山県）	0.3348	
土地単価時点補正係数（石川県）	0.438	
土地単価時点補正係数（福井県）	0.2147	
土地単価時点補正係数（山梨県）	0.6117	
土地単価時点補正係数（長野県）	0.6637	
土地単価時点補正係数（岐阜県）	0.1368	
土地単価時点補正係数（静岡県）	0.4278	
土地単価時点補正係数（愛知県）	0.1980	
土地単価時点補正係数（三重県）	0.9527	
土地単価時点補正係数（滋賀県）	0.7249	
土地単価時点補正係数（京都府）	0.6469	
土地単価時点補正係数（大阪府）	0.3689	
土地単価時点補正係数（兵庫県）	0.9058	
土地単価時点補正係数（奈良県）	0.4818	
土地単価時点補正係数（和歌山県）	0.0027	
土地単価時点補正係数（鳥取県）	0.8656	
土地単価時点補正係数（島根県）	0.4227	
土地単価時点補正係数（岡山県）	0.3168	
土地単価時点補正係数（広島県）	0.5528	
土地単価時点補正係数（山口県）	0.2347	
土地単価時点補正係数（徳島県）	0.4696	
土地単価時点補正係数（香川県）	0.727	

土地単価時点補正係数（愛媛県）	0.6257	
土地単価時点補正係数（高知県）	0.1716	
土地単価時点補正係数（福岡県）	0.6429	
土地単価時点補正係数（佐賀県）	0.3657	
土地単価時点補正係数（長崎県）	0.9147	
土地単価時点補正係数（熊本県）	0.7778	
土地単価時点補正係数（大分県）	0.0258	
土地単価時点補正係数（宮崎県）	0.0188	
土地単価時点補正係数（鹿児島県）	0.1527	
土地単価時点補正係数（沖縄県）	1.872	
監視設備（総合監視）対投資額比率	80.140	
監視設備（収容局設備）対投資額比率	0.500	
監視設備（コア局設備）対投資額比率	97.0610	
監視設備（市外線路）対投資額比率	43.0450	
監視設備（市内線路）対投資額比率	21.0130	
監視設備（伝送無線機械）対投資額比率	0.751	
共通用建物 対投資額比率	31.000	
共通用土地 対投資額比率	0.0680	
共通用土地単価補正係数	1.7668	

構築物 対投資額比率	26.0680
機械及び装置 対投資額比率	50.0060
車両 対投資額比率	10.0010
工具、器具及び備品 対投資額比率	40.490
無形固定資産（ソフトウェアを除く。）対投資額比率	90.0420

附則別表第4
（附則第6条関係）

別添別表第4（別添第4品関係）（注）2024年4月1日～現在迄）

品名	数量	単価	金額	品名	数量	単価	金額
...	...	...	...	...	...	...	...

模式第2 固定資產總量控制表

[illegible][illegible]

[illegible]

[illegible]

陸上地下光ケーブル	7	23	年	海底光ケーブル	5	26	年	電柱	2	21	年	管路	1	64	年	中口径管路	1	64	年	とう道	7	5	年	共同溝	7	5	年	電線共同溝	1	64	年	無線アンテナ	3	24	年	無線鉄塔	3	24	年	空調設備	8	22	年	電力設備（整流装置用蓄電池）	7	15	年	電力設備（整流装置）	9	9	年	電力設備（交流無停電電源装置）	4	20	年	電力設備（直流無停電電源装置）	9	12	年	電力設備（小規模局用電源装置）	6	17	年	電力設備（小規模局用電源装置用蓄電池）	9	9	年	電力設備（発電装置）	2	18	年	電力設備（受電装置）	2	20	年	電力設備（可搬型発動発電機）	5	22	年	機械室建物	1	24	年
-----------	---	----	---	---------	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	-------	---	----	---	-----	---	---	---	-----	---	---	---	-------	---	----	---	--------	---	----	---	------	---	----	---	------	---	----	---	----------------	---	----	---	------------	---	---	---	-----------------	---	----	---	-----------------	---	----	---	-----------------	---	----	---	---------------------	---	---	---	------------	---	----	---	------------	---	----	---	----------------	---	----	---	-------	---	----	---

[illegible]

第五條 令和六年十二月三十一日までの間、法第三十三條第四項第一号ロの総務省令で定める機能は、新接続料規則第四条に定める機能のほか、加入電話・メタルIP電話接続機能（他の電気通信事業者の電気通信設備を加入者交換機若しくは中継交換機又は関門系ルータで接続する場合における第一種指定電気通信設備によりアナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項（第三号に規定するものをいう。以下同じ。）又は総合デジタル通信用設備（同項第五号に規定するものをいう。以下同じ。）である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信又は当該端末設備に着信する通信の交換及び伝送を行う機能をいう。以下同じ。）とする。

2 加入電話・メタルIP電話接続機能に関する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

び第一とし、その他少しした各欄の通信回数又は三表の欄には発着通信時間は、現に各欄の通信回数又は発着通信回数又は通信時間である着信時間を記すものとみなして記録すること。	新接注3 同一中継区 同一中継区内通信続料継区域内通信回数の欄には発着回数を、規則回数の欄には同一中継区内通信時間の別表発信回数を、欄には発信時間を記録する第六同一中継区域ごととし、その他の欄には様式内通信時間の発着通信回数又は発着通信時間第一欄には発信時間を記録すること。
第二間を記録する注4 電気通信事業者間のこととし、その相互接続点の変更に伴い増加することが見込まれる各発着通信回数又は通信時間は、現に各欄の通信回数を記録することは通信時間であるものとみなして記録すること。	表の他の欄には、相互接続点の変更に伴い増加する通信回数又は通信時間は、現に各欄の通信回数を記録すること。

項 一 第 条		新 接 続 料 規 則 第 六 条 第 二 項		新 接 続 料 規 則 第 六 条 第 三 項	
の第一種指定電気通信設備	当該第一種指定電気通信設備	次項、次条並びに第十二条の二第二項第一号	第一種指定電気通信設備	並に第八條第二項ただし書の規定に基づき接続料の原価及び利潤を算定した一般法定機能に係るものにおいて、その他の一	法第三十三條第五項機能に係るもの
の当該機能に係る電気通信設備	当該電気通信設備	次項	第一種指定電気通信設備、第一種指定電気通信設備等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第九号。以下「令和四年改正省令」という。）附則第五条第一項の加入電話・メタルＩＰ電話接続機能に係る電気通信設備	令和四年改正省令附則第五条第一項の加入電話・メタルＩＰ電話接続機能に係る電気通信設備、これらの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設	再計算後直ちに

表二第一の四第表別則規料続接新		表二第一の一第表別則規料続接新		条一
料金単価	伝送路数×専用線路に係るもの	伊豆大島と本土中継交換機間及び大石と中継交換局間の伝送路に係るもの	IPDS相互接続に設置するもの	月以内に事業年度経過後七
		伊豆大島と本土中継交換機間及び大石と中継交換局間の伝送路に係るもの	IPDS相互接続に設置するもの	
		伊豆大島と本土中継交換機間及び大石と中継交換局間の伝送路に係るもの	IPDS相互接続に設置するもの	
都道府県区域間伝送路の最繁時帯域（メタルIP電話に係るものに限る。）×都道府県区域間伝送路設備帯域当たり単価	（二）都道府県区域間伝送路に係るもの	伊豆大島と本土中継交換機間及び大石と中継交換局間の伝送路に係るもの	IPDS相互接続に設置するもの	

新接統料規則別表第五第二表		
アナログ・デジタル回線共通部		
アナログ・デジタル回線共通部		
都道府県区域間伝送路設備		

第六条 加入電話・メタルＰ電話接続機能の接続料は、附則別表第一第一表の部分機能の区分の欄に定める各部分機能の単位費用総額（単位費用（附則別表第二の要素機能の区分の欄に定める要素機能（附則別表第一の部分機能の区分の欄に定める部分機能の構成要素となる機能）について、以下同じ。）について、附則別表第二の）対象設備の欄に定める対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設に係る費用の額を用いて算定された当該要素機能の原価及び利潤の総額を当該要素機能に係る需要額で除したものをいう。以下同じ。）の総額であつて、附則別表第一の単位費用総額の算定方法の欄に定める方法により算定したものをいう。以下同じ。）を当該各部分機能に係る需要（要素機能の単位費用算定に用いる通信時間であつて、当該各部分機能に係るものをいう。）により加重平均したものに一から特定比率を減じた比率を乗じることにより算定した額に、附則別表第一第二表の部分機能の区分の欄に定める部分機能の単位費用総額に特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定するものとする。

2 前項において、特定比率は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる比率とする。

一 令和四年四月一日以降に適用される接続料を算定する場合（次号及び第三号に掲げる場合を除く。）〇・〇九

[illegible]

継交換機能、中継交換専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能

第1表
附則別表第1（附則第6条関係）

部分機能の内容	単位費用総額の算定方法
一 加他の電気通信事業者の加入者交換部に入者交換設備を第一種（交換等設備）に接続指定加入者交換機で接する単位費用＋続機能続する場合における第加入者交換部（一）により通信の交換及び伝送並びに信号の編集を行うもの	単位費用＋中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能
二 加他の電気通信事業者の加入者交換部に入者交換設備を第一種（交換等設備）に接続指定加入者交換機で接する単位費用＋続機能続する場合における第加入者交換部（二）により通信の交換及び伝送並びに信号の編集を行うもの	単位費用＋中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能
三 中他の電気通信事業者の加入者交換部に入者交換設備を第一種（交換等設備）に接続指定加入者交換機で接する単位費用＋続機能続する場合における第加入者交換部（三）により通信の交換及び伝送並びに信号の編集を行うもの	単位費用＋中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能

機機能	機機能
継交換機能、中継交換専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能	継交換機能、中継交換専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能

第2表
附則別表第2（附則第6条関係）

部分機能の内容	単位費用総額の算定方法
一 加他の電気通信事業者の加入者交換部に入者交換設備を第一種（交換等設備）に接続指定加入者交換機で接する単位費用＋続機能続する場合における第加入者交換部（一）により通信の交換及び伝送並びに信号の編集を行うもの	単位費用＋中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能
二 加他の電気通信事業者の加入者交換部に入者交換設備を第一種（交換等設備）に接続指定加入者交換機で接する単位費用＋続機能続する場合における第加入者交換部（二）により通信の交換及び伝送並びに信号の編集を行うもの	単位費用＋中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能
三 中他の電気通信事業者の加入者交換部に入者交換設備を第一種（交換等設備）に接続指定加入者交換機で接する単位費用＋続機能続する場合における第加入者交換部（三）により通信の交換及び伝送並びに信号の編集を行うもの	単位費用＋中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能

部交換系末	部交換中継
機機能	機機能
継交換機能、中継交換専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能	継交換機能、中継交換専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能

部送伝中継	部送伝中継
機機能	機機能
継交換機能、中継交換専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能	継交換機能、中継交換専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能

第2表		（この項の中継伝送専用 部を除く。）	
要素機内容 の区	対象設備		
一 メ第一種指定メタル回線収容装 タル回置等により第一種指定端末系 線収容伝送路設備を収容し、音声信 部 号とパケットの相互間の変換 を行う要素機能	第一種指定メタル回線収容装 第一種指定メタル回線 収容装置等		
二 一 関門系ルータ以外の一般第一 般中継指定中継ルータにより通信 系ルータの交換及び伝送を行う要素機 タ交換能（特定のバケットについて定中継ル 伝送部 優先的に通信の交換又は伝送 を行う機能を含む。）	一 関門系ルータ以外の一般第一 般中継指定中継ルータにより通信 系ルータの交換及び伝送を行う要素機 タ交換能（特定のバケットについて定中継ル 伝送部 優先的に通信の交換又は伝送 を行う機能を含む。）		
三 一 第一種指定メタル回線収容装 般中継置等と関門系ルータ以外の一 系ルータ一般第一種指定中継ルータとの タ接続間に設置される第一種指定中 伝送部 継系伝送路設備により通信 伝送する要素機能	第一種指定メタル回線収容装 第一種指定メタル回線収容 装置等と関門系ルータ 以外の一般第一種指定 中継ルータとの間に設 置されるもの		
三の二 関門系ルータ以外の一般第一 一般種指定中継ルータと関門系ル 県間中一ルータの間に設置される第一種 継系ル指定県間中継系伝送路設備に 一タ接より通信を伝送する要素機能 部 続伝送	第一種指定メタル回線収容装 第一種指定メタル回線 収容装置等と関門系ルータ 以外の一般第一種指定 中継ルータとの間に設 置されるもの		
四 S 関門系ルータ接続用メディア IP サゲートウェイと連携してイン 一バ部 ターネットプロトコルによる	第一種指定メタル回線収容装 第一種指定メタル回線 収容装置等		

パケットの伝送の制御又は固 定端末系伝送路設備の認証等 を行う要素機能	五 関門系ルータと接続する ルータにより通信の交換を行 う要素機能	六 S I P サーバと連携して、事 業者の網内で流通する S I P 番号交換信号を終端し、事業者 電気通信事業者の網間で流通 可能な S I P 信号に変換する 要素機能	七 番 S I P サーバと連携して、入 力された電気通信番号の一部 号管理 又は全部に対応してド 部 名を出力する要素機能	八 ド入力されたドメイン名の一 部 S I P 電話用 メイン又は全部に対応してア 部 名管理 I ・アドレスを出力す る要素機能	附 則（令和五年一月一六日総務省令第 二号）抄
第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。（経過措置）					
第二条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）及び第四条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下これらを「新規則」と総称する。）の施行の際現に電気通信事業法（以下「法」という。）第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款について、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新施行規則の施行前においても当該申請に係る接続約款の変更を認可することができる。この場合において、その認可を受けた接続約款の変更は、改正法の施行の日において、法第三十三条第二項の規定による認可を受けたものとみなす。					

第一項の申請に係る接続約款の変更の認可の処分の日が新規則の施行後となる場合において、新規則の施行の際現に法第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。	3 第一項の申請に係る接続約款の変更の認可の処分の日が新規則の施行後となる場合において、新規則の施行の際現に法第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。	附 則（令和五年二月一六日総務省令第 七号）抄
第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 一 次条の規定 公布の日 二 第二条中第一種指定電気通信設備接続料規則別表第二の二及び別表第四の三の改正規定 令和五年四月一日 （経過措置）		
第二条 総務大臣は、この省令の施行の日においても、第二条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新接続料規則」という。）第六条第一項（第三条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する手順を定める通知を行うことができる。		
第三条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、新接続料規則及び第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）（以下これらを「新規則」と総称する。）の施行の際現に電気通信事業法（以下「法」という。）第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新施行規則の施行前においても当該申請に係る接続約款の変更を認可することができる。この場合において、その認可を受けた接続約款の変更は、この省令の施行の日において法第三十三条第二項の規定による認可を受けたものとみなす。		
第四条 第二項の規定による申請に係る接続約款の変更の認可の処分の日が新規則の施行後となる場合において、新規則の施行の際現に法第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。		

合において、新規則の施行の際現に法第三十三条第二項の規定による認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。	附 則（令和五年二月二七日総務省令第 九号）抄
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条中第一種指定電気通信設備接続料規則第四条の表二の項の改正規定、第四条、第五条及び第七条の規定は、令和六年三月一日から施行する。 （準備行為）	
第二条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新規則」という。）の施行の際現に電気通信事業法（以下「法」という。）第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。	
第三条 第一項の申請に係る接続約款の変更の認可の処分の日が新規則の施行後となる場合において、新規則の施行の際現に法第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。	
附 則（令和六年一月二四日総務省令第 四号）抄	
第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。 （準備行為）	
第二条 総務大臣は、この省令の施行の日においても、この省令による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新規則」という。）第六条第一項（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和四年	

線点遠隔収容装置、局設置簡易遠隔収容装置又は局設置遠隔収容装置を經由しない場合に限る。）に設置するもの	加系ケル 入き線点遠隔収容装置 光く加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔収容装置、局設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）	加系柱 入加入者側終端装置 電局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの	加系路 入加入者側終端装置 管局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの
---	--	--	--

[illegible][illegible]

[illegible][illegible][illegible]

[illegible]

機械室建物	可搬型発電発電機
機械室土地	機械室建物
監視設備	総合監視 加入者交換機 中継交換機 伝送無線機械 市外線路 市内線路
共通用建物	共通用建物
共通用土地	共通用土地
構築物	構築物
機械及び装置	機械及び装置
車両	車両
工具、器具及び備品	工具、器具及び備品
無形固定資産	交換機ソフトウェア その他の無形固定資産
第2表	
附属設備等	設備等区分
空調設備	空調設備
電力設備	整流装置 直流変換電源装置 交流無停電電源装置 蓄電池 受電装置 発電装置 小規模局用電源装置 可搬型発電発電機
機械室建物	機械室建物
機械室土地	機械室土地
監視設備	総合監視 収容局設備 コア局設備 伝送無線機械 市外線路 市内線路
共通用建物	共通用建物
共通用土地	共通用土地
構築物	構築物
機械及び装置	機械及び装置
車両	車両
工具、器具及び備品	工具、器具及び備品

無形固定資産（ソフトウェアを除く。） 別表第2の1（第6条関係） 正味固定資産価額 算定方法	
第1表 定額法正味固定資産価額 $\parallel M_{n-1}$ （経済的耐用年数（定額法正味固定資産価額（ n ）） $\div$ 経済的耐用年数） 定額法正味固定資産価額（ n ） $\parallel$ （期首定額法正味固定資産価額（ n ） $\div$ 期末定額法正味固定資産価額（ n ）） $\div 2$ 期首定額法正味固定資産価額（ n ） $\parallel M_{AX}$ （投資額 $\div$ （投資額 $\div$ 最低残存価額） $\div$ 法定耐用年数） $\times$ （ $n-1$ ）、最低残存価額） 期末定額法正味固定資産価額（ n ） $\parallel M_{AX}$ （投資額 $\div$ （投資額 $\div$ 最低残存価額） $\div$ 法定耐用年数） $\times n$ 、最低残存価額） 定率法正味固定資産価額 $\parallel M_{n-1}$ （経済的耐用年数（定率法正味固定資産価額（ n ）） $\div$ 経済的耐用年数） 定率法正味固定資産価額（ n ） $\parallel$ （期首定率法正味固定資産価額（ n ） $\div$ 期末定率法正味固定資産価額（ n ）） $\div 2$ 期首定率法正味固定資産価額（ n ） $\parallel M_{AX}$ （投資額 $\times$ （ $1 \div$ 償却率）） $\div n-1$ 、投資額 $\times$ 最低残存率） 期末定率法正味固定資産価額（ n ） $\parallel M_{AX}$ （投資額 $\times$ （ $1 \div$ 償却率）） $\div n$ 、投資額 $\times$ 最低残存率） 償却率 $\parallel 1 \div$ （残存率） $1 \div$ 法定耐用年数	残存率 $\parallel 0.1$ とする。 なお、投資額は、次の設備区分ごとに定める算定方法により算出する。
設備区分 加入者交換機	1 交換機の設置基準 タル通信サービスの局別総収容回線数（以下「局別収容回線数」という。）から当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数を除いた回線数が1万2千回線を超える局には加入者交換機を設置する。それ以外の局には

局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を設置する。

(2) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収容回線数の合計が1万2千回線を超える場合には、単位料金区域内の1局の局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を加入者交換機に置き換える。

2 局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置の帰属先交換機の決定

(1) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収容回線数の合計が1万2千回線を超えない場合には、隣接単位料金区域の加入者交換機設置局に当該単位料金区域の全ての局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置を帰属させる。

(2) 単位料金区域内に加入者交換機設置局が1局のみの場合、その加入者交換機設置局に当該単位料金区域の全ての局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置を帰属させる。

(3) 単位料金区域内に複数の加入者交換機設置局がある場合、局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置ごとに、局設置遠隔収容装置局へ加入者交換機設置局間又は局設置簡易遠隔収容装置設置局へ加入者交換機設置局間の伝送路距離を考慮して局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置の帰属先を決定する。

3 設備量の算定

加入者交換機設置局ごとに、次の各方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のものを当該局の加入者交換機ユニット数とする。

なお、2以上の加入者交換機を設置することと指定された加入者交換機設置局にあつては、以下の(1)から(4)の方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のものが1であるときは、これを2とみなす。

(1) アナログ電話・総合デジタル通信サービス別の発着信呼量に各役務の収容回線数を乗じたものを個別の最繁時呼量とし、その最繁時呼量の合計を当該局の最繁時呼量とし、最繁時呼量を加入者交換機の最大処理最繁時呼量で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。

局設置	1 局設置遠隔収容装置の設置基準
遠隔局	局ごとに、局別収容回線数から当該局のき
収線点	線点遠隔収容装置収容回線数を除いた回線
数	数が1万2千回線を超えない局のうち、次

(2) アナログ電話・総合デジタル通信サービス別の最繁時呼量を各役務の平均保留時間及び呼完了率で除したものを個別の最繁時総呼数とし、その最繁時総呼数の合計を当該局の最繁時総呼数とし、最繁時総呼数を加入者交換機の最大処理最繁時総呼数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

(3) 局別収容回線数の合計を加入者交換機回線収容率で除したものを当該局の加入者交換機端子数とし、加入者交換機端子数を加入者交換機の最大収容回線数及び混在収容時効率低下係数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

(4) 加入者交換機設置局の中継交換機対向パス数、加入者交換機接続呼中継パス数、局設置遠隔収容装置対向5.2Mパス数の合計を当該局の加入者交換機中継インタフェース数とし、加入者交換機中継インタフェース数を加入者交換機の最大搭載中継インタフェース数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

4 投資額の算定

次の算定式により、前項の規定に基づき局ごとに算定したユニット数等を用いて局ごとと加入者交換機投資額を求め、全ての局の局ごとと加入者交換機投資額を合算し、加入者交換機投資額を算定する。

局ごとと加入者交換機投資額Ⅱ 加入者交換機ユニット数×加入者交換機ユニット当たり単価+回線共通投資額+加入者交換機直収電話端子数×加入者交換機直収アナログ電話回線単価+加入者交換機直収総合デジタル通信端子数×加入者交換機直収総合デジタル通信回線単価+最繁時総呼数×最繁時総呼数単価+最繁時呼量投資額+対向局設置遠隔収容装置ユニット数×局設置遠隔収容装置対向基本部単価+局設置遠隔収容装置対向1.5Mパス数×局設置遠隔収容装置対向1.5Mパス単価+加入者交換機中継5.2Mパス数×加入者交換機中継5.2Mパス単価

簡易遠隔収容装置投資額として、全ての局の局ごと局設置簡易遠隔収容装置投資額を合算し、局設置簡易遠隔収容装置投資額を算定する。	（１）局ごと局設置簡易遠隔収容装置投資額Ⅱ（局設置簡易遠隔収容装置ユニット数×局設置簡易遠隔収容装置ユニット単価）×（局設置簡易遠隔収容装置収容電話回線数÷局設置簡易遠隔収容装置収容専用回線数）÷局設置簡易遠隔収容装置収容アナログ電話回線数×局設置簡易遠隔収容装置アナログ電話回線単価÷局設置簡易遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回線数×局設置簡易遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回線単価÷回線収容部投資額	（２）局ごと局設置簡易遠隔収容装置投資額Ⅱ局設置簡易遠隔収容装置ユニット数×局設置簡易遠隔収容装置ユニット単価÷局設置簡易遠隔収容装置収容アナログ電話回線数×局設置簡易遠隔収容装置アナログ電話回線単価÷局設置簡易遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回線数×局設置簡易遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回線単価÷回線収容部投資額	線路 １ 回線数の算定	遠隔調査の調査区ごとの各サービスの回線収容率を次により算定する。 容 装 案 分 率、就業者自県案分率を算定する。県境の調査区以外では、自県案分率は１となる。	世帯自県案分率（県、調査区）Ⅱ世帯数（県、調査区）÷総世帯数（調査区） 就業者自県案分率（県、調査区）Ⅱ就業者数（県、調査区）÷総就業者数（調査区） （１）住宅用加入電話回線数Ⅱ局ごと住宅用加入電話契約回線数÷調査区ごと世帯数の局ごと合計×調査区ごとの世帯数×世帯自県案分率 （２）事務用加入電話回線数Ⅱ局ごと事務用加入電話契約回線数÷調査区ごと就業者数の局ごと合計×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率 （３）住宅用第一種総合デジタル通信サービス回線数Ⅱ単位料金区域別住宅用第一種
--	--	--	----------------	--	--

総合デジタル通信サービス契約回線数×調査区ごとの世帯数の単位料金区域別合計×調査区ごとの世帯数×世帯自県案分率

(4) 事務用第一種総合デジタル通信サービス回線数×単位料金区域別事務用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数×調査区ごとの就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率

(5) 第二種総合デジタル通信サービス回線数×単位料金区域別第二種総合デジタル通信サービス契約回線数×調査区ごとの就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率

(6) 第一種公衆電話実績回線数×単位料金区域別第一種公衆電話実績回線数×単位料金区域内調査区数×世帯自県案分率

(7) 第一種デジタル公衆電話回線数×単位料金区域別第一種デジタル公衆電話実績回線数×単位料金区域内調査区数×世帯自県案分率

(8) 第二種公衆電話回線数×単位料金区域別第二種公衆電話実績回線数×調査区ごとの就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率

(9) 第二種デジタル公衆電話回線数×単位料金区域別第二種デジタル公衆電話実績回線数×調査区ごとの就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率

(10) 低速専用線二線式回線数×単位料金区域別低速専用線実績回線数×(県別低速専用線二線式実績回線数×(県別低速専用線二線式実績回線数+県別低速専用線四線式実績回線数)×調査区ごとの就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率

(11) 低速専用線四線式回線数×単位料金区域別低速専用線実績回線数×(県別低速専用線四線式実績回線数×(県別低速専用線二線式実績回線数+県別低速専用線四線式実績回線数)×調査区ごとの就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率

(12) 高速メタル専用線回線数×単位料金区域別高速専用線実績回線数×(県別高速メタル専用線実績回線数×(県別高速メタル専用線実績回線数+県別高速専用線タル専用線実績回線数+県別高速光専用線

実績回線数)×(小調査区)と就業者数の単位料金区域別合計×調査区)と就業者数×就業者自県案分率 (13) 高速光専用線回線数÷単位料金区域別高速専用線実績回線数×(県別高速光専用線実績回線数÷(県別高速メタル専用線実績回線数+県別高速光専用線実績回線数)×小調査区)と就業者数の単位料金区域別合計×調査区)と就業者数×就業者自県案分率 2 き線点ノ局間伝送路経路の選択 局ごとに、当該局の収容区域内の需要の存在する調査区)にき線点を設定するものとし、き線点ノ局間伝送路経路は次の基準により決定する。 (1) 局を起点とし、東西南北の四方に向けて敷設する。 (2) 局を起点とし、H45.の傾きの範囲ごとに収容する。 (3) H45.の線上に存在する調査区)については、局を中心に反時計回りに境界線を設定する。 (4) 局を中心に東西南北に敷設する伝送路と、これと直交して調査区)の中心を通るように敷設する伝送路を設置する。 (5) 伝送路経路選択においては、道路密度・道路延長データを考慮し、道路沿いの経路を選択する。 (6) 調査区)ごとの回線数を考慮し、伝送路経路は適宜集約化する。 3 設備構成選択 き線点ノ局間伝送路)ごとに、次の組合せの中から、設備管理運営費(減価償却費と施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。)が最も低くなる組合せを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送距離制限により、選択不可能なものは除く。 (1) 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。 (2) 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。 (3) 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。 (4) 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。

加者半ス定送置	加入	收容装置回線単価＋局ごとき線点遠隔收容装置收容アナログ電話回線数×き線点遠隔收容装置アナログ電話回線単価＋き線点遠隔隔收容装置收容総合デジタル通信サービス回線数×き線点遠隔隔收容装置総合デジタル通信サービス回線単価
ア 当該局に帰属する局設置簡易遠隔收容装置数及びき線点遠隔隔收容装置数を加入者系半固定バス伝送装置局外側インタフェース装置最大收容システム数で除したものと（１）に満たない端数は、切り上げるものとする。） イ 当該局に帰属する局設置簡易遠隔收容装置及びき線点遠隔隔收容装置に收容されるアナログ回線数を加入者系半固定バス伝送装置インタフェース装置当たりアナログ最大收容回線数で除したものと（１）に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、加入者系半固定バス伝送装置局内インタフェース装置最大收容システム数で除したものと（１）に満たない端数は、切り上げるものとする。） ウ 当該局の加入者系半固定バス伝送装置総合デジタル通信サービス専用装置システム数（当該局に帰属する局設置簡易遠隔隔收容装置及びき線点遠隔隔收容装置に收容される総合デジタル通信サービス回線数を加入者系半固定バス伝送装置１システム当たり総合デジタル通信サービス最大收容回線数で除したもの（１）に満たない端数は、切り上げるものとする。）、当該局に帰属する局設置簡易遠隔隔收容装置及びき線点遠隔隔收容装置に收容される低速専用回線数を加入者系半固定バス伝送装置１システム当たり低速専用線最大收容回線数で除したもの（１）	１ 設備量の算定 （１） 加入者交換機設置局ごとに、アから固うまでにより求めた加入者系半固定バス伝送装置の必要台数のうち最大のものを当該伝局の加入者系半固定バス伝送装置台数とする。	

に満たない端数は、切り上げるものとする。）及び当該局に帰属する局設置簡易遠隔収容装置及びび線点遠隔収容装置に收容される高速専用回線数を加入者系半固定バス伝送装置1システム当たり高速専用線最大收容回線数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を合計したもの。）を加入者系半固定バス伝送装置総合デジタル通信サービス・専用線用装置最大收容システム数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、加入者系半固定バス伝送装置総合デジタル通信サービス・専用線装置最大搭載数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。） （2）（1）の台数に、当該局に帰属する局設置簡易遠隔収容装置及びび線点遠隔収容装置に收容される回線数から専用役務に係るものを除いた比率を乗じたものを加入者系半固定バス伝送装置架数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により、局ごと加入者系半固定バス伝送装置投資額を求め、全ての局の局ごと加入者系半固定バス伝送装置投資額を合算し、加入者系半固定バス伝送装置投資額を算定する。 局ごと加入者系半固定バス伝送装置投資額 $\parallel \text{加入者系半固定バス伝送装置架数} \times \text{加入者系半固定バス伝送装置1架当たり単価} + \text{帰属する線点遠隔収容装置に收容される回線数} \times \text{加入者系半固定バス伝送装置回線当たり単価}$	消防
（1）設備量の算定 1 加入者交換機設置局ごとに、当該局が2万回線未満の局別收容回線数を收容する場合は、当該局の消防警察トランクの必要設備量は2とする。2万回線以上の場合、当該回線数から2万を引いた後、1万で除した商（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に2を加えた値を当該局の消防警察トランク必要数とする。さらに当該局に異行政収容対応回線が存在する場合には、異行政収容先ごとに消防警察トランク必要数を1ずつ加算するものとする。 （2）局設置遠隔収容装置設置局又は局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、消防警	トランク

察トランクの必要設備量を2とする。さらに当該局に異行政収容対応回線が存在する場合には、異行政収容先ごとに消防警察トランク必要数を1ずつ加算するものとする。
(3) 加入者交換機設置局ごとに、当該局の消防警察トランク必要数及び当該局に帰属する全ての局設置遠隔収容装置設置局及び局設置簡易遠隔収容装置設置局の消防警察トランク必要数を加えたものを当該局の消防警察トランク数とする。
(4) 加入者交換機設置局ごとに、当該局の消防警察トランク数を消防警察トランク搭載架最大搭載数で除した商（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の消防警察トランク架数とする。
2 投資額の算定
次の算定式により、前項の規定に基づき算定した消防警察トランク数及び消防警察トランク架数を用いて局ごと消防警察トランク投資額を求め、全ての局の局ごと消防警察トランク投資額を合算し、消防警察トランク投資額を算定する。
局ごと消防警察トランク投資額Ⅱ 消防警察トランク数×消防警察トランク単価＋消防警察トランク架数×消防警察トランク搭載架単価

置 約 線 用 消 警	装 集 回 防 察
線 集 指 警 1	回 定 警 設
下 定 防 備	の され 消 量
手 順 加入者交換機設置局ごとに、以下	順 加入者交換機設置局ごとに、以下
で 警察消防用回線集約装置の台数を算定する。	で 警察消防用回線集約装置の台数を算定する。
(1) 受付収容局に設定された専用線回線数を、当該受付収容局に対する割付対象として指定された加入者交換機設置局ごとに、必要となる専用線回線数の算定をして割付処理を行い、割り付けられた専用線回線数を当該加入者交換機設置局の総割付回線数とする。	(1) 受付収容局に設定された専用線回線数を、当該受付収容局に対する割付対象として指定された加入者交換機設置局ごとに、必要となる専用線回線数の算定をして割付処理を行い、割り付けられた専用線回線数を当該加入者交換機設置局の総割付回線数とする。
(2) 当該局の消防警察トランク数が総割付回線数以下の場合には、当該局の警察消防用回線集約装置数を0とする。総割付回線数を超える場合には、当該局の総割付回線数を警察消防用回線集約装置最大収容回線数で除した商（1に満たない端数は、切	(2) 当該局の消防警察トランク数が総割付回線数以下の場合には、当該局の警察消防用回線集約装置数を0とする。総割付回線数を超える場合には、当該局の総割付回線数を警察消防用回線集約装置最大収容回線数で除した商（1に満たない端数は、切

光ケーブル 1 設備量の算定	主配線盤	主配線架
光ケーブル 1 設備量の算定	(1) 局ごとに、当該局に直接メタル回線で収容される回線数にき線回線予備率分を加算したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)	(1) 局ごとに、当該局に直接メタル回線で収容される回線数にき線回線予備率分を加算したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
光ケーブル 1 設備量の算定	(2) 投資額の算定	(2) 投資額の算定
光ケーブル 1 設備量の算定	(3) 投資額の算定	(3) 投資額の算定

光ケーブル 1 設備量の算定	(1) 局ごとに、当該局に直接メタル回線で収容される回線数にき線回線予備率分を加算したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)	(1) 局ごとに、当該局に直接メタル回線で収容される回線数にき線回線予備率分を加算したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
光ケーブル 1 設備量の算定	(2) 投資額の算定	(2) 投資額の算定
光ケーブル 1 設備量の算定	(3) 投資額の算定	(3) 投資額の算定

光ケーブル 1 設備量の算定	(1) 局ごとに、当該局に直接メタル回線で収容される回線数にき線回線予備率分を加算したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)	(1) 局ごとに、当該局に直接メタル回線で収容される回線数にき線回線予備率分を加算したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
光ケーブル 1 設備量の算定	(2) 投資額の算定	(2) 投資額の算定
光ケーブル 1 設備量の算定	(3) 投資額の算定	(3) 投資額の算定

光ケーブル 1 設備量の算定	(1) 局ごとに、当該局に直接メタル回線で収容される回線数にき線回線予備率分を加算したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)	(1) 局ごとに、当該局に直接メタル回線で収容される回線数にき線回線予備率分を加算したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
光ケーブル 1 設備量の算定	(2) 投資額の算定	(2) 投資額の算定
光ケーブル 1 設備量の算定	(3) 投資額の算定	(3) 投資額の算定

り捨てるものとする。）、多重変換装置156Mインタフェース数を算定する。

この際に生じた剰余の数を多重変換装置52Mインタフェース数とする。

クカで算定した多重変換装置52Mパス数を3で除した商（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を多重変換装置ユニット数とする。また、多重変換装置ユニット数を多重変換装置あたりユニット数で除したものを多重変換装置架数とする（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）。

（2） 加入者交換機設置局ごとに以下の手順で伝送装置の台数を算定する。

ア 当該局に帰属する局設置遠隔収容装置設置局の多重変換装置156Mインタフェース数及び多重変換装置52Mインタフェース数それぞれの合計を当該局の多重変換装置156Mインタフェース数及び多重変換装置52Mインタフェース数とする。

イ 当該局に帰属する局設置遠隔収容装置設置局の多重変換装置52Mパス数の合計を3で除した商（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を多重変換装置ユニット数とする。

ウ 当該局の多重変換装置ユニット数を多重変換装置あたりユニット数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を多重変換装置架数とする。

2 加入者交換機と中継交換機間に設置する伝送装置の設備量の算定

加入者交換機と中継交換機間伝送路ごとに、次の手順で伝送装置の種類ごとの台数を算定する。

（1） 伝送装置の組合せは次のとおりとする。

ア 加入者交換機設置局に多重変換装置を設置し、中継交換機設置局に多重変換装置を設置する。

イ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置（156M）を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置（156M）を設置する。

ウ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置（600M）を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置（600M）を設置する。

エ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置（2、4G）を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置（2、4G）を設置する。

オ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置（156M）を設置し、中継交換機設置局にクロスコネクタ装置を設置する。

カ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置（600M）を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置（600M）及びクロスコネクタ装置を設置する。

キ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置（2、4G）を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置（2、4G）及びクロスコネクタ装置を設置する。

ク 加入者交換機設置局及び中継交換機設置局に分岐挿入伝送装置を設置する。

（2） 加入者交換機の設備量から、（1）のアからエまでの組合せごとの伝送装置のインタフェース数、ユニット数、架数、必要中間中継伝送装置数等を算定し、投資額が最も低くなる組合せを選択する。

（3） 中継交換機が2台以上の場合又は当該局に相互接続点が設置される場合にクロスコネクタ装置を設置することとし、（1）のオ、カ及びキの組合せごとの伝送装置のインタフェース数、ユニット数、架数、必要中間中継伝送装置数等を算定し、投資額が最も低くなる組合せを選択する。

（4） （1）及び（3）で選択された組合せと（1）のクを比較し、投資額が最も低くなるものを選択する。

3 1及び2の規定に基づき算定した設備量から、当該設備を共有する専用線回線等（低速専用線回線数、高速メタル専用線回線数、高速光専用線回線数、ATM専用線回線数、ATMデータ伝送回線数、ADSL地域IP回線数及び光地域IP回線数）に係る設備量を、それぞれのパス数の比率に基づいて控除する。

4 投資額の算定

次の算定式により、前3項の規定に基づき算定した伝送装置の種類別の架数等を用いて伝送装置投資額を算定する。

局ごと伝送装置投資額Ⅱ多重変換装置投資額＋高速終端中継伝送装置投資額＋クロスコネクタ装置投資額＋分岐挿入伝送装置投資額

局ごと多重変換装置投資額Ⅱ多重変換装置架数×多重変換装置架・共通部当たり単価

＋多重変換装置ユニット数×多重変換装置ユニット当たり単価

＋多重変換装置1、5Mインタフェース数×多重変換装置1、5Mインタフェース当たり単価

＋多重変換装置2Mインタフェース数×多重変換装置2Mインタフェース当たり単価

＋多重変換装置6Mインタフェース数×多重変換装置6Mインタフェース当たり単価

＋多重変換装置8Mインタフェース数×多重変換装置8Mインタフェース当たり単価

＋多重変換装置52Mインタフェース数×多重変換装置52Mインタフェース当たり単価

＋多重変換装置156Mインタフェース数×多重変換装置156Mインタフェース当たり単価

＋高速終端中継伝送装置投資額Ⅱ高速終端中継伝送装置架数×高速終端中継伝送装置架・共通部当たり単価

＋高速終端中継伝送装置ユニット数×高速終端中継伝送装置ユニット当たり単価

＋高速終端中継伝送装置局間インタフェース数×高速終端中継伝送装置局間インタフェース当たり単価

＋高速終端中継伝送装置局間インタフェース単価

局ごとクロスコネクタ装置投資額Ⅱクロスコネクタ装置基本架数×クロスコネクタ装置基本架当たり単価

＋クロスコネクタ装置接続架数×クロスコネクタ装置接続架当たり単価

＋クロスコネクタ装置増設リンク数×クロスコネクタ装置増設リンク当たり単価

＋クロスコネクタ装置空間スイッチユニット数×クロスコネクタ装置空間スイッチユニット当たり単価

＋クロスコネクタ装置局内52Mインタフェース数×クロスコネクタ装置局内52Mインタフェース当たり単価

＋クロスコネクタ装置局内156Mインタフェース数×クロスコネクタ装置局内156Mインタフェース当たり単価

＋クロスコネクタ装置局外インタフェース数×クロスコネクタ装置局外インタフェース当たり単価

＋クロスコネクタ装置ユニット数×クロスコネクタ装置ユニット単価

局ごと分岐挿入伝送装置投資額Ⅱ分岐挿入伝送装置システム数×分岐挿入伝送装置システム当たり単価

＋分岐挿入伝送装置局内

インタフェース数×分岐挿入伝送装置局内インタフェース当たり単価

中間1 局設置簡易遠隔収容装置設置局へ加入者交換機設置局間に設置する中間中継伝送装置の設備量の算定

局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、局設置簡易遠隔収容装置設置局へ加入者交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したものをから2を減じたもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に、当該局に帰属するき線点遠隔収容装置数と当該局に設置される局設置簡易遠隔収容装置数の合計を乗じたものを、当該局の中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置架収容率で除したものを、当該局の中間中継伝送装置架数とする。

2 局設置遠隔収容装置設置局へ加入者交換機設置局間に設置する中間中継伝送装置の設備量の算定

局設置遠隔収容装置設置局ごとに、次の（1）及び（2）の手順で求めた中間中継伝送装置数及び中間中継伝送装置架数の合計を、当該局の中間中継伝送装置数及び中間中継伝送装置架数とする。

（1） 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、多重変換装置（52M）及び多重変換装置（156M）につき、局設置遠隔収容装置設置局へ加入者交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したものをから2を減じたもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に、当該局に設置する多重変換装置インタフェース数を乗じたものを当該局の中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置架数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものを、当該局の中間中継伝送装置架数とし、中間中継伝送装置架収容率で除した台数及び中間中継伝送装置架収容率で除した台数及び中間中継伝送装置架収容率で除した台数

クロック1	設置量の算定	平均距離で除したものから2を減じたもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を乗じたものの合計を当該局の中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものを、当該局の中間中継伝送装置架数とする。
	5 投資額の算定	次の算定式により、前4項の規定に基づき算定した中間中継伝送装置数及び中間中継伝送装置架数を用いて局ごと中間中継伝送装置投資額を求め、全ての局の局ごと中間中継伝送装置投資額を合算し、中間中継伝送装置投資額を算定する。
クロック2	局設置簡易遠隔收容装置設置局ごと供給に、当該局の被クロック供給装置数（当該局に設置される無線伝送装置のうち変復調回線切替装置架数及び無線送受信装置架数並びに衛星通信設備のうちTDM A装置架数、衛星送受信装置架数及び衛星回線制御装置架数を合計したもの。）をクロック供給装置架当たり最大クロック分配数で除したものを、クロック供給装置架収容率で除したものをクロック供給装置架数とする。	
	（2）局設置遠隔收容装置設置局ごとに、当該局の被クロック供給装置数（局設置遠隔隔收容装置の台数、多重変換装置の架数、無線伝送装置のうち変復調回線切替装置架数及び無線送受信装置架数並びに衛星通信設備のうちTDM A装置架数、衛星送受信装置架数及び衛星回線制御装置架数を合計したもの。）をクロック供給装置架当たり最大クロック分配数で除したものを、クロック供給装置架収容率で除したものをクロック供給装置架数とする。	
クロック3	加入者交換機設置局ごとに、当該局の被クロック供給装置数（当該局に帰属する局設置遠隔隔收容装置設置局との間で設置する多重変換装置の架数、加入者系半固定バス伝送装置の架数、多重変換装置の架数、高速終端中継伝送装置の架数、分岐挿入伝送装置の架数及び加入者交換機のユニ	

ント数、無線伝送装置のうち変復調回線切替装置架数及び無線送受信装置架数並びに衛星通信設備のうちTDM A装置架数、衛星送受信装置架数及び衛星回線制御装置架数を合計したものを、クロック供給装置架当たり最大クロック分配数で除したものを、クロック供給装置架収容率で除したものをクロック供給装置架数とする。 (4) 中継交換機設置局ごとに、当該局の被クロック供給装置数(多重変換装置の架数、高速終端中継伝送装置の架数、分岐挿入伝送装置の架数、中継交換機のユニット数、クロスコネクト装置基本架数及びクロスコネクト装置増設架数、無線伝送装置のうち変復調回線切替装置架数及び無線送受信装置架数並びに衛星通信設備のうちTDM A装置架数、衛星送受信装置架数及び衛星回線制御装置架数を合計したもの。)をクロック供給装置架収容率で除したものを、クロック供給装置架数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により、前項の規定に基づき算定した被クロック供給装置数及び架数を用いて局ごとクロック供給装置投資額を求め、全ての局の局ごとクロック供給装置投資額を合算し、クロック供給装置投資額を算定する。 局ごとクロック供給装置投資額Ⅱ クロック供給装置架数×クロック供給装置架・共通部単価+クロック供給装置被クロック供給装置数×4×クロック供給装置供給クロック単価	メタルケーブルの設備量の算定 1 配線設備として設置するメタルケーブル(1) き線点から先の配線設備の算定に当たっては、回線需要の分布をもとに、あらかじめ準備された配線パターンの中から最も適切なものを選択し、配線メタルケーブルの亘長k mを算定する。ケーブルの対数、条数は、回線需要数を勘案して算定する。当該ケーブル対数、条数を用いて、必要となるメタルケーブルの延長k m、対k mを算定する。 (2) 架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長k m、対k mは、加入者交
--	--

換機、局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を設置する局ごとに与えられた配線地下比率を基に算定する。ただし、2(3)において全てのき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加処理化処理を行う。

(3) ビル引込ケーブルについては、回線の需要密度を勘案して算定する。

2 き線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定

(1) 加入者交換機、局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を設置する局からき線点までの間のき線設備の算定に当たっては、需要の分布に合わせて適切なき線亘長 k mを算定する。

(2) (1)によりき線亘長が確定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から、設備管理運営費(減価償却費と施設保全費の合計)をいづれか。以下の項において同じ。が最も低くなる組合せを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により、選択不可能なものは除く。

ア 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。

イ 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。

ウ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。

エ 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。

(3) 局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える。置換えを行うケーブルは、加入者交換機、局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を設置する局から近いものであり、かつ敷設条数が多いものを優先することとする。

(4) (3)により、架空ケーブルから地下ケーブルに置き換えられたケーブルについては、当該区間をメタルケーブル、光ケーブルのいずれを使用する方が設備管理運営費がより低くなるかを比較し、より安価なものを選択することとする。

(5) 伝送路の各区間における必要対数、条数は、需要数を勘案して算定し、メタル

ケーブル延長k m、対k mの算定に使用する。	3 投資額の算定 前項の規定に基づき算定した設備量を基に、加入者が收容される全ての局ごとにメタルケーブル対k m及びメタルケーブル延長k mの合計を求め、次の算定式により、局ごとのメタルケーブル投資額を算定し、全ての局の局ごとメタルケーブル投資額を合算して、メタルケーブル投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。	局ごと種別ごとメタルケーブル投資額Ⅱ当該種別架空メタルケーブル対k m×当該種別架空メタルケーブル延長k m単価+当該種別地下メタルケーブル対k m×当該種別地下メタルケーブル延長k m×当該種別地下メタルケーブル延長k m×当該種別地下メタルケーブル延長k m単価	加入系光量の算定 1 配線設備に設置する光ケーブルの設備光量の算定 (1) き線点から先の配線設備の算定にあたっては、あらかじめ準備された配線パターンを適用し、配線光ケーブルの巨長k mを算定する。ケーブルの心数、条数は、回線需要数を勘案して算定する。当該ケーブル心数、条数を用いて、光ケーブルの延長k m、心k mを算定する。 (2) 架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長k mは、加入者交換機、局設置遠隔收容装置又は局設置簡易遠隔收容装置を設置する局ごとに与えられた配線地下比率を基に算定する。ただし、2(3)において全てのき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。

設備管理運営費(減価償却費と施設保全費)の合計をいう。以下この項において同じ。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により、選択不可能なものは除く。 ア 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。 イ 架空光ケーブル及びき線点遠隔收容装置を設置する。 ウ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。 エ 地下光ケーブル及びき線点遠隔收容装置を設置する。 (3) 局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える。置換えを行うケーブルは、加入者交換機、局設置遠隔收容装置又は局設置簡易遠隔收容装置を設置する局から近いものであり、かつ、敷設条数が多いものを優先することとする。 (4) (3)により、架空ケーブルから地下ケーブルに置き換えられたケーブルについては、当該区間をメタルケーブル、光ケーブルのいずれが設備管理運営費がより低くなるかを比較し、より安価なものを選択することとする。 (5) 伝送路の各区間における必要心数、条数は、需要数を勘案して算定し、光ケーブル延長k m、心k mの算定に使用する。 3 投資額の算定 前項の規定に基づき算定した設備量を基に、加入者が收容される全ての局ごとに光ケーブル心k m及び光ケーブル延長k mの合計を求め、次の算定式により、局ごとの光ケーブル投資額を算定し、全ての局の局ごと光ケーブル投資額を合算して光ケーブル投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。 局ごと光ケーブル投資額Ⅱ加入系架空光ケーブル心k m×加入系架空光ケーブル心k m単価+加入系架空光ケーブル延長k m×加入系架空光ケーブル延長k m単価+加入系地下光ケーブル心k m×加入系地下光ケーブル心k m単価+加入系地下光ケーブル延長k m×加入系地下光ケーブル延長k m単価	設備管理運営費(減価償却費と施設保全費)の合計をいう。以下この項において同じ。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により、選択不可能なものは除く。 ア 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。 イ 架空光ケーブル及びき線点遠隔收容装置を設置する。 ウ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。 エ 地下光ケーブル及びき線点遠隔收容装置を設置する。 (3) 局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える。置換えを行うケーブルは、加入者交換機、局設置遠隔收容装置又は局設置簡易遠隔收容装置を設置する局から近いものであり、かつ、敷設条数が多いものを優先することとする。 (4) (3)により、架空ケーブルから地下ケーブルに置き換えられたケーブルについては、当該区間をメタルケーブル、光ケーブルのいずれが設備管理運営費がより低くなるかを比較し、より安価なものを選択することとする。 (5) 伝送路の各区間における必要心数、条数は、需要数を勘案して算定し、光ケーブル延長k m、心k mの算定に使用する。 3 投資額の算定 前項の規定に基づき算定した設備量を基に、加入者が收容される全ての局ごとに光ケーブル心k m及び光ケーブル延長k mの合計を求め、次の算定式により、局ごとの光ケーブル投資額を算定し、全ての局の局ごと光ケーブル投資額を合算して光ケーブル投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。 局ごと光ケーブル投資額Ⅱ加入系架空光ケーブル心k m×加入系架空光ケーブル心k m単価+加入系架空光ケーブル延長k m×加入系架空光ケーブル延長k m単価+加入系地下光ケーブル心k m×加入系地下光ケーブル心k m単価+加入系地下光ケーブル延長k m×加入系地下光ケーブル延長k m単価

中継光ケーブルの算定 1 局設置簡易遠隔收容装置設置局(加入者交換機設置局)に設置する光ケーブル設備量の算定 局設置簡易遠隔收容装置設置局ごとに、当該局に帰属するき線点遠隔收容装置ユニット数及び当該局に設置する局設置簡易遠隔收容装置ユニット数を勘案し、必要な光ケーブル設備量を算定する。 2 局設置遠隔收容装置設置局(加入者交換機設置局)に設置する光ケーブル設備量の算定 局設置遠隔收容装置設置局ごとに、当該局に帰属するき線点遠隔收容装置ユニット数及び当該局に必要な多重変換装置数を勘案し、必要な光ケーブル設備量を算定する。 3 交換機設置局間に設置する光ケーブル設備量の算定 網構成(交換機設置局間の伝送路の構成)ごとに、必要となる伝送装置の量を勘案し、必要なケーブル設備量を算定し、交換機設置局ごとに必要となる伝送容量に応じた設備量を帰属する。 4 投資額の算定 前項の規定に基づき算定した設備量を基に、局ごとに光ケーブル心k m及び光ケーブル延長k mの合計を求め、次の算定式により、局ごと光ケーブル投資額を算定し、全ての局の局ごと光ケーブル投資額を合算して光ケーブル投資額を算定する。 局ごと光ケーブル投資額Ⅱ中継系架空光ケーブル心k m×中継系架空光ケーブル心k m単価+中継系架空光ケーブル延長k m×中継系架空光ケーブル延長k m単価+中継系地下光ケーブル心k m×中継系地下光ケーブル心k m単価+中継系地下光ケーブル延長k m×中継系地下光ケーブル延長k m単価	海底光ケーブルの算定 1 設備量の算定 区間設備として海底光ケーブルが指定されている局間の海底光ケーブル設備量を以下の手順で算定する。 (1) 当該局間里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離を超える場合、当該区間には有中継海底光ケーブルを使用することとし、当該局間の通信量を勘案して算定した必要心線数を有中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局間の有中継海底光ケーブル条数とする。当該局間の有中継海底光ケーブル条数より1を減じた条数に有中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じたものを有中継海底光ケーブル最大規格心線数とする。これに更に当該局間里程を乗じたものを有中継海底光ケーブル最大規格心線数とする。また、必要心線数から有中継海底光ケーブル最大規格心線数を引いたものの直近上位の規格心線数を有中継海底光ケーブル残り心線数とし、これに当該局間里程を乗じたものを有中継海底光ケーブル残り心線数とする。 (2) 当該局間里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離以下の場合、当該区間は無中継海底光ケーブルを使用することとし、当該局間の通信量を勘案して算定した必要心線数を無中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局間の有中継海底光ケーブル条数とする。当該局間の有中継海底光ケーブル条数より1を減じた条数に、無中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じたものを、無中継海底光ケーブル最大規格心線数とする。これに更に当該局間里程を乗じたものを無中継海底光ケーブル最大規格心線数とする。また、必要心線数から無中継海底光ケーブル最大規格心線数を引いたものの直近上位の規格心線数を無中継海底光ケーブル残り心線数とし、これに当該局間里程を乗じたものを無中継海底光ケーブル残り心線数とする。 (3) (1)及び(2)で算定した海底光ケーブルの設備量は、当該区間の両端の各局で二分の一ずつに案分する。 2 投資額の算定 局ごとに、前項の規定に基づき算定した有中継海底光ケーブル心k m及び無中継海底光ケーブル心k mをそれぞれ合計し、以下の算定式により、局ごとの有中継海底光ケーブル投資額及び無中継海底光ケーブル投資額をそれぞれ算定し、全ての局の局ごと有中継海底光ケーブル投資額と無中継海底

格心線数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局間の有中継海底光ケーブル条数とする。当該局間の有中継海底光ケーブル条数より1を減じた条数に有中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じたものを有中継海底光ケーブル最大規格心線数とする。これに更に当該局間里程を乗じたものを有中継海底光ケーブル最大規格心線数とする。また、必要心線数から有中継海底光ケーブル最大規格心線数を引いたものの直近上位の規格心線数を有中継海底光ケーブル残り心線数とし、これに当該局間里程を乗じたものを有中継海底光ケーブル残り心線数とする。 (2) 当該局間里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離以下の場合、当該区間は無中継海底光ケーブルを使用することとし、当該局間の通信量を勘案して算定した必要心線数を無中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局間の有中継海底光ケーブル条数とする。当該局間の有中継海底光ケーブル条数より1を減じた条数に、無中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じたものを、無中継海底光ケーブル最大規格心線数とする。これに更に当該局間里程を乗じたものを無中継海底光ケーブル最大規格心線数とする。また、必要心線数から無中継海底光ケーブル最大規格心線数を引いたものの直近上位の規格心線数を無中継海底光ケーブル残り心線数とし、これに当該局間里程を乗じたものを無中継海底光ケーブル残り心線数とする。 (3) (1)及び(2)で算定した海底光ケーブルの設備量は、当該区間の両端の各局で二分の一ずつに案分する。 2 投資額の算定 局ごとに、前項の規定に基づき算定した有中継海底光ケーブル心k m及び無中継海底光ケーブル心k mをそれぞれ合計し、以下の算定式により、局ごとの有中継海底光ケーブル投資額及び無中継海底光ケーブル投資額をそれぞれ算定し、全ての局の局ごと有中継海底光ケーブル投資額と無中継海底	格心線数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局間の有中継海底光ケーブル条数とする。当該局間の有中継海底光ケーブル条数より1を減じた条数に有中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じたものを有中継海底光ケーブル最大規格心線数とする。これに更に当該局間里程を乗じたものを有中継海底光ケーブル最大規格心線数とする。また、必要心線数から有中継海底光ケーブル最大規格心線数を引いたものの直近上位の規格心線数を有中継海底光ケーブル残り心線数とし、これに当該局間里程を乗じたものを有中継海底光ケーブル残り心線数とする。 (2) 当該局間里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離以下の場合、当該区間は無中継海底光ケーブルを使用することとし、当該局間の通信量を勘案して算定した必要心線数を無中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局間の有中継海底光ケーブル条数とする。当該局間の有中継海底光ケーブル条数より1を減じた条数に、無中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じたものを、無中継海底光ケーブル最大規格心線数とする。これに更に当該局間里程を乗じたものを無中継海底光ケーブル最大規格心線数とする。また、必要心線数から無中継海底光ケーブル最大規格心線数を引いたものの直近上位の規格心線数を無中継海底光ケーブル残り心線数とし、これに当該局間里程を乗じたものを無中継海底光ケーブル残り心線数とする。 (3) (1)及び(2)で算定した海底光ケーブルの設備量は、当該区間の両端の各局で二分の一ずつに案分する。 2 投資額の算定 局ごとに、前項の規定に基づき算定した有中継海底光ケーブル心k m及び無中継海底光ケーブル心k mをそれぞれ合計し、以下の算定式により、局ごとの有中継海底光ケーブル投資額及び無中継海底光ケーブル投資額をそれぞれ算定し、全ての局の局ごと有中継海底光ケーブル投資額と無中継海底

	(3) 当該局間の通信量を勘案して求められた52Mbps数を無線送受信装置ユニット当たり最大収容52Mbps数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を、無線送受信装置ユニット数とする。
	(4) (3) で算定した無線送受信装置ユニット数を無線送受信装置架当たりユニット数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を、無線送受信装置架数とする。
	(5) (1)～(4) で算定した各設備量は、当該区間の両端の各局にそれぞれそのままの量を割り付けるものとする。
	2 投資額の算定
	局ごとに、前項の規定に基づき算定した変復調回線切替装置ユニット数等を用いて次の算定式により、局ごと無線伝送装置投資額を算定し、全ての局の局ごと無線伝送装置投資額を合算し、無線伝送装置投資額を算定する。
無線アンテナ	局ごと無線伝送装置投資額Ⅱ変復調回線切替装置ユニット数×変復調回線切替装置ユニット単価+変復調回線切替装置架数×変復調回線切替装置架・共通部単価+無線送受信装置ユニット数×無線送受信装置ユニット単価+無線送受信装置架数×無線送受信装置架単価
	無線 1 設備量の算定
	アンテナ 区間設備として無線通信が指定されている区間の両端の局ごとに、無線通信が指定されている経路数の合計に経路当たりアンテナ数を乗じたものを、当該局のアンテナ数とする。
	2 投資額の算定
	局ごとに、前項の規定に基づき算定したアンテナ数を用いて次の算定式により、局ごとアンテナ投資額を算定し、全ての局の局ごとアンテナ投資額を合算し、無線アンテナ投資額を算定する。
無線鉄塔	局ごとアンテナ投資額Ⅱアンテナ数×アンテナ単価
	無線 1 設備量の算定
	鉄塔 区間設備として無線通信が指定されている区間の両端の局ごとに、当該局が無線単独局に該当する場合、アンテナ数を最大アン

衛星通信設備	1 設備量の算定	テナ搭載数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、当該局の地上設置用鉄塔数とし、当該局が無線併設局に該当する場合、アンテナ数を最大アンテナ搭載数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、当該局の屋上設置用鉄塔数とする。
	2 投資額の算定	局ごとに、前項の規定に基づき算定した鉄塔数を用いて次の算定式により、局ごと鉄塔投資額を算定し、全ての局ごと鉄塔投資額を合算し、無線鉄塔投資額を算定する。
局ごと鉄塔投資額＝屋上設置用鉄塔数×屋上設置用鉄塔単価＋地上設置用鉄塔数×地上設置用鉄塔単価		
衛星通信設備	1 設備量の算定	区間設備として衛星通信が指定されている区間の両端の局ごとに、衛星通信設備設備量を以下の手順で算定する。
	(1)	当該局間の通信量を勘案して求められた52Mパス数にチャネル切上単位（52M）を乗じたものを地球局必要回線数とする。この地球局必要回線数の総和を1トランスポンダ当たり最大接続可能回線数で除して2を乗じたものを、トランスポンダ数とする。
	(2)	地球局必要回線数をTDM A装置架当たり最大収容回線数で除して（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）2を乗じたものを、TDM A装置架数とする。
	(3)	地球局必要回線数を衛星送受信装置架当たり最大収容回線数で除して（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）2を乗じたものを、衛星送受信装置架数とする。
	(4)	地球局1局ごとに、アンテナ数は2とする。
(5) 本土側地球局1局ごとに、衛星回線制御装置架数は1組とする。		
2 投資額の算定		
局ごとに、前項の規定に基づき算定したトランスポンダ数等を用いて次の算定式により、局ごと衛星通信設備投資額を算定し、全ての局の局ごと衛星通信設備投資額を合算し、衛星通信設備投資額を算定する。		

加系柱	加系柱
局ごと衛星通信設備投資額Ⅱトランスポンダ数×トランスポンダ単価+TDM A装置架数×TDM A装置架単価+衛星送受信装置架数×衛星送受信装置架単価+衛星アンテナ数×衛星アンテナ単価+衛星回線制御装置架数×衛星回線制御装置架単価 Ⅰ 設備量の算定 局ごとに、架空メタルケーブル及び架空光ケーブルの敷設区間里程の総和を電柱間隔で除したものを、当該局の電柱本数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により、前項の規定に基づき算定した本数を用い局ごと電柱投資額を求め、全ての局の局ごと電柱投資額を合算し、電柱投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の電柱共架率を使用する。 $\text{局ごと中継系電柱投資額Ⅱ} = \text{加入系電柱本数} \times \text{加入系電柱単価} \times \text{電柱共架率}$	局ごと衛星通信設備投資額Ⅱトランスポンダ数×トランスポンダ単価+TDM A装置架数×TDM A装置架単価+衛星送受信装置架数×衛星送受信装置架単価+衛星アンテナ数×衛星アンテナ単価+衛星回線制御装置架数×衛星回線制御装置架単価 Ⅰ 設備量の算定 局ごとに、架空メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間里程の総和を当該局の管路巨長k mとする。また、当該敷設区間ごとに、敷設する地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの設備量及び多条敷設の可否を勘案して、管路の敷設条数及びインナパイプの敷設条数を算定する。地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間ごとに、当該敷設区間の里程に管路の敷設条数及びインナパイプの敷設条数を乗じたものを、それぞれ当該敷設区間の管路条数及びインナパイプ延長k mとし、局

ア ロ グ 部	局 内 回 線 部	回 線 部	収 容 部
ナ 1 回 線 部	局 内 回 線 部	回 線 部	収 容 部
線終端装置数×加入者交換機総合デジタル通信局内回線終端装置単価			
通信局内回線終端装置単価			
（1） き線点遠隔収容装置ごとに、当該装置に収容するアナログ加入者回線の数を当該装置のアナログ局内回線収容部数とする。			
（2） 局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置簡易遠隔収容装置が収容するアナログ加入者回線の数を当該局のアナログ局内回線収容部数とする。			
（3） 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置遠隔収容装置が収容するアナログ加入者回線の数を当該局のアナログ局内回線収容部数とする。			
（4） 加入者交換機設置局ごとに、当該局に設置されている加入者交換機が収容するアナログ加入者回線の数を当該局のアナログ局内回線収容部数とする。			
2 投資額の算定			
前項の規定に基づき算定したき線点遠隔収容装置のアナログ局内回線収容部数、局設置簡易遠隔収容装置のアナログ局内回線収容部数、局設置遠隔収容装置のアナログ局内回線収容部数、局設置遠隔収容装置のアナログ局内回線収容部数又は加入者交換機のアナログ局内回線収容部数を用い、次の算定式により、局ごとアナログ局内回線収容部投資額を算定し、全ての局の局ごとアナログ局内回線収容部投資額を合算し、アナログ局内回線収容部投資額を算定する。この場合、き線点遠隔収容装置のアナログ局内回線収容部については局が属する都道府県の単価を使用する。			
局ごとアナログ局内回線収容部投資額Ⅱき線点遠隔収容装置アナログ局内回線収容部数×き線点遠隔収容装置アナログ局内回線収容部単価Ⅱ局設置簡易遠隔収容装置アナログ局内回線収容部数×局設置簡易遠隔収容装置アナログ局内回線収容部単価Ⅱ局設置遠隔収容装置アナログ局内回線収容部単価Ⅱ加入者交換機アナログ局内回線収容部単価Ⅱ加入者交換機アナログ局内回線収容部単価Ⅱ加入者交換機アナログ局内回線収容部単価			

ア ナ ロ グ デ ジ タル 回 線 共 通 部	設備量の算定	（１）	（２）	（３）	（４）	（５）	（６）	（７）	（８）	（９）	（１０）	（１１）	（１２）	（１３）	（１４）	（１５）	（１６）	（１７）	（１８）	（１９）	（２０）	（２１）	（２２）	（２３）	（２４）	（２５）	（２６）	（２７）	（２８）	（２９）	（３０）	（３１）	（３２）	（３３）	（３４）	（３５）	（３６）	（３７）	（３８）	（３９）	（４０）	（４１）	（４２）	（４３）	（４４）	（４５）	（４６）	（４７）	（４８）	（４９）	（５０）	（５１）	（５２）	（５３）	（５４）	（５５）	（５６）	（５７）	（５８）	（５９）	（６０）	（６１）	（６２）	（６３）	（６４）	（６５）	（６６）	（６７）	（６８）	（６９）	（７０）	（７１）	（７２）	（７３）	（７４）	（７５）	（７６）	（７７）	（７８）	（７９）	（８０）	（８１）	（８２）	（８３）	（８４）	（８５）	（８６）	（８７）	（８８）	（８９）	（９０）	（９１）	（９２）	（９３）	（９４）	（９５）	（９６）	（９７）	（９８）	（９９）	（１００）	（１０１）	（１０２）	（１０３）	（１０４）	（１０５）	（１０６）	（１０７）	（１０８）	（１０９）	（１１０）	（１１１）	（１１２）	（１１３）	（１１４）	（１１５）	（１１６）	（１１７）	（１１８）	（１１９）	（１２０）	（１２１）	（１２２）	（１２３）	（１２４）	（１２５）	（１２６）	（１２７）	（１２８）	（１２９）	（１３０）	（１３１）	（１３２）	（１３３）	（１３４）	（１３５）	（１３６）	（１３７）	（１３８）	（１３９）	（１４０）	（１４１）	（１４２）	（１４３）	（１４４）	（１４５）	（１４６）	（１４７）	（１４８）	（１４９）	（１５０）	（１５１）	（１５２）	（１５３）	（１５４）	（１５５）	（１５６）	（１５７）	（１５８）	（１５９）	（１６０）	（１６１）	（１６２）	（１６３）	（１６４）	（１６５）	（１６６）	（１６７）	（１６８）	（１６９）	（１７０）	（１７１）	（１７２）	（１７３）	（１７４）	（１７５）	（１７６）	（１７７）	（１７８）	（１７９）	（１８０）	（１８１）	（１８２）	（１８３）	（１８４）	（１８５）	（１８６）	（１８７）	（１８８）	（１８９）	（１９０）	（１９１）	（１９２）	（１９３）	（１９４）	（１９５）	（１９６）	（１９７）	（１９８）	（１９９）	（２００）	（２０１）	（２０２）	（２０３）	（２０４）	（２０５）
---	--------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

	デジタル回線共通部数×加入者交換機アナログ・デジタル回線共通部単価
加	入1 設備量の算定 交加入者交換機設置局の中継交換機対向パス数及び加入者交換機接続呼中継パス数の合計を当該局の加入者交換機中継インタフェース数とする。
置	容2 投資額の算定 次の算定式により、前項の規定に基づき算定した局ごと加入者交換回線収容装置投資額を求め、全ての局の局ごと加入者交換回線収容装置投資額を合算し、加入者交換回線収容装置投資額を算定する。 局ごと加入者交換回線収容装置投資額Ⅱ＋加入者交換機中継インタフェース数×加入者交換機中継インタフェース単価÷加入者交換機中継インタフェース収容装置投資額
中	継1 設備量の算定 換中継交換機設置局の加入者交換機対向パス数（当該局に帰属する加入者交換機設置局の中継交換機向けパス数を合計したもの）、他中継交換機設置局の中継交換機対向パス数（他中継交換機設置局の中継交換機対向パス数を合計したもの）及び中継交換機接続呼中継パス数の合計を当該局の中継交換機中継インタフェース数とする。
取	装2 投資額の算定 次の算定式により、前項の規定に基づき算定した局ごと中継交換回線収容装置投資額を求め、全ての局の局ごと中継交換回線収容装置投資額を合算し、中継交換回線収容装置投資額を算定する。 局ごと中継交換回線収容装置投資額Ⅱ＋中継交換機中継インタフェース数×中継交換機中継インタフェース単価÷中継交換機中継インタフェース収容装置投資額
機	交中継1 設備量の算定 換中継交換機設置局の局間呼量の合計を2で除したもの（をいう。）。県内最繁時呼量（当該局に帰属する加入者交換機設置局の局間呼量の合計を4で除したもの（をいう。）、中継交換機渡り県間最繁時呼量を

(同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼量の合計に中継区域内中継交換機渡り回線透過率を乗じて2で除したものをいう。)、中継交換機渡り県内自局外最繁時呼量(同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼量を4で除したものをいう。)、及び中継交換機を経由する通信に係る最繁時呼量(当該局の中継交換機を経由する通信に係る呼量のうち加入者交換機を経由しないものをいう。)(3)及び(4)において同じ。の合計を当該局の最繁時呼量とし、最繁時呼量を中継交換機の最大処理最繁時呼量で除したものを(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

(2) 県間最繁時総呼数(当該局に帰属する加入者交換機設置局の県間呼数の合計を2で除したものの)、県内最繁時総呼数(当該局に帰属する加入者交換機設置局の県内自局外呼数の合計を4で除したものの)、中継交換機渡り県間最繁時総呼数(同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼数の合計に中継区域内中継交換機渡り回線透過率を乗じて2で除したものの)、中継交換機渡り県内自局外最繁時総呼数(同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼数の合計を4で除したものの。)、及び中継交換機を経由する通信に係る最繁時総呼数(当該局の中継交換機を経由する通信に係る呼数のうち加入者交換機を経由しないものをいう。の合計を当該局の最繁時総呼数とし、最繁時総呼数を中継交換機の最大処理最繁時呼数で除したものを(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

(3) 中継交換機設置局の加入者交換機対向中継1.5Mパス数(当該局に帰属する加入者交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの)、他中継交換機設置局の中継交換機対向1.5Mパス数(他中継交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの)、中継交換機設置局の自局設置相互接続点対向1.5Mパス数(当該局の中継伝送機能利用事業者相互接続点対向1.5Mパス数を合計したもの)の合計を52Mパス単位に変換したものに中継交換機を経由する通信に係る最

繁時呼量を基に算出した52Mパス数を加算し、更にチャネル数に変換したものを当該局の中継交換機チャネル数とし、中継交換機チャネル数を中継交換機の最大收容回線数で除したものを(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

(4) 中継交換機設置局の加入者交換機対向中継1.5Mパス数(当該局に帰属する加入者交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの)、他中継交換機設置局の中継交換機対向1.5Mパス数(他中継交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの)、中継交換機設置局の自局設置相互接続点対向1.5Mパス数(当該局の中継伝送機能利用事業者相互接続点対向1.5Mパス数を合計したもの)の合計を52Mパス単位に変換したものに中継交換機を経由する通信に係る最繁時呼量を基に算出した52Mパス数を加算したものを中継交換機に收容する総中継インタフェース数とし、この総中継インタフェース数を中継交換機の最大搭載中継インタフェース数で除したものを(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

2 投資額の算定
次の算定式により、前項の規定に基づき算定したユニット数等を用いて局ごと中継交換機投資額を求め、全ての中継交換機設置局の局ごと中継交換機投資額を合算し、中継交換機投資額を算定する。
局ごと中継交換機投資額Ⅱ中継交換機ユニット数×中継交換機ユニット当たり単価+中継交換機低速パス数×中継交換機低速パス単価+中継交換機52Mパス数×中継交換機52Mパス単価+最繁時総呼数×最繁時呼量時総呼数単価+最繁時呼量×最繁時呼量単価

信 用 信 号 1 設備量の算定
中 (1) 加入者交換機設置局ごとに、自ユニット内折返し比率分を除いた最繁時総呼数に1呼当たり信号数を乗じたものを当該局の信号数とし、信号数をリンク当たり信号数で除したものを、加入者交換機ユニット数で除し、さらに3,600で除したものを(1に満たない端数は、切り上げるものとする。に)、加入者交換機ユニット数を乗じたものを当該局の信号リンク数とする。

(2) 中継交換機設置局ごとに、県間、中継交換機渡り県間及び県内自局外最繁時総呼数の和に1呼当たり信号数を乗じたものを当該局の信号数とし、信号数をリンク当たり信号数で除したものを、中継交換機ユニット数で除し、さらに3,600で除したものを(1に満たない端数は、切り上げるものとする。に)、中継交換機ユニット数を乗じたものを当該局の信号リンク数とする。

(3) サービス制御局装置設置局ごとに、サービス制御局装置の最繁時受付呼数に1呼当たり信号数を乗じたものを当該局の信号数とし、信号数をリンク当たり信号数で除したものを、3,600で除したものを(1に満たない端数は、切り上げるものとする。を、当該局の信号リンク数とする。)

(4) 信号区域ごとに、次のア及びイの手順で求めた信号用中継交換機ユニット数のうち最大ものを当該信号区域の信号用中継交換機ユニット数とする。
ア 信号用中継交換機渡り以外リンク数(1)、(2)及び(3)で算定した信号リンク数の合計に信号区域間リンク数(中継交換機設置局ごとの県間最繁時総呼数に1呼当たり信号数を乗じたものの合計を、リンク当たり信号数で除したものを、信号区域間リンク数分散数で除したものを(1に満たない端数は、切り上げるものとする。に)、信号区域間リンク数分散数の値の方が小さい場合には、信号区域間リンク数実績を用いる。を、信号用中継交換機当たり最大リンク数から信号用中継交換機対当たり渡りリンク数を減じたもので除したものを(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

イ (1)、(2)及び(3)で算定した信号数の合計を、信号用中継交換機対当たり処理信号数で除したものを、3,600で除したものを(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

(5) 信号用渡りリンク数(4)で算定した信号用中継交換機ユニット数に信号用中継交換機対当たり渡りリンク数を乗じたものを、及び信号用中継交換機渡り以外リンク数の合計を信号用中継交換機リンク数とする。

(6) (1)、(2)及び(3)で算定した信号リンク数の合計に2を乗じたもの及び信号用渡りリンク数の合計から、信号用中継交換機を設置する局の信号リンク数の合計を減じたものを、信号用中継交換機伝送路数とする。なお、この数値は別表第4の1第1表における通信設備使用料の算定に用いる。
2 投資額の算定
信号区域ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定したユニット数及びリンク数を用いて信号区域ごと信号用中継交換機投資額を求め、全ての信号区域の信号区域ごと信号用中継交換機投資額を合算し、信号区域ごと信号用中継交換機投資額Ⅱ信号用中継交換機ユニット数×信号用中継交換機ユニット当たり単価+信号用中継交換機リンク数×信号用中継交換機リンク当たり単価

空 調 1 交換機設置局の空調設備の設備量の算定

局ごとに次の(1)から(4)までにより求めた設置台数の合計を、当該局の空調設備の設置台数とする。この場合において、各項ごとに、投資額が最低となるように空調設備の種別を選択し、種別ごとにそれぞれの設置台数の合計を算定する。
(1) 当該局に設置される加入者交換機、局設置遠隔收容装置、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、クロック供給装置及び加入者系半固定バス伝送装置の所要電流値に電圧を乗じた電力容量の合計に、発熱量換算係数を乗じたものを、空調設備の1台当たりの能力で除したものを(1に満たない端数は、切り上げるものとする。に1を加えたもの)
(2) 当該局に設置される伝送装置、無線伝送装置、衛星通信設備、クロック供給装置及び中間中継伝送装置の所要電流値に電圧を乗じた電力容量の合計を、発熱量換算係数を乗じたものを、空調設備の1台当たりの能力で除したものを(1に満たない端数は、切り上げるものとする。に1を加えたもの)
(3) 当該局に設置される中継交換機、信号用中継交換機及びクロック供給装置の所

(加入者交換機)中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送に係るもの、中間中継伝送装置(加入者交換機)中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送に係るもの)及びクロック供給装置(中継交換機、加入者交換機)中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送に係るもの)の所要電流値の合計及び加入者交換機関連設備(整流装置を要する設備より中継交換機関連設備を除いたもの)の所要電流値の合計を算定し、それぞれの所要電流値の合計を、整流装置1系統当たり最大電流で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局のそれぞれの整流装置系統数とする。

(2) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される整流装置を要する設備の所要電流値の合計を、(1)で算定した整流装置系統数で除したものを、整流器1ユニット当たりの最大電流値で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)に1を加えたものを、当該局の整流器1系統当たりのユニット数とする。この場合において、中継交換機が設置される加入者交換機設置局については、当該局に設置される加入者交換機関連設備用、中継交換機関連設備用それぞれの整流器1系統当たりユニット数を上記の方法により算定する。

(3) (2)で算定した整流装置1系統当たりユニット数から整流装置基本部収容可能整流器数を減じたものを、整流装置増設架収容可能整流器数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を、当該局の整流装置1系統当たり増設架数とする。この場合において、中継交換機が設置される加入者交換機設置局については、当該局に設置される加入者交換機関連設備用、中継交換機関連設備用それぞれの整流装置1系統当たり増設架数を上記の方法により算定する。

(4) (1)で算定した整流装置系統数を当該局の整流装置基本部数とし、(2)で算定した整流装置1系統当たりユニット数に(1)で算定した整流装置系統数を乗じたものを、当該局の整流装置ユニット数とし、(3)で算定した整流装置1系統当たり増設架数に(1)で算定した整流装置系統数を乗じたものを、当該局の整流装置増

	設架数とする。この場合において、中継交換機が設置される加入者交換機設置局については、当該局に設置される加入者交換機関連設備用、中継交換機関連設備用それぞれの整流装置について上記の方法にて算定する。 2 投資額の算定 局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した基本部数、増設架数及びユニット数を用い局ごと整流装置投資額を求め、全ての局の局ごと整流装置投資額を合算し、整流装置投資額を算定する。 局ごと整流装置投資額Ⅱ整流装置基本部数×整流装置基本部単価+整流装置増設架数×整流装置増設架部単価+整流器ユニット数×整流器ユニット単価	電力設備	電力設備
変換電源装置	(1) 加入者交換機設置局ごとに消防警察(直流トランク数に警察消防用回線1回線当たり消費電流を乗じたもの及び警察消防用回線共通部の電流の合計を、当該局の警察消防用回線所要電流とする。 (2) 用で算定した警察消防用回線所要電流を直流変換電源装置1架最大電流で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を、当該局の直流変換電源装置架数とする。 2 投資額の算定 局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した架数を用い局ごと直流変換電源装置投資額を求め、全ての局の局ごと直流変換電源装置投資額を合算し、直流変換電源装置投資額を算定する。 局ごと直流変換電源装置投資額Ⅱ直流変換電源装置架数×直流変換電源装置架当たり単価	電力設備	電力設備
無停電電源装置	1 設備量の算定 (1) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される、交流100Vを要する設備(加入者交換機、中継交換機、信号用中継交換機及び警察消防用回線集約装置)の交流100V所要電流の合計に交流無停電電源装置出力電圧0.1kVを乗じたものを、当該局の交流100V所要容量とする。 (2) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される交流200Vを要する設備(監視設備(総合監視))の交流200V所要電流	電力設備	電力設備

の合計に3の平方根及び交流無停電電源装置出力電圧0・2kVを乗じたものを、当該局の交流200V所要容量とする。 (3) (1)及び(2)で算定した所要容量から、それぞれの種別ごとの交流無停電電源装置規定容量で除したものを(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を交流無停電電源装置(100V)台数及び交流無停電電源装置(200V)台数とする。この場合において、投資額が最低となるように交流無停電電源装置の種別を選択する。 2 投資額の算定 局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した台数を用い、種別ごとき交流無停電電源装置投資額を求め、その合計を当該局の交流無停電電源装置投資額とし、全ての局の交流無停電電源装置投資額を合算し、交流無停電電源装置投資額を算定する。 種別ごとき交流無停電電源装置投資額Ⅱ当該種別ごとき交流無停電電源装置台数×当該種別交流無停電電源装置単価	電力設備(蓄電池) 1 交換機設置局の蓄電池の設備量の算定 (1) 局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に、交換機設置局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とする。この場合においては、中継交換機が設置される局については、加入者交換機関連設備用整流装置及び中継交換機関連設備用整流装置の別に整流装置用蓄電池容量を算定する。 (2) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置(100V)の所要電流値の合計に、交換機設置局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の交流無停電電源装置(100V)用蓄電池容量とし、当該局に設置される交流無停電電源装置(200V)の所要電流値の合計に、交換機設置局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の交流無停電電源装置(200V)用蓄電池容量とする。 (3) (1)及び(2)で算定した蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。
--	--

電力設備 (受電装置)	1 設備量の算定	の合計を当該局に設置する蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	2 局設置遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に、局設置遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
電力設備 (受電装置)	3 局設置簡易遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものに、局設置簡易遠隔収容装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを加えた値を当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	4 投資額の算定	局ごとに次の算定式により、前３項の規定に基づき算定した組数を用い種別ごと蓄電池投資額を求め、その合計を当該局の蓄電池投資額とし、全ての局の蓄電池投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。
電力設備 (受電装置)	種別ごと蓄電池投資額Ⅱ当該種別蓄電池組数×当該種別蓄電池取得単価	

電力設備 (受電装置)	1 設備量の算定	の合計を当該局に設置する蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	2 局設置遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に、局設置遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
電力設備 (受電装置)	3 局設置簡易遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものに、局設置簡易遠隔収容装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを加えた値を当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	4 投資額の算定	局ごとに次の算定式により、前３項の規定に基づき算定した組数を用い種別ごと蓄電池投資額を求め、その合計を当該局の蓄電池投資額とし、全ての局の蓄電池投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。
電力設備 (受電装置)	種別ごと蓄電池投資額Ⅱ当該種別蓄電池組数×当該種別蓄電池取得単価	

電力設備 (受電装置)	1 設備量の算定	の合計を当該局に設置する蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	2 局設置遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に、局設置遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
電力設備 (受電装置)	3 局設置簡易遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものに、局設置簡易遠隔収容装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを加えた値を当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	4 投資額の算定	局ごとに次の算定式により、前３項の規定に基づき算定した組数を用い種別ごと蓄電池投資額を求め、その合計を当該局の蓄電池投資額とし、全ての局の蓄電池投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。
電力設備 (受電装置)	種別ごと蓄電池投資額Ⅱ当該種別蓄電池組数×当該種別蓄電池取得単価	

電力設備 (受電装置)	1 設備量の算定	の合計を当該局に設置する蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	2 局設置遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に、局設置遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
電力設備 (受電装置)	3 局設置簡易遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものに、局設置簡易遠隔収容装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを加えた値を当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	4 投資額の算定	局ごとに次の算定式により、前３項の規定に基づき算定した組数を用い種別ごと蓄電池投資額を求め、その合計を当該局の蓄電池投資額とし、全ての局の蓄電池投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。
電力設備 (受電装置)	種別ごと蓄電池投資額Ⅱ当該種別蓄電池組数×当該種別蓄電池取得単価	

電力設備 (受電装置)	1 設備量の算定	の合計を当該局に設置する蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	2 局設置遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に、局設置遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
電力設備 (受電装置)	3 局設置簡易遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものに、局設置簡易遠隔収容装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを加えた値を当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	4 投資額の算定	局ごとに次の算定式により、前３項の規定に基づき算定した組数を用い種別ごと蓄電池投資額を求め、その合計を当該局の蓄電池投資額とし、全ての局の蓄電池投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。
電力設備 (受電装置)	種別ごと蓄電池投資額Ⅱ当該種別蓄電池組数×当該種別蓄電池取得単価	

電力設備 (受電装置)	1 設備量の算定	の合計を当該局に設置する蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	2 局設置遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に、局設置遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
電力設備 (受電装置)	3 局設置簡易遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものに、局設置簡易遠隔収容装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを加えた値を当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	4 投資額の算定	局ごとに次の算定式により、前３項の規定に基づき算定した組数を用い種別ごと蓄電池投資額を求め、その合計を当該局の蓄電池投資額とし、全ての局の蓄電池投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。
電力設備 (受電装置)	種別ごと蓄電池投資額Ⅱ当該種別蓄電池組数×当該種別蓄電池取得単価	

電力設備 (受電装置)	1 設備量の算定	の合計を当該局に設置する蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	2 局設置遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に、局設置遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
電力設備 (受電装置)	3 局設置簡易遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものに、局設置簡易遠隔収容装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを加えた値を当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	4 投資額の算定	局ごとに次の算定式により、前３項の規定に基づき算定した組数を用い種別ごと蓄電池投資額を求め、その合計を当該局の蓄電池投資額とし、全ての局の蓄電池投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。
電力設備 (受電装置)	種別ごと蓄電池投資額Ⅱ当該種別蓄電池組数×当該種別蓄電池取得単価	

電力設備 (受電装置)	1 設備量の算定	の合計を当該局に設置する蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	2 局設置遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に、局設置遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
電力設備 (受電装置)	3 局設置簡易遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものに、局設置簡易遠隔収容装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを加えた値を当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	4 投資額の算定	局ごとに次の算定式により、前３項の規定に基づき算定した組数を用い種別ごと蓄電池投資額を求め、その合計を当該局の蓄電池投資額とし、全ての局の蓄電池投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。
電力設備 (受電装置)	種別ごと蓄電池投資額Ⅱ当該種別蓄電池組数×当該種別蓄電池取得単価	

電力設備 (受電装置)	1 設備量の算定	の合計を当該局に設置する蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	2 局設置遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に、局設置遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
電力設備 (受電装置)	3 局設置簡易遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものに、局設置簡易遠隔収容装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを加えた値を当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	4 投資額の算定	局ごとに次の算定式により、前３項の規定に基づき算定した組数を用い種別ごと蓄電池投資額を求め、その合計を当該局の蓄電池投資額とし、全ての局の蓄電池投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。
電力設備 (受電装置)	種別ごと蓄電池投資額Ⅱ当該種別蓄電池組数×当該種別蓄電池取得単価	

電力設備 (受電装置)	1 設備量の算定	の合計を当該局に設置する蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	2 局設置遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に、局設置遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
電力設備 (受電装置)	3 局設置簡易遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものに、局設置簡易遠隔収容装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを加えた値を当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	4 投資額の算定	局ごとに次の算定式により、前３項の規定に基づき算定した組数を用い種別ごと蓄電池投資額を求め、その合計を当該局の蓄電池投資額とし、全ての局の蓄電池投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。
電力設備 (受電装置)	種別ごと蓄電池投資額Ⅱ当該種別蓄電池組数×当該種別蓄電池取得単価	

電力設備 (受電装置)	1 設備量の算定	の合計を当該局に設置する蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	2 局設置遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に、局設置遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
電力設備 (受電装置)	3 局設置簡易遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものに、局設置簡易遠隔収容装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを加えた値を当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	4 投資額の算定	局ごとに次の算定式により、前３項の規定に基づき算定した組数を用い種別ごと蓄電池投資額を求め、その合計を当該局の蓄電池投資額とし、全ての局の蓄電池投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。
電力設備 (受電装置)	種別ごと蓄電池投資額Ⅱ当該種別蓄電池組数×当該種別蓄電池取得単価	

電力設備 (受電装置)	1 設備量の算定	の合計を当該局に設置する蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	2 局設置遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に、局設置遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
電力設備 (受電装置)	3 局設置簡易遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものに、局設置簡易遠隔収容装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを加えた値を当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	4 投資額の算定	局ごとに次の算定式により、前３項の規定に基づき算定した組数を用い種別ごと蓄電池投資額を求め、その合計を当該局の蓄電池投資額とし、全ての局の蓄電池投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。
電力設備 (受電装置)	種別ごと蓄電池投資額Ⅱ当該種別蓄電池組数×当該種別蓄電池取得単価	

電力設備 (受電装置)	1 設備量の算定	の合計を当該局に設置する蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	2 局設置遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に、局設置遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
電力設備 (受電装置)	3 局設置簡易遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものに、局設置簡易遠隔収容装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを加えた値を当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	4 投資額の算定	局ごとに次の算定式により、前３項の規定に基づき算定した組数を用い種別ごと蓄電池投資額を求め、その合計を当該局の蓄電池投資額とし、全ての局の蓄電池投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。
電力設備 (受電装置)	種別ごと蓄電池投資額Ⅱ当該種別蓄電池組数×当該種別蓄電池取得単価	

電力設備 (受電装置)	1 設備量の算定	の合計を当該局に設置する蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	2 局設置遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に、局設置遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
電力設備 (受電装置)	3 局設置簡易遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものに、局設置簡易遠隔収容装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを加えた値を当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	4 投資額の算定	局ごとに次の算定式により、前３項の規定に基づき算定した組数を用い種別ごと蓄電池投資額を求め、その合計を当該局の蓄電池投資額とし、全ての局の蓄電池投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。
電力設備 (受電装置)	種別ごと蓄電池投資額Ⅱ当該種別蓄電池組数×当該種別蓄電池取得単価	

電力設備 (受電装置)	1 設備量の算定	の合計を当該局に設置する蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	2 局設置遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に、局設置遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
電力設備 (受電装置)	3 局設置簡易遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものに、局設置簡易遠隔収容装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを加えた値を当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	4 投資額の算定	局ごとに次の算定式により、前３項の規定に基づき算定した組数を用い種別ごと蓄電池投資額を求め、その合計を当該局の蓄電池投資額とし、全ての局の蓄電池投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。
電力設備 (受電装置)	種別ごと蓄電池投資額Ⅱ当該種別蓄電池組数×当該種別蓄電池取得単価	

電力設備 (受電装置)	1 設備量の算定	の合計を当該局に設置する蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	2 局設置遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に、局設置遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
電力設備 (受電装置)	3 局設置簡易遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものに、局設置簡易遠隔収容装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを加えた値を当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	4 投資額の算定	局ごとに次の算定式により、前３項の規定に基づき算定した組数を用い種別ごと蓄電池投資額を求め、その合計を当該局の蓄電池投資額とし、全ての局の蓄電池投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。
電力設備 (受電装置)	種別ごと蓄電池投資額Ⅱ当該種別蓄電池組数×当該種別蓄電池取得単価	

電力設備 (受電装置)	1 設備量の算定	の合計を当該局に設置する蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	2 局設置遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に、局設置遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
電力設備 (受電装置)	3 局設置簡易遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものに、局設置簡易遠隔収容装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを加えた値を当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	4 投資額の算定	局ごとに次の算定式により、前３項の規定に基づき算定した組数を用い種別ごと蓄電池投資額を求め、その合計を当該局の蓄電池投資額とし、全ての局の蓄電池投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。
電力設備 (受電装置)	種別ごと蓄電池投資額Ⅱ当該種別蓄電池組数×当該種別蓄電池取得単価	

電力設備 (受電装置)	1 設備量の算定	の合計を当該局に設置する蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	2 局設置遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に、局設置遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
電力設備 (受電装置)	3 局設置簡易遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものに、局設置簡易遠隔収容装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを加えた値を当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	4 投資額の算定	局ごとに次の算定式により、前３項の規定に基づき算定した組数を用い種別ごと蓄電池投資額を求め、その合計を当該局の蓄電池投資額とし、全ての局の蓄電池投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。
電力設備 (受電装置)	種別ごと蓄電池投資額Ⅱ当該種別蓄電池組数×当該種別蓄電池取得単価	

電力設備 (受電装置)	1 設備量の算定	の合計を当該局に設置する蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	2 局設置遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に、局設置遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
電力設備 (受電装置)	3 局設置簡易遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものに、局設置簡易遠隔収容装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを加えた値を当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	4 投資額の算定	局ごとに次の算定式により、前３項の規定に基づき算定した組数を用い種別ごと蓄電池投資額を求め、その合計を当該局の蓄電池投資額とし、全ての局の蓄電池投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。
電力設備 (受電装置)	種別ごと蓄電池投資額Ⅱ当該種別蓄電池組数×当該種別蓄電池取得単価	

電力設備 (受電装置)	1 設備量の算定	の合計を当該局に設置する蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	2 局設置遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に、局設置遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
電力設備 (受電装置)	3 局設置簡易遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものに、局設置簡易遠隔収容装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを加えた値を当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	4 投資額の算定	局ごとに次の算定式により、前３項の規定に基づき算定した組数を用い種別ごと蓄電池投資額を求め、その合計を当該局の蓄電池投資額とし、全ての局の蓄電池投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。
電力設備 (受電装置)	種別ごと蓄電池投資額Ⅱ当該種別蓄電池組数×当該種別蓄電池取得単価	

電力設備 (受電装置)	1 設備量の算定	の合計を当該局に設置する蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	2 局設置遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に、局設置遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
電力設備 (受電装置)	3 局設置簡易遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものに、局設置簡易遠隔収容装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを加えた値を当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	4 投資額の算定	局ごとに次の算定式により、前３項の規定に基づき算定した組数を用い種別ごと蓄電池投資額を求め、その合計を当該局の蓄電池投資額とし、全ての局の蓄電池投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。
電力設備 (受電装置)	種別ごと蓄電池投資額Ⅱ当該種別蓄電池組数×当該種別蓄電池取得単価	

電力設備 (受電装置)	1 設備量の算定	の合計を当該局に設置する蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	2 局設置遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に、局設置遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
電力設備 (受電装置)	3 局設置簡易遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものに、局設置簡易遠隔収容装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを加えた値を当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	4 投資額の算定	局ごとに次の算定式により、前３項の規定に基づき算定した組数を用い種別ごと蓄電池投資額を求め、その合計を当該局の蓄電池投資額とし、全ての局の蓄電池投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。
電力設備 (受電装置)	種別ごと蓄電池投資額Ⅱ当該種別蓄電池組数×当該種別蓄電池取得単価	

電力設備 (受電装置)	1 設備量の算定	の合計を当該局に設置する蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	2 局設置遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に、局設置遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
電力設備 (受電装置)	3 局設置簡易遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものに、局設置簡易遠隔収容装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを加えた値を当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
	4 投資額の算定	局ごとに次の算定式により、前３項の規定に基づき算定した組数を用い種別ごと蓄電池投資額を求め、その合計を当該局の蓄電池

電力設備 (発電装置)	電力1 設備量の算定	装置総合効率で除したものを、当該局の交流無停電電源装置容量とする。
	設備(1) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される整流装置のユニット数の合計に、整流器1ユニット当たり最大電流及び整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを、当該局の整流装置発電容量とする。	(3) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと電力容量の合計を、当該局の空調設備容量とする。
	(2) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置(100V)の所要容量及び交流無停電電源装置(200V)の所要容量の合計を、交流無停電電源装置総合効率で除したものを、当該局の交流無停電電源装置容量とする。	(4) 交換機設置局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に、単位面積当たり建物付帯設備受電容量を乗じたものを、当該局の建物付帯設備受電容量とする。
	(3) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと電力容量の合計を、当該局の空調設備容量とする。	(5) (1)、(2)、(3)及び(4)で算定した容量の合計を、種別ごとの受電装置規格容量で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を受電装置数とする。この場合において、投資額が最低となるように受電装置の種別を選択する。選択した受電装置規格容量の合計を、当該局の受電装置所要容量とする。
	局ごと受電装置投資額Ⅱ受電装置所要容量	2 投資額の算定
	×受電装置単位容量当たり取得単価	局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した所要容量を用い受電装置投資額を求め、その合計を当該局の受電装置投資額とし、全ての局の受電装置投資額を合算し、受電装置投資額を算定する。

電力設備 (小規模局)	電力1 設備量の算定	規格容量で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を発電装置数とする。この場合において、投資額が最低となるように発電装置の種別を選択する。選択した発電装置規格容量の合計を当該局の発電装置所要容量とする。
	設備(1) R T B O X以外の局に設置する場合	局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した所要容量を用い局ごと発電装置投資額を求め、その合計を当該局の発電装置投資額とし、全ての局の局ごと発電装置投資額を合算し、発電装置投資額を算定する。

局ごと発電装置投資額Ⅱ発電装置所要容量×発電装置単位容量当たり取得単価

局ごとに、当該局に設置される設備(局設置簡易遠隔収容装置を除く。)の所要電流値の合計を、小規模局用電源装置1台(B O X用最大規格)の1台当たりの最大電流で除したもの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の小規模局用電源装置台数とする。また、それによって生じた所要電流値の余りから選定される小規模局用電源装置(R T B O X用直近上位規格)台数を小規模局用電源装置台数に加える。

3 投資額の算定

局ごとに次の算定式により、前二項の規定に基づき算定した台数を用い局ごと小規模局用電源装置投資額を求め、全ての局の局ごと小規模局用電源装置投資額を合算し、小規模局用電源装置投資額を算定する。

機械室 (建物)	電力1 R T B O X以外の局の機械室建物の設備量の算定	(可搬全ての局設置遠隔収容装置設置局及び局設置簡易遠隔収容装置設置局を所要電流値ごとに分類した局数を全ての局設置遠隔収容装置設置局及び局設置簡易遠隔収容装置設置局数でそれぞれ除した値を可搬型発電装置の所要電流別配置比率として、その比率に応じて総設置数を割り当てることにより、所要電流別可搬型発電装置設置台数を算出する。
	2 投資額の算定	(1) 所要電流別可搬型発電装置設置台数に、可搬型発電装置規定容量を乗じ、所要電流別可搬型発電装置容量を算出する。

(2) (1)で求めた値に、所要電流に応じた可搬型発電装置単価を乗じた値を算出し、これらを合算した値を投資額とする。

局ごとに、次のアからツの手順で求めた面積の合計を、当該局のネットワーク設備面積とする。

ア 局設置遠隔収容装置基本部面積に、局設置遠隔収容装置1台当たり収容回線数を局設置遠隔収容装置単位面積当たり最大収容回線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に局設置遠隔収容装置単位面積を乗じたものを加え、局設置遠隔収容装置台数を乗じたものをイ 加入者交換機基本部面積に、加入者交換機1台当たり収容回線数を加入者交換機収容架単位面積当たり最大収容回線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に加入者交換機収容架単位面積を乗じたものを加え、加入者交換機台数を乗じたものをウ 中継交換機基本部面積に、中継交換機1台当たり収容回線数を中継交換機収容架単位面積当たり最大収容回線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に中継交換機収容架単位面積を乗じたものを加え、中継交換機台数を乗じたものを

ソ警察消防用回線集約装置の架数に、当該設備の架当たり面積を乗じたもの
タ 総合監視面積及び試験受付面積の合計
チ 次の(ア)から(エ)までの中で最大のもの(更改のための面積を確保)
(ア) 局設置遠隔収容装置1台当たり所要面積
(イ) 加入者交換機1台当たり所要面積
(ウ) 中継交換機1台当たり所要面積
(エ) 信号用中継交換機1台当たり所要面積
ツ 伝送装置の種類別の1アイランド当たり所要面積の中で最大のもの
(2) 局ごとに、次のアからクまでの手順で求めた面積の合計を、当該局の電力設備面積とする。
ア 整流装置系統数に整流装置基本部面積を乗じたもの及び整流装置増設架数に整流装置増設架面積を乗じたものの合計
イ 直流変換電源装置架数に直流変換電源装置架当たり単位面積を乗じたもの
ウ 交流無停電電源装置種別ごとに、交流無停電電源装置台数に交流無停電電源装置所要面積を乗じたものの合計
エ 蓄電池種別ごとに、蓄電池組数に蓄電池面積を乗じたものの合計
オ 受電装置種別ごとに、受電装置数に受電装置所要面積を乗じたものの合計
カ 発電装置種別ごとに、発電装置数に発電装置所要面積を乗じたものの合計
キ 小規模局用電源装置台数に小規模局用電源装置所要面積を乗じたものの合計
ク 整流装置1台分の面積、局内の最大容量の交流無停電電源装置1台分の面積、1系統に蓄電池が1組だけ設置されている場合の整流装置及び交流無停電電源装置の蓄電池1組分の面積、受電装置種別ごとの受電装置数に受電装置更改面積を乗じたものの合計又は小規模局用電源装置1台分の面積の合計(更改のための面積を確保)
(3) 局ごとに、種別ごとの空調設備台数に空調設備単位面積を乗じたものの合計を、当該局の空調設備面積とする。
(4) 局ごとに、(1)サで算定した面積を、当該局のケーブル室面積とする。
(5) 局ごとに、ネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積及びケーブル

[illegible]

ルータ対向10Gポート数（当該局が収容局兼コア局の場合に限る。）の合計）を共用収容ルータ10Gポート当たり最大収容インタフェース数から共用収容ルータ間渡り10Gインタフェース数を減じたもので除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を共用収容ルータ10Gポート数とし、これを共用収容ルータ1ユニット当たり最大10Gポート数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

ウ アナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス、光IP電話及び光地域IPサービスの最繁時帯域の合計を共用収容ルータの最繁時帯域とし、これを共用収容ルータ収容率及び共用収容ルータ1ユニット当たり最大処理最繁時帯域で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

エ アナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス、光IP電話及び光地域IPサービスの最繁時パケット数の合計を共用収容ルータの最繁時パケット数とし、これを共用収容ルータ収容率及び共用収容ルータ1ユニット当たり最大処理最繁時パケット数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

(2) (1)アのメタル回線収容装置用L2SW対向10Gポート数を冗長化考慮したものをメタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数とする。

(3) (1)アの共用収容ルータ10Gポート数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ10Gポート数とし、データ系サービス及び光IP電話に係るもの（QoS制御係数を加味した最繁時帯域比及びポート数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ10Gポート数とする。

(4) (1)イの共用収容ルータ10Gインタフェース数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数とし、データ系サービスに係るもの（QoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）及び

光IP電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数とする。

(5) (1)イの共用収容ルータ10Gポート数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ10Gポート数とし、データ系サービスに係るもの（QoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）及び光IP電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ10Gポート数とする。

(6) (1)の共用収容ルータユニット数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータユニット数とし、データ系サービスに係るもの（QoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）及び光IP電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後共用収容ルータユニット数とする。

3 投資額の算定

次の算定式により局ごと共用収容ルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、共用収容ルータ投資額を算定する。

局ごと共用収容ルータ投資額ⅡメタルIP音声系冗長化後共用収容ルータユニット数×共用収容ルータユニット単価+メタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ10Gポート数×共用収容ルータ10Gポート単価+メタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数×共用収容ルータ10Gインタフェース単価+メタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ10Gポート数×共用収容ルータ10Gポート単価+メタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数×共用収容ルータ10Gインタフェース単価

線ルメ
回タ1
収種総合デジタル通信サービス及び第二種総

置 容

装 合デジタル通信サービスの回線数を、それぞれ、メタル回線収容装置回線収容率及び当該サービスに係るポート1枚当たり最大収容回線数を除したものを（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局のアナログ電話用ボード数、第一種総合デジタル通信サービス用ボード数及び第二種総合デジタル通信サービス用ボード数に、それぞれ当該サービスに係るポート当たり占用スロット数を乗じ、全てののサードサービスについて合計したものを当該局のメタル回線収容装置スロット数とし、これをメタル回線収容装置1ユニット当たり最大収容スロット数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局のメタル回線収容装置ユニット数とする。

2 投資額の算定

次の算定式により局ごとメタル回線収容装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算したものに、メタル回線収容装置ソフトウェア投資額（3）に係るものを除く。）を加え、メタル回線収容装置投資額を算定する。

(1) メタル回線収容装置（回線収容部）投資額Ⅱアナログ電話用ボード数×アナログ電話用ボード単価+第一種総合デジタル通信サービス用ボード数×第一種総合デジタル通信サービス用ボード単価+第二種総合デジタル通信サービス用ボード数×第二種総合デジタル通信サービス用ボード単価

(2) メタル回線収容装置（ユニット部）投資額Ⅱメタル回線収容装置ユニット数×メタル回線収容装置ユニット単価

(3) メタル回線収容装置（ユニット部ソフトウェア）投資額Ⅱ（メタル回線収容装置ユニット数×メタル回線収容装置ソフトウェア単価）×メタル回線収容装置（ユニット部）投資額Ⅱ（メタル回線収容装置（回線収容部）投資額+メタル回線収容装置（ユニット部）投資額）

(4) 局ごとメタル回線収容装置投資額Ⅱメタル回線収容装置（ユニット部）投資額

メタル回線収容装置（ユニット部ソフトウェア）投資額

線回(1) 設備量の算定

ル回(1) 収容局ごとに、次のア及びイにより求めたユニット数のうちいずれか大きいものを当該局のメタル回線収容装置用L2SW用ユニット数とする。

2 ア メタル回線収容装置100Mインタフェース数をメタル回線収容装置用L2SWポート収容率で除したものをメタル回線収容装置用L2SW100Mインタフェース数とし、これをメタル回線収容装置用L2SW1ユニット当たり最大インタフェース数からメタル回線収容装置用L2SW1ユニット当たり音声収容ルータ接続数を減じたもので除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

イ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁時呼量に1接続1秒当たり音声パケット数を乗じ、メタル回線収容装置用L2SW収容率及びメタル回線収容装置用L2SW最大処理最繁時パケット数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

(2) (1)のメタル回線収容装置用L2SWユニット数にメタル回線収容装置用L2SW冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後メタル回線収容装置用L2SWユニット数とする。

(3) (1)のメタル回線収容装置用L2SWユニット数にメタル回線収容装置用L2SW1ユニット当たり音声収容ルータ接続数及びメタル回線収容装置用L2SW冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後メタル回線収容装置用L2SW1Gインタフェース数とする。

(4) (1)アのメタル回線収容装置用L2SW100Mインタフェース数にメタル回線収容装置用L2SW冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後メタル回線収容装置用L2SW100Mインタフェース数とする。

2 投資額の算定

次の算定式により局ごとメタル回線収容装置用L2SW投資額を求め、全ての局につ

いて当該投資額を合算し、メタル回線収容装置用L2SW投資額を算定する。 局ごとメタル回線収容装置用L2SW投資額Ⅱ冗長化後メタル回線収容装置用L2SWユニット数×メタル回線収容装置用L2SWユニット単価Ⅰ冗長化後メタル回線収容装置用L2SW100Mインタフェース数×メタル回線収容装置用L2SW100Mインタフェース単価Ⅰ冗長化後メタル回線収容装置用L2SW1Gインタフェース数×メタル回線収容装置用L2SW1Gインタフェース単価	消防1 設備量の算定 消防警察トランク設置収容局ごとの消防警察トランク数は、局別収容回線数が2万回線未満の場合は2とし、局別収容回線数が2万回線以上の場合には、当該回線数から2万を減じた後、1万で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。(2)を加えた値とする。当該局の収容回線に異行政収容回線が含まれる場合は、消防警察トランク数を1加算する。 (2) 消防警察トランク設置収容局ごとに、(1)の消防警察トランク数を消防警察トランク搭載最大搭載数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。(2)を加えた値とする。当該局の収容回線に異行政収容回線が含まれる場合は、消防警察トランク数を1加算する。	消防警察1 設備量の算定 消防警察消防用回線集約装置の割付対象として指定された収容局ごとに、以下の手順で警察消防用回線集約装置の台数を算定する。 (1) 受付台収容局に設定された専用線回線数を、当該受付台収容局に対する割付対象として指定された消防警察トランク設置収容局ごとに、必要となる専用線回線数を算定して割付処理を行い、割り付けられた
専用線回線数を当該割付対象局の総割付回線数とする。 (2) 割付対象局の警察消防用回線集約装置数は、当該割付対象局の消防警察トランク数が総割付回線数以下の場合には0とし、総割付回線数を超える場合には、当該割付対象局の総割付回線数を警察消防用回線集約装置最大収容回線数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。 (3) (2)の割付対象局の警察消防用回線集約装置数を警察消防用回線集約装置搭載最大搭載数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。(3)を当該割付対象局の警察消防用回線集約装置数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により割付対象局ごと警察消防用回線集約装置投資額を求め、全ての対象局について当該投資額を合算し、警察消防用回線集約装置投資額を算定する。 割付対象局ごと警察消防用回線集約装置投資額Ⅱ警察消防用回線集約装置数×警察消防用回線集約装置単価Ⅰ警察消防用回線集約装置搭載架数×警察消防用回線集約装置搭載架数	き 点 隔 置 線1 回線数の算定 遠隔調査の調査区ごとの各サービスの回線数を次により算定する。なお、各(県、調査区)につき、世帯自県案分率、就業率、就業率を算定する。県境の調査区以外では、自県案分率は1となる。 世帯自県案分率(県、調査区)Ⅱ世帯就業率(県、調査区)Ⅲ総世帯数(調査区)Ⅳ就業率自県案分率(県、調査区)Ⅴ就業率(県、調査区)Ⅵ総就業率数(調査区)Ⅶ住宅用加入電話回線数Ⅷ局ごと住宅用加入電話契約回線数Ⅸ調査区ごと世帯数の局ごと合計×調査区ごとの世帯数×世帯自県案分率 (2) 事務用加入電話回線数Ⅱ局ごと事務用加入電話契約回線数Ⅲ調査区ごと就業率数の局ごと合計×調査区ごとの就業率数×就業率自県案分率 (3) 住宅用光地域IP回線数Ⅱ局ごと住宅用光地域IP回線数Ⅲ調査区ごと世帯数の局ごと合計×調査区ごとの世帯数×世帯自県案分率	専用線回線数を当該割付対象局の総割付回線数とする。 (2) 割付対象局の警察消防用回線集約装置数は、当該割付対象局の消防警察トランク数が総割付回線数以下の場合には0とし、総割付回線数を超える場合には、当該割付対象局の総割付回線数を警察消防用回線集約装置最大収容回線数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。 (3) (2)の割付対象局の警察消防用回線集約装置数を警察消防用回線集約装置搭載最大搭載数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。(3)を当該割付対象局の警察消防用回線集約装置数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により割付対象局ごと警察消防用回線集約装置投資額を求め、全ての対象局について当該投資額を合算し、警察消防用回線集約装置投資額を算定する。 割付対象局ごと警察消防用回線集約装置投資額Ⅱ警察消防用回線集約装置数×警察消防用回線集約装置単価Ⅰ警察消防用回線集約装置搭載架数×警察消防用回線集約装置搭載架数
(4) 事務用光地域IP回線数Ⅱ局ごと事務用光地域IP回線数Ⅲ調査区ごと就業率数の局ごと合計×調査区ごとの就業率数×世帯自県案分率 (5) 住宅用第一種総合デジタル通信サービス回線数Ⅱ単位料金区域別住宅用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数Ⅲ調査区ごと世帯数の単位料金区域別合計×調査区ごとの世帯数×世帯自県案分率 (6) 事務用第一種総合デジタル通信サービス回線数Ⅱ単位料金区域別事務用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数Ⅲ調査区ごと就業率数の単位料金区域別合計×調査区ごとの就業率数×就業率自県案分率 (7) 第二種総合デジタル通信サービス回線数Ⅱ単位料金区域別第二種総合デジタル通信サービス契約回線数Ⅲ調査区ごと就業率数の単位料金区域別合計×調査区ごとの就業率数×就業率自県案分率 (8) 第一種公衆電話回線数Ⅱ単位料金区域別第一種公衆電話実績回線数Ⅲ単位料金区域別調査区数×世帯自県案分率 (9) 第一種デジタル公衆電話回線数Ⅱ単位料金区域別第一種デジタル公衆電話実績回線数Ⅲ単位料金区域別調査区数×世帯自県案分率 (10) 第二種公衆電話回線数Ⅱ単位料金区域別第二種公衆電話実績回線数Ⅲ調査区ごと就業率数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業率数×就業率自県案分率 (11) 第二種デジタル公衆電話回線数Ⅱ単位料金区域別第二種デジタル公衆電話実績回線数Ⅲ調査区ごと就業率数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業率数×就業率自県案分率 (12) 低速専用線二線式回線数Ⅱ単位料金区域別低速専用線実績回線数Ⅲ(県別)低速専用線二線式実績回線数Ⅳ(県別)低速専用線二線式実績回線数Ⅴ県別低速専用線四線式実績回線数Ⅵ調査区ごと就業率数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業率数×就業率自県案分率 (13) 低速専用線四線式回線数Ⅱ単位料金区域別低速専用線実績回線数Ⅲ(県別)低速専用線四線式実績回線数Ⅳ(県別)低速専用線二線式実績回線数Ⅴ県別低速専用線四線式実績回線数Ⅵ県別低速専用線四線式実績回線数Ⅶ調査区ごと就業率数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業率数×就業率自県案分率	の単位料金区域別合計×調査区ごと就業率数×就業率自県案分率 (14) 高速メタル専用線回線数Ⅱ単位料金区域別高速専用線実績回線数Ⅲ(県別)高速メタル専用線実績回線数Ⅳ(県別)高速メタル専用線実績回線数Ⅴ県別高速専用線実績回線数Ⅵ調査区ごと就業率数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業率数×就業率自県案分率 (15) 高速光専用線回線数Ⅱ単位料金区域別高速専用線実績回線数Ⅲ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅳ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅴ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅵ調査区ごと就業率数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業率数×就業率自県案分率 (16) 高速光専用線回線数Ⅱ単位料金区域別高速専用線実績回線数Ⅲ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅳ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅴ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅵ調査区ごと就業率数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業率数×就業率自県案分率 (17) 高速光専用線回線数Ⅱ単位料金区域別高速専用線実績回線数Ⅲ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅳ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅴ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅵ調査区ごと就業率数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業率数×就業率自県案分率 (18) 高速光専用線回線数Ⅱ単位料金区域別高速専用線実績回線数Ⅲ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅳ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅴ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅵ調査区ごと就業率数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業率数×就業率自県案分率 (19) 高速光専用線回線数Ⅱ単位料金区域別高速専用線実績回線数Ⅲ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅳ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅴ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅵ調査区ごと就業率数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業率数×就業率自県案分率 (20) 高速光専用線回線数Ⅱ単位料金区域別高速専用線実績回線数Ⅲ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅳ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅴ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅵ調査区ごと就業率数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業率数×就業率自県案分率	(4) 事務用光地域IP回線数Ⅱ局ごと事務用光地域IP回線数Ⅲ調査区ごと就業率数の局ごと合計×調査区ごとの就業率数×世帯自県案分率 (5) 住宅用第一種総合デジタル通信サービス回線数Ⅱ単位料金区域別住宅用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数Ⅲ調査区ごと世帯数の単位料金区域別合計×調査区ごとの世帯数×世帯自県案分率 (6) 事務用第一種総合デジタル通信サービス回線数Ⅱ単位料金区域別事務用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数Ⅲ調査区ごと就業率数の単位料金区域別合計×調査区ごとの就業率数×就業率自県案分率 (7) 第二種総合デジタル通信サービス回線数Ⅱ単位料金区域別第二種総合デジタル通信サービス契約回線数Ⅲ調査区ごと就業率数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業率数×就業率自県案分率 (8) 第一種公衆電話回線数Ⅱ単位料金区域別第一種公衆電話実績回線数Ⅲ単位料金区域別調査区数×世帯自県案分率 (9) 第一種デジタル公衆電話回線数Ⅱ単位料金区域別第一種デジタル公衆電話実績回線数Ⅲ単位料金区域別調査区数×世帯自県案分率 (10) 第二種公衆電話回線数Ⅱ単位料金区域別第二種公衆電話実績回線数Ⅲ調査区ごと就業率数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業率数×就業率自県案分率 (11) 第二種デジタル公衆電話回線数Ⅱ単位料金区域別第二種デジタル公衆電話実績回線数Ⅲ調査区ごと就業率数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業率数×就業率自県案分率 (12) 低速専用線二線式回線数Ⅱ単位料金区域別低速専用線実績回線数Ⅲ(県別)低速専用線二線式実績回線数Ⅳ(県別)低速専用線二線式実績回線数Ⅴ県別低速専用線四線式実績回線数Ⅵ調査区ごと就業率数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業率数×就業率自県案分率 (13) 低速専用線四線式回線数Ⅱ単位料金区域別低速専用線実績回線数Ⅲ(県別)低速専用線四線式実績回線数Ⅳ(県別)低速専用線二線式実績回線数Ⅴ県別低速専用線四線式実績回線数Ⅵ県別低速専用線四線式実績回線数Ⅶ調査区ごと就業率数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業率数×就業率自県案分率
の単位料金区域別合計×調査区ごと就業率数×就業率自県案分率 (14) 高速メタル専用線回線数Ⅱ単位料金区域別高速専用線実績回線数Ⅲ(県別)高速メタル専用線実績回線数Ⅳ(県別)高速メタル専用線実績回線数Ⅴ(県別)高速メタル専用線実績回線数Ⅵ調査区ごと就業率数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業率数×就業率自県案分率 (15) 高速光専用線回線数Ⅱ単位料金区域別高速専用線実績回線数Ⅲ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅳ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅴ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅵ調査区ごと就業率数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業率数×就業率自県案分率 (16) 高速光専用線回線数Ⅱ単位料金区域別高速専用線実績回線数Ⅲ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅳ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅴ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅵ調査区ごと就業率数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業率数×就業率自県案分率 (17) 高速光専用線回線数Ⅱ単位料金区域別高速専用線実績回線数Ⅲ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅳ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅴ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅵ調査区ごと就業率数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業率数×就業率自県案分率 (18) 高速光専用線回線数Ⅱ単位料金区域別高速専用線実績回線数Ⅲ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅳ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅴ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅵ調査区ごと就業率数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業率数×就業率自県案分率 (19) 高速光専用線回線数Ⅱ単位料金区域別高速専用線実績回線数Ⅲ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅳ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅴ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅵ調査区ごと就業率数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業率数×就業率自県案分率 (20) 高速光専用線回線数Ⅱ単位料金区域別高速専用線実績回線数Ⅲ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅳ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅴ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅵ調査区ごと就業率数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業率数×就業率自県案分率	2 き線点×収容局間伝送路経路の選択 収容局ごとに、当該局の収容区域内の需要の存在する調査区ごとき線点を設定するものとし、き線点×局間伝送路経路は、次の基準により決定する。 (1) 局を起点とし、東西南北の四方に向けて敷設する。 (2) 局を起点とし、H45.の傾きの範囲ごとに収容する。 (3) H45.の線上に存在する調査区については、局を中心に反時計回りに境界線を設定する。 (4) 局を中心に東西南北に敷設する伝送路と、これと直交して調査区の中心を通るように敷設する伝送路を設置する。 (5) 伝送路経路選択においては、道路密度・道路延長データを考慮し、道路沿いの経路を選択する。 (6) 調査区ごとの回線数を考慮し、伝送路経路は適宜集約化する。 3 設備構成選択 き線点×収容局間伝送路ごとに、次の組合せの中から設備管理運営費(減価償却費及び施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。)が最も低くなるものを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送距離制限により選択不可能なものを除く。 (1) 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。	の単位料金区域別合計×調査区ごと就業率数×就業率自県案分率 (14) 高速メタル専用線回線数Ⅱ単位料金区域別高速専用線実績回線数Ⅲ(県別)高速メタル専用線実績回線数Ⅳ(県別)高速メタル専用線実績回線数Ⅴ(県別)高速メタル専用線実績回線数Ⅵ調査区ごと就業率数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業率数×就業率自県案分率 (15) 高速光専用線回線数Ⅱ単位料金区域別高速専用線実績回線数Ⅲ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅳ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅴ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅵ調査区ごと就業率数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業率数×就業率自県案分率 (16) 高速光専用線回線数Ⅱ単位料金区域別高速専用線実績回線数Ⅲ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅳ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅴ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅵ調査区ごと就業率数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業率数×就業率自県案分率 (17) 高速光専用線回線数Ⅱ単位料金区域別高速専用線実績回線数Ⅲ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅳ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅴ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅵ調査区ごと就業率数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業率数×就業率自県案分率 (18) 高速光専用線回線数Ⅱ単位料金区域別高速専用線実績回線数Ⅲ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅳ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅴ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅵ調査区ごと就業率数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業率数×就業率自県案分率 (19) 高速光専用線回線数Ⅱ単位料金区域別高速専用線実績回線数Ⅲ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅳ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅴ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅵ調査区ごと就業率数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業率数×就業率自県案分率 (20) 高速光専用線回線数Ⅱ単位料金区域別高速専用線実績回線数Ⅲ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅳ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅴ(県別)高速光専用線実績回線数Ⅵ調査区ごと就業率数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業率数×就業率自県案分率

伝送装置	伝送	伝送装置
	切り上げるものとする。)をコア局用L2 SWユニット数とする。	
	(3) (1)及び(2)で算定したコア局用L2 SW10Gインタフェース数、コア局用L2 SW10Gインタフェース数及びコア局用L2 SWユニット数のそれぞれについて冗長化考慮し、PTN経由のデータ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。)を、当該局のメタルIP音声系冗長化後コア局用L2 SW10Gインタフェース数及びメタルIP音声系冗長化後コア局用L2 SWユニット数とする。	
	2 投資額の算定	
	次の算定式により局ごとコア局用L2 SW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、コア局用L2 SW投資額を算定する。	
	局ごとコア局用L2 SW投資額×メタルIP音声系冗長化後コア局用L2 SWユニット数×コア局用L2 SWユニット単価+メタルIP音声系冗長化後コア局用L2 SW10Gインタフェース数×コア局用L2 SW10Gインタフェース単価+メタルIP音声系冗長化後コア局用L2 SW10Gインタフェース数×コア局用L2 SW10Gインタフェース単価	
	1 PTN及びCWD Mの設置基準	
	収容局とコア局間の伝送は、PTN又はCWD Mにより行う。共用収容ルータを設置する収容局にはCWD Mを設置し、それ以外の収容局にはPTNを設置する。コア局には対向する収容局と同じ伝送装置を設置する。	
	2 PTNの設備量算定	
	(1) PTN設置局ごとに、当該局に収容されるアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス及び専用線サービス並びに光IP電話及び光地域IPサービス(PTN設置局が離島局又は離島局と対向するコア局である場合に限る。)の最繁忙帯域から算定されるPTN低速インタフェース混在ボード数に冗長化	

係数を乗じたものを当該局の冗長化後PTN低速インタフェース混在ボード数とし、データ系サービスに係るもの(ポート容量比及びQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。)を、当該局のメタルIP音声系冗長化後PTN低速インタフェース混在ボード数とする。	(2) PTN設置局ごとに、次のア及びイにより求めたユニット数のうちいずれか大きいものをPTNユニット数とする。	ア 当該局が属するループのPTNリング数を合計し、これから1を減じたもの(1に満たない場合は、1とする。)	イ PTN低速インタフェース混在ボード数をPTN1ユニット当たり最大低速インタフェースボード数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)	(3) (2)のPTNユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後PTNユニット数とし、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(当該局が属するループごとにポート容量比及びQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)を、当該局のメタルIP音声系冗長化後PTNユニット数とする。	(4) (2)のPTNリング数及びPTNユニット数から算定した当該局のPTN高速インタフェース数のうちPTN10G高速インタフェース数を当該局の10GPTNリング数により算定し、残りをPTN2.4G高速インタフェース数とする。	(5) (4)のPTN10G高速インタフェース数及びPTN2.4G高速インタフェース数を乗じたものを当該局の冗長化後PTN10G高速インタフェース数及び冗長化後PTN2.4G高速インタフェース数とし、これからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(当該局が属するループごとにポート容量比及びQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)を、当該局のメタルIP音声系冗長化後PTN10G高速インタフェース数及びメタルIP音声系冗長化
---	--	---	---	--	---	---

後PTN2.4G高速インタフェース数とする。	3 収容局設置CWD Mの設備量算定	(1) CWD M設置収容局ごとに、CWD Mが接続する共用収容ルータの設備量からCWD M10Gインタフェース数及びCWD M低速10Gカード数を算定する。また、当該CWD Mが接続する専用線装置の設備量からCWD MSTM11インタフェース数及びCWD M低速STM11カード数及びCWD M低速STM11カード数の合計に2を乗じたものを当該局のCWD M高速インタフェース波長数とする。	(2) (1)のCWD M高速インタフェース波長数をCWD M高速インタフェース最大波長数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局のCWD Mユニット数とする。	(3) (2)のCWD Mユニット数からデータ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。)並びに専用線サービスに係るもの(波長数比により算定するものとする。)を、当該局のメタルIP音声系CWD Mユニット数とし、これに冗長化考慮したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後CWD Mユニット数とする。	(4) (1)のCWD M低速10Gカード数からデータ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。)を、当該局のメタルIP音声系CWD M低速10Gカード数とし、これに冗長化考慮したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後CWD M低速10Gカード数とする。	(5) (1)のCWD M10Gインタフェース数からデータ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。)を、当該局のメタルIP音声系CWD M10Gイン
------------------------	--------------------	--	--	---	---	---

タフェース数とし、これに冗長化考慮したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後CWD M10Gインタフェース数とする。	4 コア局設置CWD Mの設備量算定	(1) コア局ごとに、当該局に属するCWD M設置収容局のメタルIP音声系CWD M10Gインタフェース数、メタルIP音声系CWD M低速10Gカード数及びメタルIP音声系CWD Mユニット数(当該コア局設置CWD Mに対向するものに限る。)を、それぞれ全ての当該局に属するCWD M設置収容局について合算したものを、当該局のメタルIP音声系収容局対向CWD M10Gインタフェース数、メタルIP音声系収容局対向CWD M低速10Gカード数及びメタルIP音声系収容局対向CWD Mユニット数とする。	(2) コア局間伝送装置の伝送されるアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス、光IP電話及び光地域IPサービスの最繁忙帯域から定まるコア局間CWD M10Gインタフェース数をCWD M低速10Gカード当たり最大収容インタフェース数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)をコア局間CWD M低速10Gカード数とする。	(3) コア局間で伝送される専用線サービスの最繁忙帯域から定まるコア局間CWD MSTM11インタフェース数をCWD M低速STM11カード当たり最大収容STM11インタフェース数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)をコア局間CWD MSTM11カード数とする。	(4) (2)及び(3)で算定したコア局間CWD M低速10Gカード数及びコア局間CWD M低速STM11カード数の合計に2を乗じたものをコア局間CWD M高速インタフェース波長数とし、これをCWD M高速インタフェース最大波長数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)をコア局間CWD Mユニット数とする。	(5) (2)のコア局間CWD M10Gインタフェース数からデータ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁
--	--------------------	---	--	---	--	--

時帯域比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最緊時帯域比により算定するものとする。)を控除したものをメタルIP音声系コア局渡りCWD M10Gインタフェース数とし、これに(1)のメタルIP音声系収容局対向CWD M10Gインタフェース数を加えたものを、当該局のメタルIP音声系冗長化後CWD M10Gインタフェース数とする。

(6) ② のコア局渡りC W D M 低速10 G カード数からデータサービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものをメタルIP音声系コア局渡りC W D M 低速10 G カード数とし、これに(1)のメタルIP音声系収容局対向C W D M 低速10 G カード数を加えたものを、当該局のメタルIP音声系冗長化後C W D M 低速10 G カード数とする。

(7) 4. のコア局渡り C W D M ユニツト数からデータサービスに係るもの（ヨロシ制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）及び光 I P 電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）並びに専用線サービスに係るもの（波長数比により算定するものとする。）を控除したものをメタル I P 音声系コア局渡り C W D M ユニツト数とし、これに（1）のメタル I P 音声系収容局対向 C W D M ユニツト数を加えたものを、当該局のメタル I P 音声系冗長化後 C W D M ユニツト数とする。

5 投資額の算定
次の算定式により局ごとPTN投資額及び局ごとCWD M投資額を求め、全ての局についてそれら投資額を合算し、PTN投資額及びCWD M投資額を算定する。

局ごとPTN投資額Ⅱ（メタルIP音声系冗長化後PTN低速インタフェース混在ボード数×PTN低速混在インタフェースボード単価+メタルIP音声系冗長化後PTNユニット数×PTNユニット単価+メタルIP音声系冗長化後PTN²・4G高速インタフェース数×PTN²・4G高速インタフェースボード単価+メタルIP音声

[illegible]

C	S	B	
		1 設備量の算定	
		局ごと相互接続局用L2SW投資額ⅡメタルIP音声系相互接続局用L2SWユニット数×相互接続局用L2SWユニット単価＋メタルIP音声系相互接続局用L2SW1Gインタフェース数×相互接続局用L2SW1Gインタフェース単価＋メタルIP音声系相互接続局用L2SW10Gインタフェース数×相互接続局用L2SW10Gインタフェース単価	
（1） 相互接続局ごとに、当該局の最繁時呼数（接続呼に係るものに限る。）をSBC収容率及びSBC呼処理部1ユニット当たり最大処理最繁時呼数で除したものを、当該局のSBCユニット（呼処理部）数とする。ただし、当該局に設置するSBCの設備量がSBC1ユニット当たり最大処理セツション数により決定する場合には、SBCユニット（呼処理部）数は0とする。			
（2） 相互接続局ごとに、当該局の最繁時呼量（接続呼に係るものに限る。）から算定したSBC同時接続数をSBC収容率及びSBCセツション管理部1ユニット当たり最大処理同時接続数で除したものを、当該局のSBCユニット（セツション管理部）数とする。ただし、当該局に設置するSBCの設備量がSBC1ユニット当たり最大処理セツション数により決定する場合には、SBCユニット（セツション管理部）数は0とする。			
（3） 相互接続局ごとに、当該局の最繁時呼量（接続呼に係るものに限る。）をSBCセツション数とし、これをSBC収容率及びSBC1ユニット当たり最大処理セツション数で除したものを、当該局のSBCユニット数とする。ただし、当該局に設置するSBCの設備量がSBC1ユニット当たり最大処理最繁時呼数及びSBC1ユニット当たり最大処理同時接続数により決定する場合には、SBCユニット数は0とする。			
（4） （1）のSBCユニット（呼処理部）数から光IP電話に係るもの（当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。）を控除したものを、当該局のメタルIP音声系SBCユニット（呼処理部）数とする。			

(5) (2) の SBC ユニット (セツシン管理部) 数及び (3) の SBC ユニット数から、それぞれ光 IP 電話に係るもの (当該局の最繁時間帯比により算定するものとする。) を控除したものを、メタル IP 音声系 SBC ユニット (セツシン管理部) 数及びメタル IP 音声系 SBC ユニット数とする。	2 投資額の算定 次の算定式により、局ごと SBC 投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、SBC 投資額を算定する。 $\text{局ごと SBC 投資額} = (\text{メタル IP 音声系 SBC ユニット (呼処理部) 数} \times \text{SBC ユニット (呼処理部) 単価} + \text{メタル IP 音声系 SBC ユニット (セツシン管理部) 数} \times \text{SBC ユニット (セツシン管理部) 単価} + \text{メタル IP 音声系 SBC ユニット数} \times \text{SBC ユニット単価}) \times (1 + \text{相互接続局共通設備投資額加算率}) + (\text{メタル IP 音声系 SBC ユニット (呼処理部) 数} \times \text{SBC ユニット (呼処理部) ソフトウェア単価} + \text{メタル IP 音声系 SBC ユニット (セツシン管理部) 数} \times \text{SBC ユニット (セツシン管理部) ソフトウェア単価} + \text{メタル IP 音声系 SBC ユニット数} \times \text{SBC ユニット数} \times \text{SBC ユニットソフトウェア単価} + \text{SBC 同時接続数} \times \text{ソフトウェア単価}) \times (1 + \text{相互接続局共通設備ソフトウェア投資額加算率})$	E U M N P a s s w o r d

S D N I P	設置量の算定	設置量の算定
1	(1) 設備量の算定 相互接続局ごとに、当該局の最繁時 呼数（接続呼に係るものに限る。）から算 定したDNSクエリ数をDNSサーバ1ユ ニット当たり最大処理クエリ数で除した ものを、当該局のDNSサーバユニット数と する。ただし、当該局にENUM・DNS 共通サーバを設置する場合には、DNSサ ーバユニット数は0とする。	設置する場合に、ENUM・DNS共 通サーバユニット数は0とする。 (3) (1)のENUMサーバユニット数 から光IP電話に係るもの（当該局の最繁 時呼数比により算定するものとする。）を 控除したものを、当該局のメタルIP音声 系ENUMサーバユニット数とする。 (4) (2)のENUM・DNS共通サ ーバユニット数からDNSに係るもの（クエ リ数比により算定するものとする。）及び 光IP電話に係るもの（当該局の最繁時呼 数比により算定するものとする。）を控除 したものを、メタルIP音声系ENUM・ DNS共通サーバユニット数（ENUM相 当分）とする。

メ タ ル ケ ー ブ ル	設置量の算定	設置量の算定
1	(1) 配線設備として設置するメタルケー ブルの設備量の算定 たつては、回線需要の分布を基にあらか じめ準備された配線パターンの中から最も適 切なものを選択し、配線メタルケーブルの 直長kmを算定する。ケーブルの対数及び 条数は、回線需要数を勘案して算定する。 当該ケーブル対数及び条数を用いて、必要 となるメタルケーブルの延長km及び対k mを算定する。	除したものを、当該局のメタルIP音声系 DNSサーバユニット数とする。 (3) ENUMサーバの設備量の算定にお いて求めたENUM・DNS共通サーバユ ニット数からENUMに係るもの（クエリ 数比により算定するものとする。）及び光 IP電話に係るもの（当該局の最繁時呼数 比により算定するものとする。）を控除し たものを、メタルIP音声系ENUM・D NS共通サーバユニット数（DNS相当 分）とする。

メ タ ル ケ ー ブ ル	設置量の算定	設置量の算定
2	(1) 収容局からき線点までの間のき線設 備の算定に当たっては、需要の分布に合わ せて適切なき線直長kmを算定する。 (2) (1)によりき線直長kmを算定し た後、伝送路ごとに次の組合せの中から設 備管理運営費（減価償却費及び施設保全費 の合計をいう。以下この項において同じ。） が最も低くなるものを選択する。ただし、 ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限に より選択不可能なものを除く。 架空メタルケーブル及び架空光ケー ブルを設置する。 架空光ケーブル及びき線点遠隔收容装 置を設置する。 ウ 地下メタルケーブル及び地下光ケー ブルを設置する。 エ 地下光ケーブル及びき線点遠隔收容装 置を設置する。	ル地中化率に達しない場合は、配線架空ケ ーブルの追加地中化処理を行う。 (3) ビル引込ケーブルについては、回線 の需要密度を勘案して算定する。 (4) 局ごとに、架空メタルケーブル及び 地下メタルケーブルの延長km及び対km のそれぞれの合計からデータ系サービス及 び光IP電話に係るものを控除したものを 当該局の種別ごとのメタルIP音声系架空 メタルケーブル対km、メタルIP音声系 架空メタルケーブル延長km、メタルIP 音声系地下メタルケーブル対km及びメタ ルIP音声系地下メタルケーブル延長km とする。

メ タ ル ケ ー ブ ル	設置量の算定	設置量の算定
3	(1) 局ごとに、架空メタルケーブル及び 地下メタルケーブルの延長km及び対km のそれぞれの合計からデータ系サービス及 び光IP電話に係るものを控除したものを 当該局の種別ごとのメタルIP音声系架空 メタルケーブル対km、メタルIP音声系 架空メタルケーブル延長km、メタルIP 音声系地下メタルケーブル対km及びメタ ルIP音声系地下メタルケーブル延長km とする。	を用いてメタルケーブル延長km及び対k mを算定する。 (6) 局ごとに、架空メタルケーブル及び 地下メタルケーブルの延長km及び対km のそれぞれの合計からデータ系サービス及 び光IP電話に係るものを控除したものを 当該局の種別ごとのメタルIP音声系架空 メタルケーブル対km、メタルIP音声系 架空メタルケーブル延長km、メタルIP 音声系地下メタルケーブル対km及びメタ ルIP音声系地下メタルケーブル延長km とする。

2 き線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定

(1) 収容局からき線点までの間のき線設備の算定に当たっては、需要の分布に合わせた適切なき線延長 k mを算定する。

(2) (1)によりき線延長 k mを算定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から設備管理運営費(減価償却費及び施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ)が最も低くなるものを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により選択不可能なものを除く。

ア 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。

イ 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。

ウ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。

エ 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。

(3) 局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える。置換えを行うケーブルは、当該局から近いものであり、かつ、敷設条数が多いものを優先する。

(4) (3)により、架空ケーブルから地下ケーブルに置き換えられたケーブルについては、当該区間をメタルケーブル又は光ケーブルのいずれを使用する方が設備管理運営費がより低くなるかを比較し、より安価なものを選択する。

(5) 伝送路の各区間において需要数を勘案して必要心数及び条数を算定し、それらを用いて光ケーブル延長 k m及び心 k mを算定する。

(6) 局ごとに、架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長 k m及び心 k mのそれぞれの合計からデータ系サービス及び光IP電話に係るものを控除したものを当該局の種類ごとのメタルIP音声系架空光ケーブル心 k m、メタルIP音声系架空光ケーブル延長 k m、メタルIP音声系地下光ケーブル心 k m及びメタルIP音声系地下光ケーブル延長 k mとする。

3 投資額の算定

次の算定式により局ごとの光ケーブル投資額を求め、全ての局について当該投資額を

合算し、光ケーブル投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。

局ごと光ケーブル投資額ⅡメタルIP音声系加入系架空光ケーブル心 k m×加入系架空光ケーブル心 k m単価+メタルIP音声系加入系架空光ケーブル延長 k m×(加入系架空光ケーブル延長 k m単価+加入系光ケーブル延長 k m災害対策増分単価)+メタルIP音声系加入系地下光ケーブル心 k m×加入系地下光ケーブル心 k m単価+メタルIP音声系加入系地下光ケーブル延長 k m×(加入系地下光ケーブル延長 k m災害対策増分単価)

中継光ケーブル 設備量の算定

(1) 収容局ごとに、収容局とコア局間の伝送で經由する全てのループについて、当該収容局のCWD Mユニット数にCWD M 1ユニット当たり心線数及び0.5を乗じた心線数を算定する。

(2) コア局渡りごとに、コア局間の伝送で經由する全てのループについて、コア局渡りCWD Mユニット数にCWD M 1ユニット当たり心線数及び0.5を乗じた心線数を算定する。

(3) ループごとに、(1)及び(2)で算定した心線数を合計したものを当該ループのCWD M心線数とする。

(4) ループごとに、PTNリング数にPTN高速インタフェース当たり心線数を乗じたものを当該ループのPTNリング心線数とする。

(5) (3)のCWD M心線数、(4)のPTNリング心線数、中継データファイバ分の心線数及び光予備心線数を合計したものを当該ループの必要心線数とし、これを光ケーブル最大規格心線数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。を光ケーブル条数とする。

(6) (5)の光ケーブル条数から1を減じたものに光ケーブル最大規格心線数を乗じ、これと(5)の必要心線数との差分である余り心線数から選定される直近上位の規格心線数を加えたものを光ケーブル心線数とする。

(7) ループごとに、(5)及び(6)で算定した光ケーブル心線数及び光ケーブル

条数にそれぞれループ延長 k mを乗じたものを当該ループの光ケーブル心 k m及び光ケーブル延長 k mとする。

(8) (7)の光ケーブル心 k m及び光ケーブル延長 k mからそれぞれ離島設備に係るものを控除し、中継線路架空比率により架空と地下に割り当てたものを中継系架空光ケーブル心 k m、中継系架空光ケーブル延長 k m、中継系地下光ケーブル心 k m及び中継系地下光ケーブル延長 k mとする。

(9) ループごとに、(8)の中継系架空光ケーブル心 k m、中継系架空光ケーブル延長 k m、中継系地下光ケーブル心 k m及び中継系地下光ケーブル延長 k mからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(心数比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする)を控除したものを当該ループのメタルIP音声系中継系架空光ケーブル心 k m、メタルIP音声系中継系架空光ケーブル延長 k m、メタルIP音声系中継系地下光ケーブル心 k m、メタルIP音声系中継系地下光ケーブル延長 k mとする。

2 投資額の算定

次の算定式によりループごと光ケーブル投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、光ケーブル投資額を算定する。

ループごと光ケーブル投資額ⅡメタルIP音声系中継系架空光ケーブル心 k m×中継系架空光ケーブル心 k m単価+メタルIP音声系中継系架空光ケーブル延長 k m×中継系架空光ケーブル延長 k m単価+メタルIP音声系中継系地下光ケーブル心 k m×中継系地下光ケーブル心 k m単価+メタルIP音声系中継系地下光ケーブル延長 k m×中継系地下光ケーブル延長 k m単価

1 設備量の算定

(1) 区間設備として海底光ケーブルが指定されている区間の里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離を超える場合には、当該区間には有中継海底光ケーブルを使用する。当該区間における通信量を勘案して算定した必要心線数を有中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。を有中継海底光ケーブル条数とし、これに有中

継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じたものを有中継海底光ケーブル心線数とする。

(2) (1)の有中継海底光ケーブル心線数及び有中継海底光ケーブル条数のそれぞれに区間距離を乗じたものを当該区間の有中継海底光ケーブル心 k m及び有中継海底光ケーブル延長 k mとする。

(3) 区間の里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離以下の場合には、当該区間は無中継海底光ケーブルを使用する。当該区間における通信量を勘案して算定した必要心線数を無中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。を無中継海底光ケーブル条数とする。

(4) (3)の無中継海底光ケーブル条数から1を減じたものに無中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じ、これと(3)の必要心線数との差分である無中継海底光ケーブル余り心線数から選定される直近上位の規格心線数を加えたものを無中継海底光ケーブル心線数とする。

(5) (3)及び(4)で算定した無中継海底光ケーブル心線数及び無中継海底光ケーブル条数のそれぞれに区間距離を乗じたものを当該区間の無中継海底光ケーブル心 k m及び無中継海底光ケーブル延長 k mとする。

(6) ループごとに、(2)及び(5)で算定した有中継海底光ケーブル心 k m、有中継海底光ケーブル延長 k m、無中継海底光ケーブル心 k m及び無中継海底光ケーブル延長 k m(それぞれ当該ループが属する全ての区間について合計したもの)からそれぞれデータ系サービスに係るもの及び光IP電話に係るもの(心数比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする)を控除したものを当該ループのメタルIP音声系有中継海底光ケーブル心 k m、メタルIP音声系有中継海底光ケーブル延長 k m、メタルIP音声系無中継海底光ケーブル心 k m及びメタルIP音声系無中継海底光ケーブル延長 k mとする。

2 投資額の算定

次の算定式によりループごと海底光ケーブル投資額を求め、全てのループについて当

衛星通信設備		衛星1 設備量の算定	衛通1 設備量の算定
次の算定式により局ごと無線鉄塔投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線鉄塔投資額を算定する。 局ごと無線鉄塔投資額×メタルIP音声系地上設置用無線鉄塔数×地上設置用鉄塔単価×メタルIP音声系地上設置用無線鉄塔数×地上設置用鉄塔単価		（1） 設備量の算定 局ごとに、架空メタルケーブル及び架空光ケーブルの敷設区間里程の総和を加入系電柱間隔で除したものを当該局の加入系電柱本数とし、データ系サービス及び光IP電話に係るものを控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系電柱本数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系電柱投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系電柱投資額を算定する。 局ごと加入系電柱投資額×メタルIP音声系加入系電柱本数×電柱単価×電柱共架率	（1） 設備量の算定 局ごとに、加入系管路条k m及び加入系管路長k mから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。 （2） （1）の加入系管路条k m、加入系管路長k m及び（2）のインナーパイプ延長k mからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系管路条k m、メタルIP音声系加入系管路長k m及びメタルIP音声系インナーパイプ延長k mとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと加入系管路投資額×メタルIP音声系加入系管路条k m×（加入系管路条k m当たり単価+管路条k m当たり災害対策増分単価）+メタルIP音声系加入系管路長k m×加入系管路長k m当たり単価+メタルIP音声系インナーパイプ延長k m×インナーパイプ延長k m当たり単価
柱系加入		柱系加入1 設備量の算定	柱系加入1 設備量の算定
（1） 局ごとに、加入系管路条k m及び加入系管路長k mから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。 （2） （1）の加入系管路条k m、加入系管路長k m及び（2）のインナーパイプ延長k mからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系管路条k m、メタルIP音声系加入系管路長k m及びメタルIP音声系インナーパイプ延長k mとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと加入系管路投資額×メタルIP音声系加入系管路条k m×（加入系管路条k m当たり単価+管路条k m当たり災害対策増分単価）+メタルIP音声系加入系管路長k m×加入系管路長k m当たり単価+メタルIP音声系インナーパイプ延長k m×インナーパイプ延長k m当たり単価		（1） 局ごとに、加入系管路条k m及び加入系管路長k mから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。 （2） （1）の加入系管路条k m、加入系管路長k m及び（2）のインナーパイプ延長k mからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系管路条k m、メタルIP音声系加入系管路長k m及びメタルIP音声系インナーパイプ延長k mとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと加入系管路投資額×メタルIP音声系加入系管路条k m×（加入系管路条k m当たり単価+管路条k m当たり災害対策増分単価）+メタルIP音声系加入系管路長k m×加入系管路長k m当たり単価+メタルIP音声系インナーパイプ延長k m×インナーパイプ延長k m当たり単価	（1） 局ごとに、加入系管路条k m及び加入系管路長k mから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。 （2） （1）の加入系管路条k m、加入系管路長k m及び（2）のインナーパイプ延長k mからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系管路条k m、メタルIP音声系加入系管路長k m及びメタルIP音声系インナーパイプ延長k mとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと加入系管路投資額×メタルIP音声系加入系管路条k m×（加入系管路条k m当たり単価+管路条k m当たり災害対策増分単価）+メタルIP音声系加入系管路長k m×加入系管路長k m当たり単価+メタルIP音声系インナーパイプ延長k m×インナーパイプ延長k m当たり単価
中継系加入		中継系加入1 設備量の算定	中継系加入1 設備量の算定
（1） 局ごとに、加入系管路条k m及び加入系管路長k mから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。 （2） （1）の加入系管路条k m、加入系管路長k m及び（2）のインナーパイプ延長k mからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系管路条k m、メタルIP音声系加入系管路長k m及びメタルIP音声系インナーパイプ延長k mとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと加入系管路投資額×メタルIP音声系加入系管路条k m×（加入系管路条k m当たり単価+管路条k m当たり災害対策増分単価）+メタルIP音声系加入系管路長k m×加入系管路長k m当たり単価+メタルIP音声系インナーパイプ延長k m×インナーパイプ延長k m当たり単価		（1） 局ごとに、加入系管路条k m及び加入系管路長k mから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。 （2） （1）の加入系管路条k m、加入系管路長k m及び（2）のインナーパイプ延長k mからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系管路条k m、メタルIP音声系加入系管路長k m及びメタルIP音声系インナーパイプ延長k mとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと加入系管路投資額×メタルIP音声系加入系管路条k m×（加入系管路条k m当たり単価+管路条k m当たり災害対策増分単価）+メタルIP音声系加入系管路長k m×加入系管路長k m当たり単価+メタルIP音声系インナーパイプ延長k m×インナーパイプ延長k m当たり単価	（1） 局ごとに、加入系管路条k m及び加入系管路長k mから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。 （2） （1）の加入系管路条k m、加入系管路長k m及び（2）のインナーパイプ延長k mからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系管路条k m、メタルIP音声系加入系管路長k m及びメタルIP音声系インナーパイプ延長k mとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと加入系管路投資額×メタルIP音声系加入系管路条k m×（加入系管路条k m当たり単価+管路条k m当たり災害対策増分単価）+メタルIP音声系加入系管路長k m×加入系管路長k m当たり単価+メタルIP音声系インナーパイプ延長k m×インナーパイプ延長k m当たり単価
路系加入		路系加入1 設備量の算定	路系加入1 設備量の算定
（1） 局ごとに、加入系管路条k m及び加入系管路長k mから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。 （2） （1）の加入系管路条k m、加入系管路長k m及び（2）のインナーパイプ延長k mからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系管路条k m、メタルIP音声系加入系管路長k m及びメタルIP音声系インナーパイプ延長k mとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと加入系管路投資額×メタルIP音声系加入系管路条k m×（加入系管路条k m当たり単価+管路条k m当たり災害対策増分単価）+メタルIP音声系加入系管路長k m×加入系管路長k m当たり単価+メタルIP音声系インナーパイプ延長k m×インナーパイプ延長k m当たり単価		（1） 局ごとに、加入系管路条k m及び加入系管路長k mから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。 （2） （1）の加入系管路条k m、加入系管路長k m及び（2）のインナーパイプ延長k mからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系管路条k m、メタルIP音声系加入系管路長k m及びメタルIP音声系インナーパイプ延長k mとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと加入系管路投資額×メタルIP音声系加入系管路条k m×（加入系管路条k m当たり単価+管路条k m当たり災害対策増分単価）+メタルIP音声系加入系管路長k m×加入系管路長k m当たり単価+メタルIP音声系インナーパイプ延長k m×インナーパイプ延長k m当たり単価	（1） 局ごとに、加入系管路条k m及び加入系管路長k mから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。 （2） （1）の加入系管路条k m、加入系管路長k m及び（2）のインナーパイプ延長k mからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系管路条k m、メタルIP音声系加入系管路長k m及びメタルIP音声系インナーパイプ延長k mとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと加入系管路投資額×メタルIP音声系加入系管路条k m×（加入系管路条k m当たり単価+管路条k m当たり災害対策増分単価）+メタルIP音声系加入系管路長k m×加入系管路長k m当たり単価+メタルIP音声系インナーパイプ延長k m×インナーパイプ延長k m当たり単価
管入		管入1 設備量の算定	管入1 設備量の算定
（1） 局ごとに、加入系管路条k m及び加入系管路長k mから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。 （2） （1）の加入系管路条k m、加入系管路長k m及び（2）のインナーパイプ延長k mからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系管路条k m、メタルIP音声系加入系管路長k m及びメタルIP音声系インナーパイプ延長k mとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと加入系管路投資額×メタルIP音声系加入系管路条k m×（加入系管路条k m当たり単価+管路条k m当たり災害対策増分単価）+メタルIP音声系加入系管路長k m×加入系管路長k m当たり単価+メタルIP音声系インナーパイプ延長k m×インナーパイプ延長k m当たり単価		（1） 局ごとに、加入系管路条k m及び加入系管路長k mから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。 （2） （1）の加入系管路条k m、加入系管路長k m及び（2）のインナーパイプ延長k mからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系管路条k m、メタルIP音声系加入系管路長k m及びメタルIP音声系インナーパイプ延長k mとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと加入系管路投資額×メタルIP音声系加入系管路条k m×（加入系管路条k m当たり単価+管路条k m当たり災害対策増分単価）+メタルIP音声系加入系管路長k m×加入系管路長k m当たり単価+メタルIP音声系インナーパイプ延長k m×インナーパイプ延長k m当たり単価	（1） 局ごとに、加入系管路条k m及び加入系管路長k mから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。 （2） （1）の加入系管路条k m、加入系管路長k m及び（2）のインナーパイプ延長k mからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系管路条k m、メタルIP音声系加入系管路長k m及びメタルIP音声系インナーパイプ延長k mとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと加入系管路投資額×メタルIP音声系加入系管路条k m×（加入系管路条k m当たり単価+管路条k m当たり災害対策増分単価）+メタルIP音声系加入系管路長k m×加入系管路長k m当たり単価+メタルIP音声系インナーパイプ延長k m×インナーパイプ延長k m当たり単価
路系加入		路系加入1 設備量の算定	路系加入1 設備量の算定
（1） 局ごとに、加入系管路条k m及び加入系管路長k mから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。 （2） （1）の加入系管路条k m、加入系管路長k m及び（2）のインナーパイプ延長k mからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系管路条k m、メタルIP音声系加入系管路長k m及びメタルIP音声系インナーパイプ延長k mとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと加入系管路投資額×メタルIP音声系加入系管路条k m×（加入系管路条k m当たり単価+管路条k m当たり災害対策増分単価）+メタルIP音声系加入系管路長k m×加入系管路長k m当たり単価+メタルIP音声系インナーパイプ延長k m×インナーパイプ延長k m当たり単価		（1） 局ごとに、加入系管路条k m及び加入系管路長k mから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。 （2） （1）の加入系管路条k m、加入系管路長k m及び（2）のインナーパイプ延長k mからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系管路条k m、メタルIP音声系加入系管路長k m及びメタルIP音声系インナーパイプ延長k mとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと加入系管路投資額×メタルIP音声系加入系管路条k m×（加入系管路条k m当たり単価+管路条k m当たり災害対策増分単価）+メタルIP音声系加入系管路長k m×加入系管路長k m当たり単価+メタルIP音声系インナーパイプ延長k m×インナーパイプ延長k m当たり単価	（1） 局ごとに、加入系管路条k m及び加入系管路長k mから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。 （2） （1）の加入系管路条k m、加入系管路長k m及び（2）のインナーパイプ延長k mからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系管路条k m、メタルIP音声系加入系管路長k m及びメタルIP音声系インナーパイプ延長k mとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと加入系管路投資額×メタルIP音声系加入系管路条k m×（加入系管路条k m当たり単価+管路条k m当たり災害対策増分単価）+メタルIP音声系加入系管路長k m×加入系管路長k m当たり単価+メタルIP音声系インナーパイプ延長k m×インナーパイプ延長k m当たり単価
管入		管入1 設備量の算定	管入1 設備量の算定
（1） 局ごとに、加入系管路条k m及び加入系管路長k mから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。 （2） （1）の加入系管路条k m、加入系管路長k m及び（2）のインナーパイプ延長k mからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系管路条k m、メタルIP音声系加入系管路長k m及びメタルIP音声系インナーパイプ延長k mとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと加入系管路投資額×メタルIP音声系加入系管路条k m×（加入系管路条k m当たり単価+管路条k m当たり災害対策増分単価）+メタルIP音声系加入系管路長k m×加入系管路長k m当たり単価+メタルIP音声系インナーパイプ延長k m×インナーパイプ延長k m当たり単価		（1） 局ごとに、加入系管路条k m及び加入系管路長k mから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。 （2） （1）の加入系管路条k m、加入系管路長k m及び（2）のインナーパイプ延長k mからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系管路条k m、メタルIP音声系加入系管路長k m及びメタルIP音声系インナーパイプ延長k mとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと加入系管路投資額×メタルIP音声系加入系管路条k m×（加入系管路条k m当たり単価+管路条k m当たり災害対策増分単価）+メタルIP音声系加入系管路長k m×加入系管路長k m当たり単価+メタルIP音声系インナーパイプ延長k m×インナーパイプ延長k m当たり単価	（1） 局ごとに、加入系管路条k m及び加入系管路長k mから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。 （2） （1）の加入系管路条k m、加入系管路長k m及び（2）のインナーパイプ延長k mからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系管路条k m、メタルIP音声系加入系管路長k m及びメタルIP音声系インナーパイプ延長k mとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと加入系管路投資額×メタルIP音声系加入系管路条k m×（加入系管路条k m当たり単価+管路条k m当たり災害対策増分単価）+メタルIP音声系加入系管路長k m×加入系管路長k m当たり単価+メタルIP音声系インナーパイプ延長k m×インナーパイプ延長k m当たり単価
路系加入		路系加入1 設備量の算定	路系加入1 設備量の算定
（1） 局ごとに、加入系管路条k m及び加入系管路長k mから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。 （2） （1）の加入系管路条k m、加入系管路長k m及び（2）のインナーパイプ延長k mからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系管路条k m、メタルIP音声系加入系管路長k m及びメタルIP音声系インナーパイプ延長k mとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと加入系管路投資額×メタルIP音声系加入系管路条k m×（加入系管路条k m当たり単価+管路条k m当たり災害対策増分単価）+メタルIP音声系加入系管路長k m×加入系管路長k m当たり単価+メタルIP音声系インナーパイプ延長k m×インナーパイプ延長k m当たり単価		（1） 局ごとに、加入系管路条k m及び加入系管路長k mから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。 （2） （1）の加入系管路条k m、加入系管路長k m及び（2）のインナーパイプ延長k mからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系管路条k m、メタルIP音声系加入系管路長k m及びメタルIP音声系インナーパイプ延長k mとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと加入系管路投資額×メタルIP音声系加入系管路条k m×（加入系管路条k m当たり単価+管路条k m当たり災害対策増分単価）+メタルIP音声系加入系管路長k m×加入系管路長k m当たり単価+メタルIP音声系インナーパイプ延長k m×インナーパイプ延長k m当たり単価	（1） 局ごとに、加入系管路条k m及び加入系管路長k mから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。 （2） （1）の加入系管路条k m、加入系管路長k m及び（2）のインナーパイプ延長k mからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系管路条k m、メタルIP音声系加入系管路長k m及びメタルIP音声系インナーパイプ延長k mとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと加入系管路投資額×メタルIP音声系加入系管路条k m×（加入系管路条k m当たり単価+管路条k m当たり災害対策増分単価）+メタルIP音声系加入系管路長k m×加入系管路長k m当たり単価+メタルIP音声系インナーパイプ延長k m×インナーパイプ延長k m当たり単価
管入		管入1 設備量の算定	管入1 設備量の算定
（1） 局ごとに、加入系管路条k m及び加入系管路長k mから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。 （2） （1）の加入系管路条k m、加入系管路長k m及び（2）のインナーパイプ延長k mからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系管路条k m、メタルIP音声系加入系管路長k m及びメタルIP音声系インナーパイプ延長k mとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと加入系管路投資額×メタルIP音声系加入系管路条k m×（加入系管路条k m当たり単価+管路条k m当たり災害対策増分単価）+メタルIP音声系加入系管路長k m×加入系管路長k m当たり単価+メタルIP音声系インナーパイプ延長k m×インナーパイプ延長k m当たり単価		（1） 局ごとに、加入系管路条k m及び加入系管路長k mから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。 （2） （1）の加入系管路条k m、加入系管路長k m及び（2）のインナーパイプ延長k mからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系管路条k m、メタルIP音声系加入系管路長k m及びメタルIP音声系インナーパイプ延長k mとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと加入系管路投資額×メタルIP音声系加入系管路条k m×（加入系管路条k m当たり単価+管路条k m当たり災害対策増分単価）+メタルIP音声系加入系管路長k m×加入系管路長k m当たり単価+メタルIP音声系インナーパイプ延長k m×インナーパイプ延長k m当たり単価	（1） 局ごとに、加入系管路条k m及び加入系管路長k mから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。 （2） （1）の加入系管路条k m、加入系管路長k m及び（2）のインナーパイプ延長k mからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系管路条k m、メタルIP音声系加入系管路長k m及びメタルIP音声系インナーパイプ延長k mとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと加入系管路投資額×メタルIP音声系加入系管路条k m×（加入系管路条k m当たり単価+管路条k m当たり災害対策増分単価）+メタルIP音声系加入系管路長k m×加入系管路長k m当たり単価+メタルIP音声系インナーパイプ延長k m×インナーパイプ延長k m当たり単価
路系加入		路系加入1 設備量の算定	路系加入1 設備量の算定
（1） 局ごとに、加入系管路条k m及び加入系管路長k mから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。 （2） （1）の加入系管路条k m、加入系管路長k m及び（2）のインナーパイプ延長k mからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系管路条k m、メタルIP音声系加入系管路長k m及びメタルIP音声系インナーパイプ延長k mとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと加入系管路投資額×メタルIP音声系加入系管路条k m×（加入系管路条k m当たり単価+管路条k m当たり災害対策増分単価）+メタルIP音声系加入系管路長k m×加入系管路長k m当たり単価+メタルIP音声系インナーパイプ延長k m×インナーパイプ延長k m当たり単価		（1） 局ごとに、加入系管路条k m及び加入系管路長k mから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。 （2） （1）の加入系管路条k m、加入系管路長k m及び（2）のインナーパイプ延長k mからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系管路条k m、メタルIP音声系加入系管路長k m及びメタルIP音声系インナーパイプ延長k mとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと加入系管路投資額×メタルIP音声系加入系管路条k m×（加入系管路条k m当たり単価+管路条k m当たり災害対策増分単価）+メタルIP音声系加入系管路長k m×加入系管路長k m当たり単価+メタルIP音声系インナーパイプ延長k m×インナーパイプ延長k m当たり単価	（1） 局ごとに、加入系管路条k m及び加入系管路長k mから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。 （2） （1）の加入系管路条k m、加入系管路長k m及び（2）のインナーパイプ延長k mからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系管路条k m、メタルIP音声系加入系管路長k m及びメタルIP音声系インナーパイプ延長k mとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと加入系管路投資額×メタルIP音声系加入系管路条k m×（加入系管路条k m当たり単価+管路条k m当たり災害対策増分単価）+メタルIP音声系加入系管路長k m×加入系管路長k m当たり単価+メタルIP音声系インナーパイプ延長k m×インナーパイプ延長k m当たり単価
管入		管入1 設備量の算定	管入1 設備量の算定
（1） 局ごとに、加入系管路条k m及び加入系管路長k mから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。 （2） （1）の加入系管路条k m、加入系管路長k m及び（2）のインナーパイプ延長k mからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系管路条k m、メタルIP音声系加入系管路長k m及びメタルIP音声系インナーパイプ延長k mとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと加入系管路投資額×メタルIP音声系加入系管路条k m×（加入系管路条k m当たり単価+管路条k m当たり災害対策増分単価）+メタルIP音声系加入系管路長k m×加入系管路長k m当たり単価+メタルIP音声系インナーパイプ延長k m×インナーパイプ延長k m当たり単価		（1） 局ごとに、加入系管路条k m及び加入系管路長k mから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。 （2） （1）の加入系管路条k m、加入系管路長k m及び（2）のインナーパイプ延長k mからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系管路条k m、メタルIP音声系加入系管路長k m及びメタルIP音声系インナーパイプ延長k mとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと加入系管路投資額×メタルIP音声系加入系管路条k m×（加入系管路条k m当たり単価+管路条k m当たり災害対策増分単価）+メタルIP音声系加入系管路長k m×加入系管路長k m当たり単価+メタルIP音声系インナーパイプ延長k m×インナーパイプ延長k m当たり単価	（1） 局ごとに、加入系管路条k m及び加入系管路長k mから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。 （2） （1）の加入系管路条k m、加入系管路長k m及び（2）のインナーパイプ延長k mからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系管路条k m、メタルIP音声系加入系管路長k m及びメタルIP音声系インナーパイプ延長k mとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと加入系管路投資額×メタルIP音声系加入系管路条k m×（加入系管路条k m当たり単価+管路条k m当たり災害対策増分単価）+メタルIP音声系加入系管路長k m×加入系管路長k m当たり単価+メタルIP音声系インナーパイプ延長k m×インナーパイプ延長k m当たり単価
路系加入		路系加入1 設備量の算定	路系加入1 設備量の算定
（1） 局ごとに、加入系管路条k m及び加入系管路長k mから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。 （2） （1）の加入系管路条k m、加入系管路長k m及び（2）のインナーパイプ延長k mからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系管路条k m、メタルIP音声系加入系管路長k m及びメタルIP音声系インナーパイプ延長k mとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと加入系管路投資額×メタルIP音声系加入系管路条k m×（加入系管路条k m当たり単価+管路条k m当たり災害対策増分単価）+メタルIP音声系加入系管路長k m×加入系管路長k m当たり単価+メタルIP音声系インナーパイプ延長k m×インナーパイプ延長k m当たり単価		（1） 局ごとに、加入系管路条k m及び加入系管路長k mから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。 （2） （1）の加入系管路条k m、加入系管路長k m及び（2）のインナーパイプ延長k mからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系管路条k m、メタルIP音声系加入系管路長k m及びメタルIP音声系インナーパイプ延長k mとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと加入系管路投資額×メタルIP音声系加入系管路条k m×（加入系管路条k m当たり単価+管路条k m当たり災害対策増分単価）+メタルIP音声系加入系管路長k m×加入系管路長k m当たり単価+メタルIP音声系インナーパイプ延長k m×インナーパイプ延長k m当たり単価	（1） 局ごとに、加入系管路条k m及び加入系管路長k mから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。 （2） （1）の加入系管路条k m、加入系管路長k m及び（2）のインナーパイプ延長k mからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系管路条k m、メタルIP音声系加入系管路長k m及びメタルIP音声系インナーパイプ延長k mとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと加入系管路投資額×メタルIP音声系加入系管路条k m×（加入系管路条k m当たり単価+管路条k m当たり災害対策増分単価）+メタルIP音声系加入系管路長k m×加入系管路長k m当たり単価+メタルIP音声系インナーパイプ延長k m×インナーパイプ延長k m当たり単価
管入		管入1 設備量の算定	管入1 設備量の算定
（1） 局ごとに、加入系管路条k m及び加入系管路長k mから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。 （2） （1）の加入系管路条k m、加入系管路長k m及び（2）のインナーパイプ延長k mからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系管路条k m、メタルIP音声系加入系管路長k m及びメタルIP音声系インナーパイプ延長k mとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと加入系管路投資額×メタルIP音声系加入系管路条k m×（加入系管路条k m当たり単価+管路条k m当たり災害対策増分単価）+メタルIP音声系加入系管路長k m×加入系管路長k m当たり単価+メタルIP音声系インナーパイプ延長k m×インナーパイプ延長k m当たり単価		（1） 局ごとに、加入系管路条k m及び加入系管路長k mから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。 （2） （1）の加入系管路条k m、加入系	

系交流無停電電源装置（200V）用蓄電池組数とする。		（1）局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値の合計に小規模局用電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の小規模局用電源装置用蓄電池容量とし、これを小規模局用電源装置用蓄電池（最大規格）の規定容量で除したものの（1に満たない端数は、切り捨てたものとする。）を当該局の小規模局用電源装置用蓄電池（最大規格）組数とする。また、それによって生じた小規模局用電源装置用蓄電池容量の余りから小規模局用電源装置用蓄電池（直近上位規格）を選定し、当該小規模局用電源装置用蓄電池（直近上位規格）の組数を1とする。	
2 小規模局（大規模局以外の局をいう。以下同じ。）に設置する場合の設備量の算定		（1）局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値の合計に小規模局用電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の小規模局用電源装置用蓄電池容量とし、これを小規模局用電源装置用蓄電池（最大規格）の規定容量で除したものの（1に満たない端数は、切り捨てたものとする。）を当該局の小規模局用電源装置用蓄電池（最大規格）組数とする。また、それによって生じた小規模局用電源装置用蓄電池容量の余りから小規模局用電源装置用蓄電池（直近上位規格）を選定し、当該小規模局用電源装置用蓄電池（直近上位規格）の組数を1とする。	
3 投資額の算定		次の算定式により局ごとに規格ごとと整流装置用蓄電池投資額、規格ごとと交流無停電電源装置（100V）用蓄電池投資額、規格ごとと交流無停電電源装置（200V）用蓄電池投資額及び規格ごとと小規模局用電源装置用蓄電池投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。	
規格ごとと整流装置用蓄電池投資額Ⅱ当該規格メタルIP音声系整流装置用蓄電池組数		規格ごとと交流無停電電源装置（100V）用蓄電池投資額Ⅱ当該規格メタルIP音声系交流無停電電源装置（100V）用蓄電池組数×当該規格交流無停電電源装置（100V）用蓄電池単価	
規格ごとと交流無停電電源装置（200V）用蓄電池投資額Ⅱ当該規格メタルIP音声系交流無停電電源装置（200V）用蓄電池組数×当該規格交流無停電電源装置（200V）用蓄電池単価		規格ごとと交流無停電電源装置（200V）用蓄電池投資額Ⅱ当該規格メタルIP音声系交流無停電電源装置（200V）用蓄電池組数×当該規格交流無停電電源装置（200V）用蓄電池単価	
電力1 設備量の算定		規格ごとと小規模局用電源装置用蓄電池投資額Ⅱ当該規格メタルIP音声系小規模局用電源装置用蓄電池組数×当該規格小規模局用電源装置用蓄電池単価	
（1）設備量の算定		（1）大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置を要する設備の所要電流値の合計に整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを整流装置受電容量とする。	
（2）大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（100V）を要する設備の所要電力容量及び交流無停電電源装置（200V）を要する設備の所要電力容量の合計を交流無停電電源装置総合効率で除したものを交流無停電電源装置電力容量とする。		（3）大規模局ごとに、当該局の種別ごとと空調設備台数に当該種別ごとと空調設備1台当たり電力容量を乗じたものを全ての種別について合計したものを空調設備電力容量とする。	
（4）（1）から（3）までにより求めた電力容量の合計を当該局の受電装置所要容量とし、これを受電装置（最大規格）の規定容量で除したものの（1に満たない端数は、切り捨てたものとする。）を当該局の受電装置（最大規格）台数とする。また、それによって生じた受電装置所要容量の余りから受電装置（直近上位規格）を選定し、当該受電装置（直近上位規格）の台数を1とする。		（5）（1）から（4）までにおいて、メタルIP電話相当分の所要電力容量により算定した受電装置所要容量を当該局のメタルIP音声系受電装置所要容量とする。	
2 投資額の算定		次の算定式により局ごとと受電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、受電装置投資額を算定する。	
局ごとと受電装置投資額ⅡメタルIP音声系受電装置所要容量×受電装置単位容量当たり単価		局ごとと受電装置投資額ⅡメタルIP音声系受電装置所要容量×受電装置単位容量当たり単価	
電力1 設備量の算定		（1）大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置の整流器ユニット数の合計に整流装置（発電）	
（1）大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置を要する設備の所要電流値の合計に整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを整流装置発電容量とする。		（2）大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（100V）を要する設備の所要電力容量及び交流無停電電源装置（200V）を要する設備の所要電力容量の合計を交流無停電電源装置総合効率で除したものを交流無停電電源装置電力容量とする。	
（3）大規模局ごとに、当該局の種別ごとと空調設備台数に当該種別ごとと空調設備1台当たり電力容量を乗じたものを全ての種別について合計したものを空調設備電力容量とする。		（4）（1）から（3）までにより求めた電力容量の合計を当該局の発電装置所要容量とし、これを発電装置（最大規格）の規定容量で除したものの（1に満たない端数は、切り捨てたものとする。）を当該局の発電装置（最大規格）台数とする。また、それによって生じた発電装置所要容量の余りから発電装置（直近上位規格）台数を選定し、当該発電装置（直近上位規格）の台数を1とする。	
（5）（1）から（4）までにおいて、メタルIP電話相当分のユニット数及び所要電力容量により算定した発電装置所要容量を当該局のメタルIP音声系発電装置所要容量とする。		2 投資額の算定	
次の算定式により局ごとと発電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、発電装置投資額を算定する。		局ごとと発電装置投資額ⅡメタルIP音声系発電装置所要容量×（発電装置単位容量当たり単価）×発電装置単位容量当たり停電対策増分単価	
局ごとと発電装置投資額ⅡメタルIP音声系発電装置所要容量×（発電装置単位容量当たり単価）×発電装置単位容量当たり停電対策増分単価		局ごとと発電装置投資額ⅡメタルIP音声系発電装置所要容量×（発電装置単位容量当たり単価）×発電装置単位容量当たり停電対策増分単価	
電力1 設備量の算定		（1）大規模局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を小規模局用電源装置（RT-BOX）以外の小規模局用の1台当たり最大電流で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の小規模局用電源装置（RT-BOX）以外の小規模局用）台数とし、データサービス	
（1）大規模局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を小規模局用電源装置（RT-BOX）以外の小規模局用の1台当たり最大電流で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の小規模局用電源装置（RT-BOX）以外の小規模局用）台数とし、データサービス		（1）局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を小規模局用電源装置（RT-BOX）以外の小規模局用の1台当たり最大電流で除したものの（1に満たない端数は、切り捨てたものとする。）を当該局の小規模局用電源装置（RT-BOX）以外の小規模局用電源装置（RT-BOX）用最大規格）1台当たり最大電流で除したものの（1に満たない端数は、切り捨てたものとする。）を当該局の小規模局用電源装置（RT-BOX）用最大規格）台数とする。また、それによって生じた所要電流値の余りから小規模局用電源装置（RT-BOX）用直近上位規格）を選定し、当該小規模局用電源装置（RT-BOX）用直近上位規格）の台数を1台とする。	
（2）（1）で算定した規格ごとと小規模局用電源装置（RT-BOX）用）台数からデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（電流比により算定するものとする。）を控除したものを（電流比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の規格ごととメタルIP音声系小規模局用電源装置（RT-BOX）用）台数とする。		3 投資額の算定	
次の算定式により局ごとに小規模局用電源装置（RT-BOX）以外の小規模局用）投資額及び規格ごとと小規模局用電源装置（RT-BOX）用）投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、小規模局用電源装置投資額を算定する。		小規模局用電源装置（RT-BOX）以外の小規模局用）投資額ⅡメタルIP音声系小規模局用電源装置（RT-BOX）以外の小規模局用）台数×小規模局用電源装置（RT-BOX）以外の小規模局用）単価	
規格ごとと小規模局用電源装置（RT-BOX）用）投資額Ⅱ当該規格メタルIP音声系小規模局用電源装置（RT-BOX）用）台数×当該規格小規模局用電源装置（RT-BOX）用）単価		規格ごとと小規模局用電源装置（RT-BOX）用）投資額Ⅱ当該規格メタルIP音声系小規模局用電源装置（RT-BOX）用）台数×当該規格小規模局用電源装置（RT-BOX）用）単価	
電力1 設備量の算定		（1）所要電流値ごとに、可搬型発電機規定容量を	
（1）所要電流値ごとに、可搬型発電機規定容量を		及び光IP電話に係るもの（電流比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系小規模局用電源装置（RT-BOX）以外の小規模局用）台数とする。	
2 RT-BOXに設置する場合の設備量の算定		（1）局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を小規模局用電源装置（RT-BOX）用最大規格）1台当たり最大電流で除したものの（1に満たない端数は、切り捨てたものとする。）を当該局の小規模局用電源装置（RT-BOX）用最大規格）台数とする。また、それによって生じた所要電流値の余りから小規模局用電源装置（RT-BOX）用直近上位規格）を選定し、当該小規模局用電源装置（RT-BOX）用直近上位規格）の台数を1台とする。	
（2）（1）で算定した規格ごとと小規模局用電源装置（RT-BOX）用）台数からデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（電流比により算定するものとする。）を控除したものを（電流比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の規格ごととメタルIP音声系小規模局用電源装置（RT-BOX）用）台数とする。		3 投資額の算定	
次の算定式により局ごとに小規模局用電源装置（RT-BOX）以外の小規模局用）投資額及び規格ごとと小規模局用電源装置（RT-BOX）用）投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、小規模局用電源装置投資額を算定する。		小規模局用電源装置（RT-BOX）以外の小規模局用）投資額ⅡメタルIP音声系小規模局用電源装置（RT-BOX）以外の小規模局用）台数×小規模局用電源装置（RT-BOX）以外の小規模局用）単価	
規格ごとと小規模局用電源装置（RT-BOX）用）投資額Ⅱ当該規格メタルIP音声系小規模局用電源装置（RT-BOX）用）台数×当該規格小規模局用電源装置（RT-BOX）用）単価		規格ごとと小規模局用電源装置（RT-BOX）用）投資額Ⅱ当該規格メタルIP音声系小規模局用電源装置（RT-BOX）用）台数×当該規格小規模局用電源装置（RT-BOX）用）単価	

型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室
型機	動機	電機	機室	物室</

型機	電動機	機室	地室
発乗じ、全ての所要電流値について合計した発乗ものを可搬型発動発電機所要容量とする。 (2) 可搬型発動発電機容量を小規模局ごとの総電流値により配賦したものを当該局の可搬型発動発電機容量とし、データ系サービース及び光I/P電話に係るもの(当該局の電力容量比により算定するものとする)を控除したものを当該局のメタルI/P音声系可搬型発動発電機所要容量とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごとに可搬型発動発電機投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、可搬型発動発電機投資額を算定する。 可搬型発動発電機投資額ⅡメタルI/P音声系可搬型発動発電機所要容量×可搬型発動発電機単位容量当たり単価 RTI BOX以外の局の機械室建物の建設備量の算定 (1) 局ごとに、次のアからスまでにより求めた面積の合計を当該局のネットワーク設備面積とする。 ア メタル回線収容装置の架数に当該設備の架数なり面積を乗じたもの イ CSの架数及びCS用DBの架数に、それぞれ当該設備の架数なり面積を乗じたものを合計したもの ウ 無線伝送装置の変復調回線切替装置の架数及び無線送受信装置の架数に、それぞれ当該装置の架数なり面積を乗じたものを合計したもの エ 衛星通信設備のTDMA装置の架数、衛星送受信装置の架数及び衛星回線制御装置の架数に、それぞれ当該装置の架数なり面積を乗じたものを合計したもの オ 消防警察トランクの架数に当該設備の架数なり面積を乗じたもの カ 警察消防回線集約装置の架数に当該設備の架数なり面積を乗じたもの キ SBCの架数、ENUMサーバの架数、DNSサーバの架数及び相互接続局共通設備の架数の合計に相互接続局設備共用架数なり面積を乗じたもの ク 主配線盤収容端子数を10,000で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に1万端子当たり必要主配線盤長を乗じたものに、作業スペース込みの主配線盤幅を乗じたもの	ケ 種別ごとに、光ケーブル成端架収容心線数を光ケーブル成端架単位面積当たり最大収容端子数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に光ケーブル成端架単位面積を乗じたものを、全ての種別について合計したもの コ 海底中間中継伝送装置用給電装置数に海底中間中継伝送装置給電装置の装置当たり面積を乗じたもの サ オペレーション設備の所要面積 シ 共用架搭載設備(メタル回線収容装置用L2SW、音声収容ルータ、共用収容ルータ、共用コアルータ、コア局用L2SW、PTN、CWD、中間中継伝送装置、インタフェース変換装置、関門系ルータ及び相互接続局用L2SW)ごとに当該設備のユニット数をそれぞれの共用架当たり最大搭載ユニット数で除し、全ての設備について合計したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする)を当該局の共用架数とし、これに共用架当たり所要面積を乗じたもの ス メタル回線収容装置、光信号分離装置、OLT、CS、海底中間中継伝送装置、無線伝送装置、衛星通信設備、消防警察トランク及び警察消防回線集約装置の各設備並びに相互接続局設備共用架及び共用架の更改のための面積のうち最大のものを(2)局ごとに、次のアからクまでにより求めた面積の合計を当該局の電力設備面積とする。 ア 整流装置系統数に整流装置基本部面積を乗じたもの及び整流装置増設架数に整流装置増設架面積を乗じたものの合計 イ 直流変換電源装置架数に直流変換電源装置架当たり単位面積を乗じたもの ウ 交流無停電電源装置種別及び規格ごとに、交流無停電電源装置台数に交流無停電電源装置所要面積を乗じたものの合計 エ 蓄電池種別及び規格ごとに、蓄電池組数に蓄電池所要面積を乗じたものの合計 オ 受電装置規格ごとに、受電装置台数に受電装置所要面積を乗じたものの合計 カ 発電装置規格ごとに、発電装置台数に発電装置所要面積を乗じたものの合計 キ 小規模局用電源装置種別及び規格ごとに、小規模局用電源装置台数に小規模局用電源装置所要面積を乗じたものの合計	ク 整流装置、交流無停電電源装置、蓄電池、受電装置及び小規模局用電源装置の各設備の更改のための面積の合計 (3) 局ごとに、種別ごとの空調設備台数に空調設備単位面積を乗じたものの合計を当該局の空調設備面積とする。 (4) 局ごとに、(1)クで算定した面積を当該局のケーブル室面積とする。 (5) 局ごとに、ネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積及びケーブル室面積の合計に、1から建物付帯設備面積付加係数を乗じたものを乗じ、建物付帯設備面積付加係数で除したものを当該局の建物付帯設備面積とする。 (6) (1)から(5)までにより求めたネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積、ケーブル室面積及び建物付帯設備面積の合計を当該局の機械室建物面積とする。 (7) (1)から(6)までにおいて、メタルI/P電話相当分の面積により算定した機械室建物面積を当該局のメタルI/P音声系機械室建物面積とする。 2 RTI BOXの機械室建物の設備量の算定 RTI BOX数を1とし、データ系サービース及び光I/P電話に係るもの(機械室建物の所要面積比により算定するものとする)を控除したものを当該局のメタルI/P音声系RTI BOX数とする。 3 投資額の算定 次の算定式により局ごと機械室建物投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、機械室建物投資額を算定する。 (1) 局舎種別が複数階層局の場合 局ごと機械室建物投資額ⅡメタルI/P音声系機械室建物面積×(複数階層局機械室建物建設単価+複数階層局機械室建物災害対策増分単価) (2) 局舎種別が無線単独局又は衛星通信単独局の場合 局ごと機械室建物投資額ⅡメタルI/P音声系機械室建物面積×局舎種別ごと機械室建物建設単価 (3) 局舎種別が平屋局であって(2)以外の場合 局ごと機械室建物投資額ⅡメタルI/P音声系機械室建物面積×(平屋局機械室建物建設単価+平屋局機械室建物災害対策増分単価)	設単価+平屋局機械室建物災害対策増分単価) (4) 局舎種別がRTI BOXの場合 局ごと機械室建物投資額ⅡメタルI/P音声系RTI BOX数×RTI BOX単価 機室土 1 局舎種別の選定基準 (1) 大規模局、無線併設局及び衛星通信併設局の局舎種別は複数階層局とし、無線単独局及び衛星通信単独局の局舎種別は平屋局とする。 (2) その他の局(RTI BOXを除く)の局舎種別は、複数階層局及び平屋局の場合についてそれぞれ算定した機械室建物及び機械室土地の資本コスト(減価償却費、利益対応税及び固定資産税の合計をいう。)及び保守コスト(施設保全費及び撤去費用の合計をいう。)の合計を比較し、より安価なものを選択する。 2 複数階層局の機械室土地の設備量の算定 (1) 局ごとに、機械室建物面積を当該局の容積率で除したものを、当該局の機械室土地面積とする。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階層局容積率で除したものを当該局の機械室土地面積とする。 (2) (1)の機械室土地面積から、データ系サービース及び光I/P電話に係るもの(機械室建物の所要面積比により算定するものとする)を控除したものを、当該局のメタルI/P音声系機械室土地面積とする。 3 平屋局の機械室土地の設備量の算定 (1) 局ごとに、機械室建物面積を平屋局容積率で除したものを、駐車スペース等土地面積及び地上鉄塔土地面積(無線伝送装置を設置する場合に限る。)の合計を当該局の機械室土地面積とする。 (2) (1)の機械室土地面積から、駐車スペース面積のうちデータ系サービース及び光I/P電話に係るもの(回線数比により算定するものとする。)及び駐車スペース以外の土地面積のうちデータ系サービース及び光I/P電話に係るもの(機械室建物の所要面積比により算定するものとする)を控除したものを当該局のメタルI/P音声系機械室土地面積とする。

[illegible]

メタルケーブル（中）規格対数	1，0	対	メタルケーブル（中）規格対数	1，2	対	メタルケーブル（大）規格対数	5	対	メタルケーブル（大）規格対数	10	対	メタルケーブル（大）規格対数	30	対	メタルケーブル（大）規格対数	50	対	メタルケーブル（大）規格対数	100	対	メタルケーブル（大）規格対数	200	対	メタルケーブル（大）規格対数	400	対	メタルケーブル（大）規格対数	600	対	メタルケーブル（小）最大規格対数	3，0	対	メタルケーブル（中）最大規格対数	1，2	対	メタルケーブル（大）最大規格対数	600	対	加入系光ケーブル規格心数（1）	8	心	加入系光ケーブル規格心数（2）	16	心	加入系光ケーブル規格心数（3）	24	心	加入系光ケーブル規格心数（4）	32	心	加入系光ケーブル規格心数（5）	40	心	加入系光ケーブル規格心数（6）	60	心	加入系光ケーブル規格心数（7）	80	心	加入系光ケーブル規格心数（8）	100	心	加入系光ケーブル規格心数（9）	120	心	加入系光ケーブル規格心数（10）	160	心	加入系光ケーブル規格心数（11）	200	心	加入系光ケーブル規格心数（12）	300	心	加入系光ケーブル規格心数（13）	400	心	加入系光ケーブル規格心数（14）	500	心	加入系光ケーブル規格心数（15）	600	心	加入系光ケーブル規格心数（16）	800	心
----------------	-----	---	----------------	-----	---	----------------	---	---	----------------	----	---	----------------	----	---	----------------	----	---	----------------	-----	---	----------------	-----	---	----------------	-----	---	----------------	-----	---	------------------	-----	---	------------------	-----	---	------------------	-----	---	-----------------	---	---	-----------------	----	---	-----------------	----	---	-----------------	----	---	-----------------	----	---	-----------------	----	---	-----------------	----	---	-----------------	-----	---	-----------------	-----	---	------------------	-----	---	------------------	-----	---	------------------	-----	---	------------------	-----	---	------------------	-----	---	------------------	-----	---	------------------	-----	---

無中継光ケーブル規格心線数(3)	3	2	心
無中継光ケーブル規格心線数(4)	4	0	心
無中継光ケーブル規格心線数(5)	6	0	心
無中継光ケーブル規格心線数(6)	8	0	心
無中継光ケーブル規格心線数(7)	10	0	心
変復調回線切替装置ユニット当たり最大収容52Mbps数	1		52Mbps
架当たりユニット数(変復調回線切替装置)	4		ユニット
無線送受信装置ユニット当たり最大収容52Mbps数	1		52Mbps
架当たりユニット数(無線送受信装置)	5		ユニット
クロック供給装置—1S架収容率(無線単独局)	0.8		個
ルット当たりアンテナ数	3		個
最大アンテナ搭載数	12		個
中継系最大規格心線数	300		心
混在収容時効率低下係数(遠隔収容装置)	1		
混在収容時効率低下係数(加入者交換機)	1		
海底用中間中継伝送装置最大規格収容システム数	4		システム
海底用中間中継伝送装置規格収容システム数	4		システム
トランスボンダ当たり最大接続可能回線数	149		回線
時分割多元接続装置架当たり最大収容回線数	298		回線
衛星送受信装置架当たり最大収容回線数	298		回線
加入者交換機最大搭載中継インタフェース数	54		架

中継交換機最大搭載中継インタフェース数	165		架
電話遠隔収容装置単位電流	28		A
電話遠隔収容装置単位電流最大収容回線数	20		回線
電話遠隔収容装置基本部面積	4.6		m ²
電話遠隔収容装置単位面積	8.4		m ²
電話遠隔収容装置単位面積最大収容回線数	20		回線
加入者交換機基本部電流	4.4		A
加入者交換機収容架単位電流	6.0		A
加入者交換機収容架最繁時総呼数	17.5		回線
加入者交換機収容架単位電流最大収容回線数	1.2		回線
加入者交換機収容架最繁時総呼数	73.8		A
加入者交換機収容架単位電流最大最繁時総呼数	167		KB
加入者交換機AC電流	3		A
加入者交換機基本部面積	0.81		m ²
加入者交換機収容架単位面積	2.8		m ²
加入者交換機収容架単位面積最大収容回線数	94		回線
中継交換機基本部電流	5.4		A
中継交換機収容架単位電流	3.1		A
中継交換機収容架単位電流最大収容チャネル数	30		チャネル
中継交換機AC電流	3		A
中継交換機基本部面積	1.4		m ²
中継交換機収容架単位面積	1.3		m ²
中継交換機収容架単位面積最大収容チャネル数	30		チャネル
多重変換装置基本部電流	461		A

多重変換装置ユニット電流	0		A
多重変換装置架面積	1.9		m ²
多重変換装置1アイランド最大架数	1		架
クロスコネクタ装置基本架電流	3.4		A
クロスコネクタ装置増設架基本部電流	2.3		A
クロスコネクタ装置ユニット電流	7.9		A
クロスコネクタ装置架面積	4.1		m ²
クロスコネクタ装置1アイランド最大架数	10		架
高速終端中継伝送装置156M基本部電流	5.4		A
高速終端中継伝送装置156Mユニット電流	0		A
高速終端中継伝送装置156M架面積	2.1		m ²
高速終端中継伝送装置156M1アイランド最大架数	1		架
高速終端中継伝送装置600M基本部電流	9.4		A
高速終端中継伝送装置600Mユニット電流	0		A
高速終端中継伝送装置600M架面積	2.1		m ²
高速終端中継伝送装置600M1アイランド最大架数	1		架
高速終端中継伝送装置2.4G基本部電流	1.2		A
高速終端中継伝送装置2.4Gユニット電流	0		A
高速終端中継伝送装置2.4G架面積	2.1		m ²
高速終端中継伝送装置2.4G1アイランド最大架数	1		架

高速終端中継伝送装置2.4G1アイランド最大架数	1		架
分岐挿入伝送装置600M基本部電流	1		A
分岐挿入伝送装置600Mユニット電流	6.1		A
分岐挿入伝送装置600M架面積	2.5		m ²
分岐挿入伝送装置600M1アイランド最大架数	1		架
分岐挿入伝送装置2.4G基本部電流	0		A
分岐挿入伝送装置2.4Gユニット電流	3.2		A
分岐挿入伝送装置2.4G架面積	2		m ²
分岐挿入伝送装置2.4G1アイランド最大架数	1		架
分岐挿入伝送装置10G基本部電流	5		A
分岐挿入伝送装置10Gユニット電流	5		A
分岐挿入伝送装置10G架面積	2		m ²
分岐挿入伝送装置10G1アイランド最大架数	1		架
クロック供給装置1S架単位電流	2		A
クロック供給装置1S架面積	4		m ²
クロック供給装置1G架単位電流	4		A
クロック供給装置1G架面積	4		m ²
クロック供給装置1G架基本部電流	1.1		A
クロック供給装置1G架1アイランド最大架数	1		架
中間中継伝送装置(52M)基本部電流	7.1		A
中間中継伝送装置(156M)基本部電流	1.9		A
中間中継伝送装置(600M)基本部電流	30		A

[illegible]

土地単価時点補正係数（東京都）	0.141	1
土地単価時点補正係数（神奈川県）	0.099	5
土地単価時点補正係数（新潟県）	0.177	5
土地単価時点補正係数（富山県）	0.188	2
土地単価時点補正係数（石川県）	0.081	0
土地単価時点補正係数（福井県）	0.037	0
土地単価時点補正係数（山梨県）	0.064	4
土地単価時点補正係数（長野県）	0.077	5
土地単価時点補正係数（岐阜県）	0.020	9
土地単価時点補正係数（静岡県）	0.006	2
土地単価時点補正係数（愛知県）	0.168	3
土地単価時点補正係数（三重県）	0.097	7
土地単価時点補正係数（滋賀県）	0.072	5
土地単価時点補正係数（京都府）	0.013	7
土地単価時点補正係数（大阪府）	0.029	4
土地単価時点補正係数（兵庫県）	0.052	9
土地単価時点補正係数（奈良県）	0.023	3
土地単価時点補正係数（和歌山県）	0.056	7
土地単価時点補正係数（鳥取県）	0.036	7
土地単価時点補正係数（島根県）	0.059	2
土地単価時点補正係数（岡山県）	0.031	3
土地単価時点補正係数（広島県）	0.023	6

土地単価時点補正係数（山口県）	0.037	2
土地単価時点補正係数（徳島県）	0.029	3
土地単価時点補正係数（香川県）	0.027	9
土地単価時点補正係数（愛媛県）	0.017	4
土地単価時点補正係数（高知県）	0.037	0
土地単価時点補正係数（福岡県）	0.036	6
土地単価時点補正係数（佐賀県）	0.067	5
土地単価時点補正係数（長崎県）	0.046	9
土地単価時点補正係数（熊本県）	0.062	0
土地単価時点補正係数（大分県）	0.159	1
土地単価時点補正係数（宮崎県）	0.028	9
土地単価時点補正係数（鹿児島県）	0.031	9
土地単価時点補正係数（沖縄県）	0.032	0
監視設備（総合監視）対投資額比率	0.015	0
監視設備（加入者交換機）対投資額比率	0.014	0
監視設備（中継交換機）対投資額比率	0.078	1
監視設備（市外線路）対投資額比率	0.036	3
監視設備（市内線路）対投資額比率	0.090	9
監視設備（伝送無線機械）対投資額比率	0.070	2

共通用建物 対投資額比率	0.070	1
共通用土地 対投資額比率	0.067	7
共通用土地単価補正係数	0.067	1
構築物 対投資額比率	0.067	5
機械及び装置 対投資額比率	0.060	7
車両 対投資額比率	0.060	2
工具、器具及び備品 対投資額比率	0.060	2
無形固定資産（交換機ソフトウェア）対投資額比率	0.060	2
無形固定資産（その他の無形固定資産）対投資額比率	0.060	3
第2表	数値	単位
項目	規格対数	対
メタルケーブル（小）	5	対
メタルケーブル（小）	10	対
メタルケーブル（小）	20	対
メタルケーブル（小）	30	対
メタルケーブル（小）	50	対
メタルケーブル（小）	100	対
メタルケーブル（小）	200	対
メタルケーブル（小）	400	対
メタルケーブル（小）	600	対

メタルケーブル（小）規格対数	800	対
メタルケーブル（小）規格対数	1,000	対
メタルケーブル（小）規格対数	1,200	対
メタルケーブル（小）規格対数	1,400	対
メタルケーブル（小）規格対数	1,600	対
メタルケーブル（小）規格対数	1,800	対
メタルケーブル（小）規格対数	2,000	対
メタルケーブル（小）規格対数	2,200	対
メタルケーブル（小）規格対数	2,400	対
メタルケーブル（小）規格対数	2,600	対
メタルケーブル（小）規格対数	2,800	対
メタルケーブル（小）規格対数	3,000	対
メタルケーブル（中）規格対数	3,200	対
メタルケーブル（中）規格対数	3,400	対
メタルケーブル（中）規格対数	3,600	対
メタルケーブル（中）規格対数	3,800	対
メタルケーブル（中）規格対数	4,000	対
メタルケーブル（中）規格対数	4,200	対
メタルケーブル（中）規格対数	4,400	対
メタルケーブル（中）規格対数	4,600	対
メタルケーブル（中）規格対数	4,800	対
メタルケーブル（中）規格対数	5,000	対

[illegible]

[illegible]

[illegible]

可搬型発動発電機規定容量 (3)	3	A kV
可搬型発動発電機規定容量 (2)	2	A kV
可搬型発動発電機規定容量 (1)	1	A kV
所要面積 (RT-BOX) (3)	9	m ²
小規模局用電源装置1台当たりの所要面積 (RT-BOX) (2)	9	m ²
所要面積 (RT-BOX) (1)	9	m ²
小規模局用電源装置1台当たりの所要面積 (小規模局)	7	m ²
最大電流 (RT-BOX) (3)	100	A
小規模局用電源装置1台当たりの最大電流 (RT-BOX) (2)	50	A
小規模局用電源装置1台当たりの最大電流 (RT-BOX) (1)	537	A
小規模局用電源装置1台当たりの最大電流 (小規模局)	150	A
発電装置所要面積 (19)	108	m ²
発電装置所要面積 (18)	108	m ²
発電装置所要面積 (17)	108	m ²
発電装置所要面積 (16)	108	m ²
発電装置所要面積 (15)	108	m ²
発電装置所要面積 (14)	72	m ²
発電装置所要面積 (13)	72	m ²
発電装置所要面積 (12)	72	m ²
発電装置所要面積 (11)	72	m ²
発電装置所要面積 (10)	72	m ²
発電装置所要面積 (9)	54	m ²
発電装置所要面積 (8)	54	m ²
発電装置所要面積 (7)	54	m ²
発電装置所要面積 (6)	36	m ²
発電装置所要面積 (5)	36	m ²
発電装置所要面積 (4)	36	m ²
発電装置所要面積 (3)	36	m ²
発電装置所要面積 (2)	36	m ²

可搬型発動発電機規定容量(4)	4	A	kV
可搬型発動発電機規定容量(5)	5	A	kV
可搬型発動発電機規定容量(6)	6	A	kV
可搬型発動発電機規定容量(7)	7	A	kV
可搬型発動発電機規定容量(8)	8	A	kV
可搬型発動発電機規定容量(9)	9	A	kV
可搬型発動発電機規定容量(10)	10	A	kV
可搬型発動発電機規定容量(11)	11	A	kV
可搬型発動発電機設置台数(1)	0	台	
可搬型発動発電機設置台数(2)	29	台	
可搬型発動発電機設置台数(3)	6	台	
可搬型発動発電機設置台数(4)	0	台	
可搬型発動発電機設置台数(5)	2	台	
可搬型発動発電機設置台数(6)	2	台	
可搬型発動発電機設置台数(7)	0	台	
可搬型発動発電機設置台数(8)	0	台	
可搬型発動発電機設置台数(9)	0	台	
可搬型発動発電機設置台数(10)	0	台	
可搬型発動発電機設置台数(11)	1	台	
複数階局舎容積率	400	%	
平屋局舎容積率	100	%	
駐車スペース等土地面積	90	m ²	
RT-BOX土地面積	75	m ²	
駐車スペース面積	21	m ²	
時分割多元接続装置架当たりDC電流	9.5	A/m ²	
時分割多元接続装置架当たり面積	1.4	m ²	
衛星送受信装置架当たりDC電流	36	A	
衛星送受信装置架当たり面積	7	m ²	
衛星回線制御装置架当たりDC電流	210	A	
衛星回線制御装置架当たり面積	4	m ²	

衛星回線制御装置架当たり面積	16.3	38	m ²
インタフェース変換装置1ユニット当たりDC電流	35	25	A
インタフェース変換装置共用架当たり最大搭載ユニット数	5	1	ユニット
土地単価時価補正係数	0.7	／架	／架
土地単価時点補正係数（北海道）	0.9	372	／架
土地単価時点補正係数（青森県）	0.6	723	／架
土地単価時点補正係数（岩手県）	0.7	125	／架
土地単価時点補正係数（宮城県）	1.1	305	／架
土地単価時点補正係数（秋田県）	0.6	269	／架
土地単価時点補正係数（山形県）	0.7	561	／架
土地単価時点補正係数（福島県）	0.8	232	／架
土地単価時点補正係数（茨城県）	0.7	157	／架
土地単価時点補正係数（栃木県）	0.7	236	／架
土地単価時点補正係数（群馬県）	0.7	276	／架
土地単価時点補正係数（埼玉県）	0.9	031	／架
土地単価時点補正係数（千葉県）	0.9	441	／架
土地単価時点補正係数（東京都）	1.1	041	／架
土地単価時点補正係数（神奈川県）	0.9	517	／架
土地単価時点補正係数（新潟県）	0.7	519	／架
土地単価時点補正係数（富山県）	0.8	261	／架
土地単価時点補正係数（石川県）	0.8	081	／架
土地単価時点補正係数（福井県）	0.7	037	／架

土地単価時点補正係数（山梨県）	0.4647	
土地単価時点補正係数（長野県）	0.577	
土地単価時点補正係数（岐阜県）	0.9207	
土地単価時点補正係数（静岡県）	0.2068	
土地単価時点補正係数（愛知県）	1.3680	
土地単価時点補正係数（三重県）	0.7987	
土地単価時点補正係数（滋賀県）	0.5728	
土地単価時点補正係数（京都府）	0.7139	
土地単価時点補正係数（大阪府）	0.4299	
土地単価時点補正係数（兵庫県）	0.9528	
土地単価時点補正係数（奈良県）	0.3238	
土地単価時点補正係数（和歌山県）	0.7556	
土地単価時点補正係数（鳥取県）	0.7036	
土地単価時点補正係数（島根県）	0.2597	
土地単価時点補正係数（岡山県）	0.3318	
土地単価時点補正係数（広島県）	0.6238	
土地単価時点補正係数（山口県）	0.2367	
土地単価時点補正係数（徳島県）	0.3296	
土地単価時点補正係数（香川県）	0.9276	
土地単価時点補正係数（愛媛県）	0.4017	
土地単価時点補正係数（高知県）	0.376	
土地単価時点補正係数（福岡県）	1.6360	

土地単価時点補正係数（佐賀県）	0.5677	
土地単価時点補正係数（長崎県）	0.9467	
土地単価時点補正係数（熊本県）	0.0629	
土地単価時点補正係数（大分県）	1.0598	
土地単価時点補正係数（宮崎県）	0.9287	
土地単価時点補正係数（鹿児島県）	0.9316	
土地単価時点補正係数（沖縄県）	0.0323	
監視設備（総合監視）対投資額比率	0.00150	
監視設備（収容局設備）対投資額比率	3.5064	
監視設備（コア局設備）対投資額比率	1.7081	
監視設備（市外線路）対投資額比率	9.3065	
監視設備（市内線路）対投資額比率	9.1090	
監視設備（伝送無線機械）対投資額比率	2.9097	
共用建物 対投資額比率	7.1007	
共用土地 対投資額比率	7.0670	
共用土地単価補正係数	1.79	
構築物 対投資額比率	5.6067	
機械及び装置 対投資額比率	7.2806	

車両 対投資額比率	2.0001	
工具、器具及び備品 対投資額比率	2.0060	
無形固定資産（ソフトウェアを除く。）対投資額比率	3.0042	

別表第3（第6条・第11条関係）

別表第3（第6条・第11条関係）	
第1項（第6条）関係（第11条関係）	
第2項（第6条）関係（第11条関係）	
第3項（第6条）関係（第11条関係）	
第4項（第6条）関係（第11条関係）	
第5項（第6条）関係（第11条関係）	
第6項（第6条）関係（第11条関係）	
第7項（第6条）関係（第11条関係）	
第8項（第6条）関係（第11条関係）	
第9項（第6条）関係（第11条関係）	
第10項（第6条）関係（第11条関係）	
第11項（第6条）関係（第11条関係）	
第12項（第6条）関係（第11条関係）	
第13項（第6条）関係（第11条関係）	
第14項（第6条）関係（第11条関係）	
第15項（第6条）関係（第11条関係）	
第16項（第6条）関係（第11条関係）	
第17項（第6条）関係（第11条関係）	
第18項（第6条）関係（第11条関係）	
第19項（第6条）関係（第11条関係）	
第20項（第6条）関係（第11条関係）	
第21項（第6条）関係（第11条関係）	
第22項（第6条）関係（第11条関係）	
第23項（第6条）関係（第11条関係）	
第24項（第6条）関係（第11条関係）	
第25項（第6条）関係（第11条関係）	
第26項（第6条）関係（第11条関係）	
第27項（第6条）関係（第11条関係）	
第28項（第6条）関係（第11条関係）	
第29項（第6条）関係（第11条関係）	
第30項（第6条）関係（第11条関係）	
第31項（第6条）関係（第11条関係）	
第32項（第6条）関係（第11条関係）	
第33項（第6条）関係（第11条関係）	
第34項（第6条）関係（第11条関係）	
第35項（第6条）関係（第11条関係）	
第36項（第6条）関係（第11条関係）	
第37項（第6条）関係（第11条関係）	
第38項（第6条）関係（第11条関係）	
第39項（第6条）関係（第11条関係）	
第40項（第6条）関係（第11条関係）	
第41項（第6条）関係（第11条関係）	
第42項（第6条）関係（第11条関係）	
第43項（第6条）関係（第11条関係）	
第44項（第6条）関係（第11条関係）	
第45項（第6条）関係（第11条関係）	
第46項（第6条）関係（第11条関係）	
第47項（第6条）関係（第11条関係）	
第48項（第6条）関係（第11条関係）	
第49項（第6条）関係（第11条関係）	
第50項（第6条）関係（第11条関係）	
第51項（第6条）関係（第11条関係）	
第52項（第6条）関係（第11条関係）	
第53項（第6条）関係（第11条関係）	
第54項（第6条）関係（第11条関係）	
第55項（第6条）関係（第11条関係）	
第56項（第6条）関係（第11条関係）	
第57項（第6条）関係（第11条関係）	
第58項（第6条）関係（第11条関係）	
第59項（第6条）関係（第11条関係）	
第60項（第6条）関係（第11条関係）	
第61項（第6条）関係（第11条関係）	
第62項（第6条）関係（第11条関係）	
第63項（第6条）関係（第11条関係）	
第64項（第6条）関係（第11条関係）	
第65項（第6条）関係（第11条関係）	
第66項（第6条）関係（第11条関係）	
第67項（第6条）関係（第11条関係）	
第68項（第6条）関係（第11条関係）	
第69項（第6条）関係（第11条関係）	
第70項（第6条）関係（第11条関係）	
第71項（第6条）関係（第11条関係）	
第72項（第6条）関係（第11条関係）	
第73項（第6条）関係（第11条関係）	
第74項（第6条）関係（第11条関係）	
第75項（第6条）関係（第11条関係）	
第76項（第6条）関係（第11条関係）	
第77項（第6条）関係（第11条関係）	
第78項（第6条）関係（第11条関係）	
第79項（第6条）関係（第11条関係）	
第80項（第6条）関係（第11条関係）	
第81項（第6条）関係（第11条関係）	
第82項（第6条）関係（第11条関係）	
第83項（第6条）関係（第11条関係）	
第84項（第6条）関係（第11条関係）	
第85項（第6条）関係（第11条関係）	
第86項（第6条）関係（第11条関係）	
第87項（第6条）関係（第11条関係）	
第88項（第6条）関係（第11条関係）	
第89項（第6条）関係（第11条関係）	
第90項（第6条）関係（第11条関係）	
第91項（第6条）関係（第11条関係）	
第92項（第6条）関係（第11条関係）	
第93項（第6条）関係（第11条関係）	
第94項（第6条）関係（第11条関係）	
第95項（第6条）関係（第11条関係）	
第96項（第6条）関係（第11条関係）	
第97項（第6条）関係（第11条関係）	
第98項（第6条）関係（第11条関係）	
第99項（第6条）関係（第11条関係）	
第100項（第6条）関係（第11条関係）	

[illegible]

各欄には、定額法及び定率法によるものの別に正味固定資産価額を記載すること。

別表第4の1（第6条関係） 費用算定方式					
第1表	費用算定方式	減価（＝投資額－最低残存価額）÷法定耐用年償却数）×法定耐用年数＋除去損）÷経済的耐用年数 土地は減価償却しない。除去損は最低残存価額とする。 通信伊豆大島と本土中継交換機間及び大石と中設備継交換局間の伝送路に係るもの 使用伝送路数×専用線料金単価 信号用中継交換機に係るもの 信号用中継交換機伝送路数×信号用中継交換機専用線料金単価 固定率法正味固定資産価額×固定資産税率 法定率法正味固定資産価額は、別表第2の1第1表に定める算出式により算定する。 施設加入者交換機に係るもの 保全投資額×投資額×施設保全費対投資額比率 （二次係数）＋投資額×施設保全費対投資額比率 （一次係数）＋加入者数×1加入者当たりの施設保全費＋都道府県別施設保全費 加入系線路に係るもの 設備延長k m×1 k m当たりの施設保全費 ＋加入者数×1加入者当たり施設保全費 中継系架空光ファイバ、中継系地下光ファイバ、海底光ケーブル、管路、自治体管路及び電線共同溝に係るもの 設備延長k m×1 k m当たりの施設保全費 中口径管路、とう道及び共同溝に係るもの 設備延長k m×1 k m当たりの施設保全費 監視設備（加入者交換機）に係るもの 投資額×投資額×施設保全費対投資額比率 （二次係数）＋投資額×施設保全費対投資額比率 （一次係数） その他のもの 投資額×施設保全費対投資額比率 道路電柱に係るもの 占用電柱本数×電柱1本当たり道路占用料 管路等（管路、中口径管路、とう道、電線共同溝、自治体管路、情報ボックス）に係るもの 管路等延長k m×管路等1 k m当たり道路占用料 き線点遠隔収容装置に係るもの			
第2表	費用算定方式	撤去投資額×撤去費用対投資額比率 試験直接費÷対直接費比率 研究直接費÷減価償却費÷通信設備使用料÷固定資産税÷施設保全費÷道路占用料÷撤去費用 接続加入者回線に係るもの 関連加入者回線数×1回線当たり接続関連事務費 中継伝送専用機能に係るもの 中継伝送専用型回線数×1回線当たり専用型接続関連事務費 専用回線管理運営費に係るもの 中継伝送専用型回線数×1回線当たり専用回線管理運営費 管理（施設保全費÷試験研究費÷接続関連事務共通費）×管理共通費比率 共通費	き線点遠隔収容装置台数×き線点遠隔収容装置1台当たり道路占用料 撤去投資額×撤去費用対投資額比率 試験直接費÷対直接費比率 研究直接費÷減価償却費÷通信設備使用料÷固定資産税÷施設保全費÷道路占用料÷撤去費用 接続加入者回線に係るもの 関連加入者回線数×1回線当たり接続関連事務費 中継伝送専用機能に係るもの 中継伝送専用型回線数×1回線当たり専用型接続関連事務費 専用回線管理運営費に係るもの 中継伝送専用型回線数×1回線当たり専用回線管理運営費 管理（施設保全費÷試験研究費÷接続関連事務共通費）×管理共通費比率 共通費	費用算定方式 減価（＝投資額－最低残存価額）÷法定耐用年償却数）×法定耐用年数＋除去損）÷経済的耐用年数 土地は、減価償却しない。除去損は最低残存価額とする。 通信伊豆大島と本土中継交換機間及び大石と中設備継交換局間の伝送路に係るもの 使用伝送路数×専用線料金単価 固定率法正味固定資産価額×固定資産税率 法定率法正味固定資産価額は、別表第2の1第2表に定める算出式により算定する。 施設（1） 加入系線路に係るもの 保全設備延長k m×1 k m当たりの施設保全費 ＋加入者数×1加入者当たり施設保全費 （2） 中継系架空光ケーブル、中継系地下光ケーブル、海底光ケーブル、電線共同溝、自治体管路、監視設備（市外線路）及び監視設備（市内線路）に係るもの 設備延長k m×1 k m当たりの施設保全費 （3） 管路、中口径管路、共同溝及びとう道に係るもの 設備延長k m×1 k m当たりの施設保全費 （4） 上記以外のもの	
別表第4の2（第6条関係） 共通費等の配賦基準	第1表	区分 試験研究費 接続関連事務費 管理共通費 通費	帰属対象設備 試験研究費 接続関連事務費 管理共通費 通費	配賦基準 直接費 投資額 施工費 試験研究費 接続関連事務費 通費 合計額 比	投資額×施設保全費対投資額比率 （1） 電柱に係るもの （2） 管路、中口径管路及びとう道に係るもの 設備延長k m×1 k m当たり道路占用料 （3） 電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスに係るもの 設備延長k m×1 k m当たり道路占用料 （4） き線点遠隔収容装置に係るもの き線点遠隔収容装置ユニット数×き線点遠隔収容装置1ユニット当たり道路占用料 撤去投資額×撤去費用対投資額比率 試験直接費÷対直接費比率 研究直接費÷減価償却費÷通信設備使用料÷固定資産税÷施設保全費÷道路占用料÷撤去費用 管理（施設保全費÷試験研究費）×管理共通費比率 共通費

費用 保守コストⅡ施設保全費＋道路占用料＋撤去 第2表										試験研究費 管理費 通費										監視設備 総合監視										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備										局設備 收容局設備									
-----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

加入者交換機都道府県別施設保全費 (沖縄県)	216,905 60	円
中継交換機施設保全費対投資額比率	0.343	
伝送装置施設保全費対投資額比率	0.268	
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(北海道)	95,307	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(青森県)	89,794	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(岩手県)	93,101	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(宮城県)	97,512	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(秋田県)	91,999	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(山形県)	94,480	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(福島県)	96,134	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(茨城県)	96,134	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(栃木県)	95,031	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(群馬県)	93,928	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(埼玉県)	90,101	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(千葉県)	95,095	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(東京都)	97,111	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(神奈川県)	91,011	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(新潟県)	93,101	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(富山県)	96,134	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(石川県)	96,409	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(福井県)	96,210	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(山梨県)	99,717	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(長野県)	95,582	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(岐阜県)	90,896	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(静岡県)	94,480	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(愛知県)	91,721	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(三重県)	94,471	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(滋賀県)	90,690	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(京都府)	98,691	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(大阪府)	90,896	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(兵庫県)	97,588	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(奈良県)	90,690	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(和歌山県)	90,345	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(鳥取県)	94,556	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(島根県)	94,556	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(岡山県)	96,210	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(広島県)	98,415	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(山口県)	96,761	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(徳島県)	98,691	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(香川県)	90,690	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(愛媛県)	97,133	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(高知県)	97,133	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(福岡県)	92,266	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(佐賀県)	91,447	円
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(長崎県)	98,911	円

加入系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（高知県）	14,25	m k / 円
加入系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（福岡県）	15,335	m k / 円
加入系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（佐賀県）	15,108	m k / 円
加入系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（長崎県）	14,652	m k / 円
加入系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（熊本県）	14,470	m k / 円
加入系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（大分県）	14,607	m k / 円
加入系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（宮崎県）	14,379	m k / 円
加入系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（鹿児島県）	14,652	m k / 円
加入系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（沖縄県）	13,332	m k / 円
加入系光ケーブル加入者回線当たり 施設保全費	20,120	線回 / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（北海道）	95,232	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（青森県）	89,685	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（岩手県）	93,013	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（宮城県）	97,450	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（秋田県）	91,904	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（山形県）	94,400	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（福島県）	96,064	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（茨城県）	96,064	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（栃木県）	94,994	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（群馬県）	93,845	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（埼玉県）	10,501	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（千葉県）	101,056	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（東京都）	107,711	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（神奈川県）	101,333	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（新潟県）	93,013	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（富山県）	96,064	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（石川県）	96,341	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（福井県）	86,080	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（山梨県）	99,669	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（長野県）	95,509	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（岐阜県）	90,794	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（静岡県）	94,400	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（愛知県）	91,072	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（三重県）	91,449	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（滋賀県）	89,62	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（京都府）	88,576	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（大阪府）	90,794	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（兵庫県）	87,467	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（奈良県）	89,62	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（和歌山県）	90,440	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（鳥取県）	84,16	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（島根県）	84,416	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（岡山県）	86,080	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（広島県）	88,298	m k / 円

中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（山口県）	86,35	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（徳島県）	88,576	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（香川県）	89,62	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（愛媛県）	87,189	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（高知県）	87,189	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（福岡県）	92,736	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（佐賀県）	91,349	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（長崎県）	88,576	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（熊本県）	87,467	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（大分県）	88,298	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（宮崎県）	86,912	m k / 円

中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（鹿児島県）	88,576	m k / 円
中継系光ケーブル延長1km当たり 施設保全費（沖縄県）	80,533	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設 設保全費（北海道）	321,302	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設 設保全費（青森県）	302,266	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設 設保全費（岩手県）	313,688	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設 設保全費（宮城県）	328,917	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設 設保全費（秋田県）	309,800	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設 設保全費（山形県）	318,447	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設 設保全費（福島県）	324,158	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設 設保全費（茨城県）	324,158	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設 設保全費（栃木県）	320,350	m k / 円

海底光ケーブル延長1km当たり施設 設保全費（群馬県）	316,543	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設 設保全費（埼玉県）	339,887	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設 設保全費（千葉県）	341,900	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設 設保全費（東京都）	364,134	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設 設保全費（神奈川県）	342,244	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設 設保全費（新潟県）	313,688	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設 設保全費（富山県）	324,158	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設 設保全費（石川県）	325,110	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設 設保全費（福井県）	289,829	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設 設保全費（山梨県）	336,331	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設 設保全費（長野県）	322,254	m k / 円

海底光ケーブル延長1km当たり施設 設保全費（岐阜県）	306,073	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設 設保全費（静岡県）	318,447	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設 設保全費（愛知県）	307,250	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設 設保全費（三重県）	307,977	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設 設保全費（滋賀県）	303,218	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設 設保全費（京都府）	298,588	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設 設保全費（大阪府）	306,736	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設 設保全費（兵庫県）	294,651	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設 設保全費（奈良県）	303,218	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設 設保全費（和歌山県）	304,694	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設 設保全費（鳥取県）	284,814	m k / 円

海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（島根県）	284,181	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（岡山県）	289,928	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（広島県）	297,707	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（山口県）	291,796	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（徳島県）	298,458	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（香川県）	303,182	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（愛媛県）	293,969	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（高知県）	293,629	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（福岡県）	312,736	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（佐賀県）	307,793	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（長崎県）	298,458	m k / 円

海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（熊本県）	294,651	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（大分県）	297,507	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（宮崎県）	292,748	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（鹿児島県）	298,458	m k / 円
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（沖縄県）	270,856	m k / 円
管路延長1km当たり施設保全費	46,894	m k / 円
中口径管路延長1km当たり施設保全費	46,894	m k / 円
とう道延長1km当たり施設保全費	46,894	m k / 円
共同溝延長1km当たり施設保全費	46,894	m k / 円
自治体管路延長1km当たり施設保全費	46,894	m k / 円
電線共同溝延長1km当たり施設保全費	46,894	m k / 円

電力設備施設保全費対投資額比率	30.42	m k / 円
可搬型発動発電機施設保全費対投資額比率	30.42	m k / 円
機械室建物施設保全費対投資額比率	30.42	m k / 円
監視設備（総合監視）施設保全費対投資額比率	30.42	m k / 円
監視設備（加入者交換機）施設保全費対投資額比率（二次係数）	30.42	m k / 円
監視設備（加入者交換機）施設保全費対投資額比率（一次係数）	30.42	m k / 円
監視設備（中継交換機）施設保全費対投資額比率	30.42	m k / 円
監視設備（市外線路）市外線路延長1km当たり施設保全費	30.42	m k / 円
監視設備（市内線路）市内線路延長1km当たり施設保全費	30.42	m k / 円
監視設備（伝送無線機械）施設保全費対投資額比率	30.42	m k / 円
共用建物施設保全費対投資額比率	30.42	m k / 円
構築物施設保全費対投資額比率	30.42	m k / 円
機械及び装置施設保全費対投資額比率	30.42	m k / 円
車両施設保全費対投資額比率	30.42	m k / 円
工具、器具及び備品施設保全費対投資額比率	30.42	m k / 円

無形固定資産（交換機ソフトウェア）施設保全費対投資額比率	0	m k / 円
無形固定資産（その他の無形固定資産）施設保全費対投資額比率	0	m k / 円
電柱1本当たり道路占用料	248	本 / 円
管路1km当たり道路占用料	229,225	m k / 円
中口径管路1km当たり道路占用料	229,225	m k / 円
とう道1km当たり道路占用料	215,336	m k / 円
情報ボックス1km当たり道路占用料	215,336	m k / 円
自治体管路1km当たり道路占用料	215,336	m k / 円
電線共同溝1km当たり道路占用料	215,336	m k / 円
き線点遠隔収容装置1台当たり道路占用料	215,336	m k / 円
主配線盤末端回線側比率	0.5	台 / 円
光ケーブル成端架端末端回線側比率	0.5	台 / 円
機械設備撤去費用対投資額比率	0.5	台 / 円
市外線路撤去費用対投資額比率	0.5	台 / 円
市内線路撤去費用対投資額比率	0.5	台 / 円

土木設備撤去費用対投資額比率	可搬型発動発電機撤去費用対投資額比率	建物撤去費用対投資額比率	構築物撤去費用対投資額比率	機械及び装置撤去費用対投資額比率	車両撤去費用対投資額比率	工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	試験研究費対直接費比率	1回線当たり接続関連事務費	1回線当たり専用回線管理運営費	管理共通費比率	専用型速度換算係数	専用型5.2M收容回線数	端末系交換回数比例比率	中継系交換回数比例比率	経済的耐用年数
59.0	0.0	97.0	60.4	70.4	48.0	70.0	20.0	0.0	45.7	13.6	22.3	67.2	41.0	13.5	
80	0	0	20	00	10	00	20	0	7	1	3	2	1	3	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	線回	線回	線回	線回	年

交換機	局設置遠隔收容	局設置簡易遠隔收容装置	伝送装置	き線点遠隔收容装置	無線伝送装置	通信衛星設備	架空メタルケーブル	地下メタルケーブル	陸上架空ケーブル	陸上地下ケーブル	海底光ケーブル	電柱	管路	中口径管路	とう道	共同溝	電線共同溝	無線アンテナ	無線鉄塔	空調設備	電力設備(整流装置)	電力設備(整流装置用蓄電池)	電力設備(直流変換電源装置)
32.9	13.0	51.3	03.1	13.5	59.3	99.9	53.5	44.4	25.5	30.3	26.6	22.1	66.5	66.5	75.5	75.5	66.5	32.4	32.4	82.2	71.5	99.9	42.0
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年

電力設備(交流無停電電源装置)	電力設備(交流無停電電源装置用蓄電池)	電力設備(小規模局用電源装置)	電力設備(小規模局用電源装置用蓄電池)	電力設備(発電装置)	電力設備(受電装置)	電力設備(可搬型発動発電機)	機械室建物	監視設備(総合監視)	監視設備(加入者交換機)	監視設備(中継交換機)	監視設備(伝送無線機械)	監視設備(市外線路)	監視設備(市内線路)	共用建物	構築物	機械及び装置	車両	工具、器具及び備品	無形固定資産(交換機ソフトウェア)	無形固定資産(その他の無形固定資産)
91.2	9.4	17.1	69.9	21.8	22.0	22.2	12.4	9.9	61.0	10.0	81.0	11.4	11.7	42.3	12.5	71.0	55.5	5.5	12.3	5.2
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年

第2表

項目	数値	単位
メタル回線收容装置施設保全費対投資額比率	40.2	円
メタル回線收容装置用L2SW施設保全費対投資額比率	50.1	円
主配線盤施設保全費対投資額比率	50.0	円
光ケーブル成端架施設保全費対投資額比率	35.0	円
伝送装置施設保全費対投資額比率	20.6	円
音声收容ルータ施設保全費対投資額比率	36.5	円
共用收容ルータ施設保全費対投資額比率	79.8	円
共用コアルータ施設保全費対投資額比率	68.8	円
コア局用L2SW施設保全費対投資額比率	95.1	円
CS施設保全費対投資額比率	80.7	円
関門系ルータ施設保全費対投資額比率	90.5	円
相互接続局用L2SW施設保全費対投資額比率	90.1	円
SBC施設保全費対投資額比率	0.5	円
ENUMサーバ施設保全費対投資額比率	0.5	円

[illegible]

海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（岐阜県）	3,000円/km	海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（静岡県）	3,411円/km	海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（愛知県）	3,000円/km	海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（三重県）	3,000円/km	海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（滋賀県）	3,300円/km	海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（京都府）	8,249円/km	海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（大阪府）	3,300円/km	海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（兵庫県）	4,269円/km	海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（奈良県）	3,300円/km	海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（和歌山県）	4,310円/km	海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（鳥取県）	4,281円/km	海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（島根県）	4,211円/km	海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（岡山県）	9,288円/km	海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（広島県）	7,590円/km	海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（山口県）	2,917円/km				
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（徳島県）	8,249円/km	海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（香川県）	3,320円/km	海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（愛媛県）	3,269円/km	海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（高知県）	3,269円/km	海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（福岡県）	3,271円/km	海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（佐賀県）	3,271円/km	海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（長崎県）	8,249円/km	海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（熊本県）	4,269円/km	海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（大分県）	7,259円/km	海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（宮崎県）	2,279円/km	海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（鹿児島県）	2,279円/km	海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（沖縄県）	5,849円/km	海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費	4,689円/km	共同溝延長1km当たり施設保全費	4,689円/km	共同溝延長1km当たり施設保全費	4,689円/km				
自治体管路延長1km当たり施設保全費	4,689円/km	電線共同溝延長1km当たり施設保全費	4,689円/km	電力設備施設保全費対投資額比率	2,304	機械室建物施設保全費対投資額比率	6,103	監視設備（総合監視）施設保全費対投資額比率	5,609	監視設備（収容局設備）施設保全費対投資額比率	5,609	監視設備（コア局設備）施設保全費対投資額比率	6,410	監視設備（市外線路）市外線路延長1km当たり施設保全費	6,309円/km	監視設備（市内線路）市内線路延長1km当たり施設保全費	0,611円/km	監視設備（伝送無線機械）施設保全費対投資額比率	8,260	共用建物施設保全費対投資額比率	6,103	構築物施設保全費対投資額比率	6,103	機械及び装置施設保全費対投資額比率	0,000	車両施設保全費対投資額比率	0,310	工具、器具及び備品施設保全費対投資額比率	6,016	メタル回線収容装置ソフトウェア施設保全費対投資額比率	4,020	音声収容ルータソフトウェア施設保全費対投資額比率	3,651
共用収容ルータソフトウェア施設保全費対投資額比率	7,950	共用コアソフトウェア施設保全費対投資額比率	8,080	CSソフトウェア施設保全費対投資額比率	8,070	関門系ルータソフトウェア施設保全費対投資額比率	8,050	SBCソフトウェア施設保全費対投資額比率	7,051	ENUMソフトウェア施設保全費対投資額比率	7,051	DNSサーバソフトウェア施設保全費対投資額比率	5,051	無形固定資産（ソフトウェアを除く）施設保全費対投資額比率	0	電柱1本当たり道路占用料	2,480円/本	管路1km当たり道路占用料	2,295円/km	中口径管路1km当たり道路占用料	2,295円/km	どう道1km当たり道路占用料	5,631円/km	情報ボックス1km当たり道路占用料	3,392円/km	自治体管路1km当たり道路占用料	3,392円/km	電線共同溝1km当たり道路占用料	3,392円/km	き線点遠隔収容装置1台当たり道路占用料	5,200円/台	機械設備撤去費用対投資額比率	9,027

[illegible]

電力設備（交流無停電電源装置用蓄電池）	9.4年
電力設備（小規模電力設備（小規模局用電源装置用蓄電池））	17.9年
電力設備（発電装置）	18.2年
電力設備（受電装置）	20.9年
電力設備（可搬型発動発電機）	22.5年
機械室建物	24.1年
監視設備（総合監視）	9.1年
監視設備（收容局設備）	10.6年
監視設備（コア局設備）	10.5年
監視設備（伝送無線機械）	10.8年
監視設備（市外線路）	14.1年
監視設備（市内線路）	17.4年
共用建物	23.1年
構築物	15.1年
機械及び装置	10.8年
車両	7.1年
工具、器具及び備品	5.5年
メタル回収容装設置ソフトウェア	5.5年
音声収容ルータソフトウェア	5.5年
共用収容ルータソフトウェア	5.5年
共用コアラータソフトウェア	5.5年

の直区設 固接分備	用備信の直区設 料使設通接分備	却価の直区設 費償減接分備	分 区 用 費				別表第5（第6条・第9条関係） 用明細表 第1表	設備区分別費
			置装容収隔遠簡 置装容収隔遠機換	分 区 用 費	備 設	設 局		

[illegible]

[illegible]

別表第7 (第19条関係)				
無線局の呼出符号				
無線局の呼出符号				
無線局の呼出符号				
無線局の呼出符号				

別表第7 (第19条関係) 法第33条第12項の総務省令で定める事項	
1呼出符号	総務省令で定める事項
総信号数	無線局の呼出符号
リレー・テイク指示に係る網保留時間	無線局の呼出符号
リダイレクション網使用機能(網内型) 接続処理時間	無線局の呼出符号
リダイレクション網使用機能(中継交換機接続型) 接続処理時間	無線局の呼出符号
リダイレクション網使用機能(加入者交換機接続型) 接続処理時間	無線局の呼出符号

別表第8 (第19条関係) 法第33条第12項の総務省令で定める事項の記録	
無線局の呼出符号	
項目名	単位
1. 呼出符号	無線局の呼出符号
無線局の呼出符号	無線局の呼出符号
リレー・テイク指示に係る網保留時間	無線局の呼出符号
リダイレクション網使用機能(網内型) 接続処理時間	無線局の呼出符号
リダイレクション網使用機能(中継交換機接続型) 接続処理時間	無線局の呼出符号
リダイレクション網使用機能(加入者交換機接続型) 接続処理時間	無線局の呼出符号